執務参考資料

第三国研修援助計画に関する
現地調査報告書

昭和44年10月

海外技術協力事業団

国際協力事業団
受入月日 '84. 5. 18 000
36
登録No. 05664 KA

目　　次

序　論

第1章　先進国の第三国研修援助　13頁

第1節　米国ＡＩＤの第三国研修援助の方針　13

第2節　英国の第三国研修援助の基本方針　15

第3節　オーストラリアの第三国研修援助の基本方針　16

第4節　ニュージーランドの第三国研修援助の基本方針　16

第2章　中国（台湾）における第三国研修の調査　19

1.　米国との取り決め　19

2.　中国側受入組織　19

3.　米国ＡＩＤと中国側との業務分担　19

4.　米国ＡＩＤと中国側との経費分担　20

5.　研修の内容　22

6.　Sending Country　24

7.　受入人数と受入能力　27

8.　フォローアップ・サービス　29

9.　琉球の特例　29

10.　台湾における第三国研修に対する日本の協力の可能性　30

11.　今後の展望　31

12.　中国側から日本への提言　32

別添資料　1.　ＡＩＤ台北所長よりＣＩＥＣＤの陶聲洋氏宛書簡　33

2.　同　6月21日付書簡　35

第3章　シンガポールにおける第三国研修の調査　41

第1節　シンガポール政府の体制　41

1.　実　　績　41

2.　一般的方針　41

3.　シンガポールの研修施設　41

JICA LIBRARY

1018939[7]

頁

第2節　オーストラリアのシンガポールに対する第三国研修援助　42
第3節　英国のシンガポールに対する第三国研修　42
第4節　ニュージーランドのシンガポールに対する第三国研修　43
第5節　Regional English Language Centre　43
第4章　タイにおける第三国研修の調査　51
第1節　タイ政府の体制　51
1.　第三国研修に対するタイ政府の受入方針　51
2.　第三国研修に対する先進国の援助状況　51
3.　日本のタイに対する第三国研修援助の可能性　54
4.　タイの二国間技術援助との関係　54
5.　域内研修施設　55
6.　Sending Country としてのタイ　56
第2節　米国のタイに対する第三国研修　58
1.　AIDとタイ政府との調整機構　58
2.　経費支出　61
3.　第三国研修と米国の二国間援助との関係　61
4.　Host Country としてのタイの将来についての米国の見方　62
5.　AID担当官の日本への助言　64
第3節　オーストラリアのタイに対する第三国研修　64
1.　ラオスよりの受入れ　64
2.　民間航空研修センターへの受入れ　65
3.　Sending Country としてのタイに対する援助　65
4.　米国の第三国研修との比較　65
第4節　英国のタイに対する第三国研修　66
別添資料　3. DTEC. General Order No. 7/2510 Procedural Regulation on Third Country Training in Thailand　67
4. Policy and Procedural Guidelines for the Administration of Third Country Participant Training in Thailand　69

頁

5. Australian/Thai/Laos "Third Country" Training Programme Suggested Procedural Arrangements 76

第5章 Asian Institute of Technology (AIT) 83

1. 概　　要 83

2. 各国援助の動向 83

3. 奨 学 金 88

別添資料 6. Proposal to the Canadian Government to Participate in the Asian Institute of Technology 92

第6章 フイリピンに於ける第三国研修の調査 101

第1節 フイリピン政府の体制 101

1. 第三国研修に対するフイリピン政府の受入方針 101

2. AID援助に基づつhost country としての実績 101

3. 国内研修機関の活用 104

4. 米国AIDとの事務処理方式 104

5. 研　　修 106

6. Sending Country としてのフイリピン 107

第2節 米国のフイリピンに対する第三国研修 107

1. 米国AIDの現地体制 107

2. 域内研修機関の活用 108

3. 経費分担 109

4. 今後の展望 110

5. 米国のフイリピンにおける第三国研修の特色 111

別添資料 7. Third Country Training in the Philippines 112

第7章 国際稲研究所(IRRI) 117

1. 概　　要 117

2. IRRIに対する外国援助 118

3. 日本の援助に対する期待 120

4. 研修についての奨学金供与の方式 122

5. IRRIが与える各種の技術援助 124

頁
6. 米作以外の研究部門 125
第8章 結 論 131
附 図 表
資料・図表索引

序　　論

(5)　第三国研修のメリット

(6)　第三国研修の障害

(7)　調査方法

(8)　第三国研修計画の方式

(9)　現地調査日程

序　　論

比の度アジア地域に於て米国のＡＩＤが実施している第三国研修援助計画の実情、及び域内の地域的研修修関を調査するため、台湾、シンガポール、タイフイリピンに出張したが、その現地調査状況を下記の通り報告する。将来わが国が域内研修に対する援助を行なう場合の計画立案の資となれば幸いである。

記

(1)　調査対象地

台湾、シンガポール、タイ、フイリッピン。

(2)　調査期間

昭和４４年８月２日から８月１６日まで。

(3)　調査メンバー

団長	事業団企画課長	井口武夫
随員	同課職員	門脇哲雄

(4)　調査目的

従来からコロンボ・プランは域内研修の強化を唱え、その為に先進国に対しては域内研修促進の為の第三国研修援助を要望しており、先般の外務省及び海外技術協力事業団主催の技術協力セミナーに於てもアジア諸国は日本に対して域内研修援助計画の為の援助を大いに期待している。

(5)　第三国研修のメリット

第三国研修のメリットとしてコロンボ・プラン事務局及び米国ＡＩＤが指摘している諸点は次の通りである。

(イ)　アジア諸国の需要（need）に合致したより効果的な訓練が出来る。例えば養蚕、稲作研究、地域開発等。

(ロ)　研修地の文化、社会、経済的及び風土等の類似性から研修員が適応（adjustment）をし易く、訓練の利用度も高くなる。

(ハ)　研修受入先が拡大され研修の Choice が増大する。

(ニ)　研修員一人当の経費が安く（近距離・生活費安）、それだけ多数訓練が出来る。

(ホ)　域内研修の促進により参加国の自助努力を強化し、かつ域内の相互協

力関係を助長する。

(ヘ) 頭脳流出(brain drain)問題を緩和することが出来る。

(ト) 言語の類似性による通訳の負担の解消。例えばラオスとタイ、英語国とフイリピン。

第三国研修に日本が今後乗り出すことはコロンボ・プラン加盟先進国として、低開発国の要請に応える所以であり、且つ日本国内の研修の補完補足的作用も期待され、また国内施設の大幅な増大の困難、研修監理員の不足を補う利点もある。

(6) 第三国研修の障害

第三国研修を促進する上での障害は、域内研修に対してなお幾つかの抵抗が残つているためで、コロンボ・プラン事務局は次の点を指摘している。

① 域外先進国の訓練機関の方がより優秀な研修を供与するとの固定観念の存在。

② 域内研修施設に関する具体的な資料及び情報の不足。

③ 域内研修施設として開発途上国内の研修施設を拡大、強化するための資金の不足。

④ 研修施設に対するhost-country 自体の需要が大きいため域内の第三国研修生に対する訓練機会のオファーと競合し、第三国研修の受入れが安定していない。

⑤ 各国の教育制度の相違により研修コースの水準がまちまちで選考資格が不統一である。

⑥ Sending Country の訓練需要が正確に把握されておらずそのNeedに研修内容が合致していない。

⑦ 域内の共通語の欠如あるいは英語使用の必要性から言語によるコミュニケーションの困難は軽減されない。

⑧ 域外研修に比べて域内の方が日額手当が低いとによる不満。

⑨ 域内の諸国相互間に外交代表部を有しない国があり研修のための連絡管理体制が不備になる。

(7) 調査方法

(A) Donor Country(援助供与国)の現地機関との意見交換及び資料収

集。

(イ) 中国、タイ、フイリピンの米国AID第三国研修担当官

(ロ) その他の先進国で第三国研修を行なつている国の現地機関

シンガポールーオーストラリア、英国、ニュージランド

タ　　　イーオーストラリア、英国

(B) Host Countny (研修員受入ロ)の受入機関との意見交換及び資料収集

中国、タイ、フイリピン、シンガポールの技術協力担当部局

中国;

経合会及び農復会

タイ;

経済技術協力者(Department of Technical and Economic Cooperation)

フイリピン;

National Economic Council,Ministry of Foreign Affair)

シンガポール;

Ministry of National Development Public Service Commission

(C) Sending Country (研修員派遣国)の派遣機関との意見交換

中国;

経合会

タイ;

経済技術協力省(Departmemt of Technical and Economic Cooporation)

フイリピン;

National Economic Council

シンガポール;

Ministry of National Development 及び Public Service Commission

(D) 国際機関で域内共同訓練及び研究を行なつていて、わが国が将来奨学

金を支給する対象となり得るものの探訪

タイ；

Asian Institute of Technology

フイリピン

International Rice Research Institute

シンガポール；

Regional English Language Centre

(8) 第三国研修計画の方式

通常は、三カ国が計画に参加し、Donor Country（援助供与国）、Host Country（研修員受入国）、及びSending Country（研修員派遣国）の三者で構成される。

具体的方式及び経費分担は関係国相互の合意により経費分担の内容はまちまちであるが、米国ＡＩＤの場合は、大体次のような方式である。なお、日本はかつて日米合同第三回研修計画を実施した時はHost Country であつたことがある。

(A) Donor Countryの業務

(イ) 資金負担

外国旅費及び国内旅費、滞在費、保険経費（但し、Host Country 又はSending Country が外国旅費を払つている場合も多く最近ＡＩＤは漸次Host Country 経費負担を求めている。）

(ロ) 運　営

年間見込計画案及び実施計画案の承認

(ハ) 研修実施機関の拡充

専門家の派遣、機材物品の供与

(B) Host Country の業務

(イ) 資金負担

研修附帯費（指導員報酬、研修資材費、授業料、施設使用費）

(ロ) 運　営

研修受入先及び宿泊のアレンジ、年間見込計画案及び実施計画案の作成

(ハ) 研修の実施

(C) Sending Country の業務

(イ) 研修の要請

(ロ) 研修員の人選

(ハ) 帰国研修員の活用に関する責任

図 1　　第三国研修計画

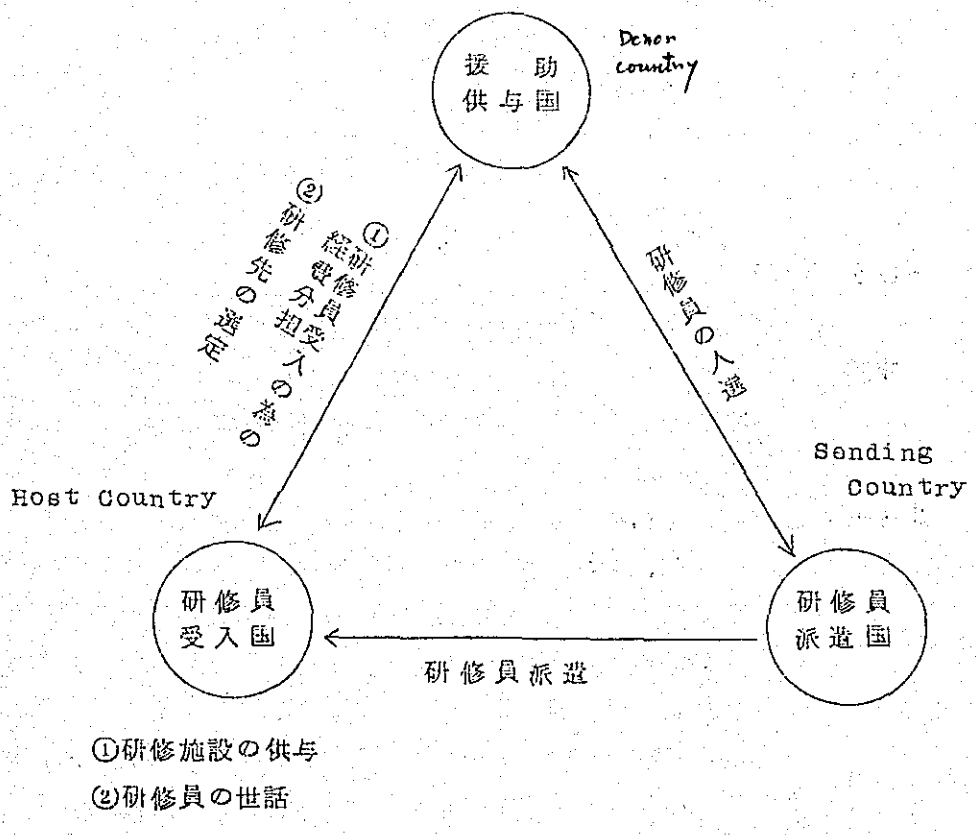

(9) 現地調査日程

第三国研修援助計画予備調査の日程は表1の通りである。

表1　調査日程表

月日(曜)	行程	記事
8月 2日(土)	東京発 台北着	
3日(日)	台北	原参事官、山本書記官らと懇談。
4日(月)	台北	(李職員同行) 午前、経合会の孫副処長氏らと会見。 午後、米国大使館 James 書記官と会見。 濃野参事官、李職員と懇談後資料整理。
5日(火)	台北	(李職員同行) 午前、農復会の胡執行秘書と会見。 午後、米国大使館の域内研修担当官 Monroe 氏と会見。 資料作成。
6日(水)	台北発 香港着	 香港総領事館新井領事と懇談。
7日(木)	香港発 シンガポール着	 柘植書記官と日程打合せ。山口参事官、柘植書記官らと懇談
8日(金)	シンガポール	(柘植書記官同行) 午前、シンガポール政府 Public Service Conmission の Mrs Foo と協議打合せ。国家開発省(Ministry Of National Developnent)の Mr, Ho Wing-yin と会見。午後、原型生産センター見学。オーストラリア大使館 Miss Ochiltree 担当官と会見。ニュージランド大使館 Miss Wilberg 書記官と会見。英国大使館 Browning 書記官と会見。SEAMEC の Regional English Longuage Centre を見学し所長の Mrs Tai

月日(曜)	行　程	記　　　　事
		Yu-Linと会見。
8月 9日(土)	シンガポール発	シンガポール150年祭(祭日) 原研生産センターの中野理事長、東南アジア漁業開発センターの浜島専門家らと懇談事情聴取。
	バンコク着	武田OTCA海外事務所長と打合せ。
10日(日)	バンコク	沢井参事官、英・木幡書記官、武田所長、高橋所員らと懇談。
11日(月)	バンコク	(木幡書記官、高橋所員同行) 午前、USAID研修部長のBromseth氏、域内研修担当官Camden氏と会見。 午後、経済技術協力省(Department of Technical and Economic Cooperation)のスーチヤート次長、ワンチヤイ国連課長らと会見。オーストラリア大使館Sheppard書記官と会見。英国大使館Edwards 書記官と会見。
12日(火)	バンコク	女王誕生日(祭日) 日本人専門家と懇談
13日(水)	バンコク発	Asian Institute of Technology のDr.Chang (Director of Development) と会見。
	マニラ着	北野OTCA海外事務所長と打合せ。北野所長、小規模工業センターの横瀬理事長、斉藤調整員、粕谷駐在員、伊藤調整員、日本人専門家らと懇談。
14日(木)	マニラ	(北野所長同行) 午前、National Economic Council のSalazar氏と会見。外務省情報文化局長のDr.Castrence及びコロンボ・プラン担当官のMrs.Rosal と会見。 午後、USAIDの研修部長代行Weems 氏、研修担当官のKawi 氏と会見。

月日(曜)	行　程	記　　　事
8月15日(金)	マニラ	（黒田研究生同行） 国際稲研究所（International Rice Research Institute）訪問。副所長のAthWal氏と会見しIRRIに対する外国援助の現況について資料入手。日本人のIRRIスタッフ及び熱帯農研の研究員と懇談。 マリキナの小規模工業センター訪問、専門家と懇談事情聴取。
16日(土)	マニラ発	（北野所長、黒田研究生、伊藤調整員同行） 帰国研修員との会食懇談。フイリピン工芸大学（Philippine Arts and Trade）見学。
	東京着	

第　1　章

先進国の第三国研修援助

第１節　米国ＡＩＤの第三国研修援助の基本方針

第２節　英国の第三国研修援助の基本方針

第３節　オーストラリアの第三国研修援助の基本方針

第４節　ニュージーランドの第三国研修援助の基本方針

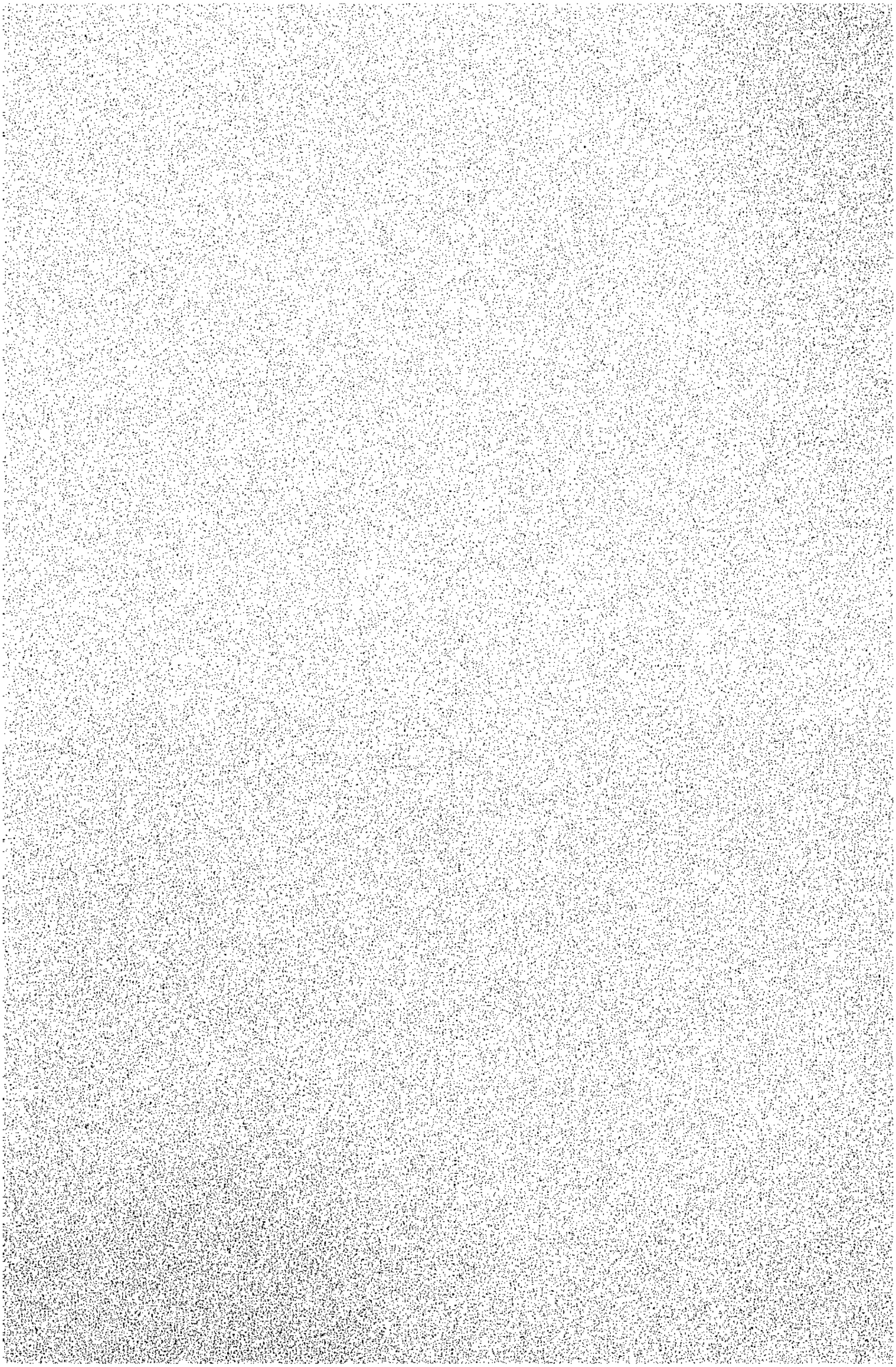

第１章　先進国の第三国研修援助

第１節　米国ＡＩＤの第三国研修援助の基本方針

米国は低開発国の域内で研修することを優先し、域内に適当な研修施設のある場合にはそれを活用する。

米国の行う第三国研修はＡＩＤの定義によれば研修生の自国外で、かつ、米国、カナダ、パナマ、ハワイ、プエルトリコ、沖縄、バーミユーダ等以外で行われる研修を言う。（過去の実績は附図表第３表及び第４表参照）

(A)　基本方針

(イ)　通常、要請国の隣国もしくは同じ地域内での研修を主眼とし、Host Country としては通常ＡＩＤのMission 又は代表部が設置されている国とし、工業国（先進国）にあつては米国との対ドル収支が黒字でない国とする。例えばヨーロッパ、日本、オーストラリア、ニユージーランド等には第三国研修援助は行われない。

(ロ)　米国の第三国研修の今後の動向は議会の対外援助資金割当額及びその中で、第三国研修の与えられる重要度並びに米国の国際収支がどの様に推移するかによる。しかし乍ら、米国としては米国内研修を減らす一方第三国研修の人数は今後も維持することに努め、米国の予算が削減されればそれだけ研修員受入国又は派遣国に経費分担を要求するのではないかと見られる。現に外国旅費はSending Country の負担としている場合も可成り見受けられ、また最近台湾に対してはPerdiem を除く研修附帯費、国内旅費、医療費等の負担を要求していることは比の間の事情を物語るものといえよう。

(ハ)　第三国研修の方式

①　米国の研修と組み合せるUS Third Country Combination Training

(2)　Host Country が複数にわたつているMulti Third Country Training

(3)　Host Country が１ケ国のみであるSingle Third Country Training

の三種類があり、いずれの方式をえらぶかはSending Country 駐在のＡＩＤMission とSending Country の意向による。

(ニ) 第三国研修の期間はさまざまであるが、大別すれば、

① 最低２～３週間以上の短期視察

② ２～３ケ月のゼミナール

③ １～３年のAcadmic Course etc

がある。

(ホ) 第三国研修は個別研修の他、集団研修もあるが、日本の集団コースと異なり多くは国別集団コースのようである。また受入施設が特別のカリキュラムを第三国研修員のために作定することもあるが、長期研修の場合は自国民と同種の研修コースに組み入れる場合が多いようである。

① 国内での研修を賄うに足る現地通貨が可能な場合（註、ＰＬ４８０のような余剰農産物の商品援助の現地積立金を指すと思われる。）

② 適切な研修機関、施設があり、特にＡＩＤ援助により開発されている場合（註、ＡＩＤが専門家や機材を供与して研修施設のレベルアップを計り、また指導者を米国で留学させているようなケースを、指すと思われる。）

③ 中級レベルの研修員であること。

④ 米国内に於けるよりも低コストの研修を第三国が提供可能な場合。

⑤ 気候、Iocal Problem 技術、言語、習慣等の相違により、米国内で効果的に出来ない特殊分野の研修。

(B) その他

(イ) Host Country に対する効果

ＡＩＤによれば、第三国研修はHost Country を開発して積極的に参加せしめる効果を持ち域内の研修機関、施設の拡充強化を促進せしめ除々に研修計画の管理、運営方法をHost Country に学ばさせ、それと同時に研修計画の運営に関係ある管理活動を自分で処理出来得るようにさせ、米国の援助がなくなつた時に自分で運営出来るよう自助努力を促すことが大切な効果とされている。

(ロ) アフター・ケアー

第三国研修に於けるアフター・ケアーは非常に重要であるが、その為の組織はAIDも十分でなくPost-evaluation も行なつておらず、そのフオーローアツプの為の出版物の定期送付も行なつていない由である。

(ハ) 他の地域

第三国研修は、当初は中南米で始め現在は中近東に於ても相当やつており、中近東のRegional Training Officer はベイルートのAmerican University とイスタンブールのRobert's College にいる。

アフリカは余り相互の第三国研修が盛んではないが、台湾に第三国研修で行く国も若干ある。

第2節 英国の第三国研修援助の基本方針

(イ) 英国は技術協力のグローバルな援助の絶対額(3,000万ポンド)は今後も維持する大方針であるが目下第三国研修援助については英国大蔵省で再検討を加えており、今後の方針は不明である。英国海外開発省は、類似の条件下にある第三国で研修を行なうことは効果的でその有用性は認めており、国際収支の点から問題はあるが第三国研修をやることには反対ではなく、特に英国によつてSupport されているHost Country の研修機関に対する有効な援助だと認めている。

他方、Foreign Exchange Costがかかるためポンド不安に悩む英国としては国際収支への負担を懸念しており今後Foreigh Exchange Cost のどの部分までカバーしうるかは明らかではない。(附図表第3表参照)

バンコク駐在の英国大使館Edwards 書記官は、英国海外開発省(Ministry of Overseas Development) のA.G.Horrell,Head of Development Administration and Training Departmentにコンタクトすることを勧めた。

(ロ) 第三国研修援助の対象としては

intra-regional な研修を目的とするRegional Institute をNational Instituteよりも Prefer する傾向がある。また英国内の研修とのCombination Training は行なつていない。

第3節　オーストラリアの第三国研修援助の基本方針

オーストラリア政府は第三国研修も、二国間技術援助の国別割当額の枠の中で実施しており、第三国研修を特に独自のプログラムとして予算化して積極的に推進するまでには至つていない。オーストラリア国内の研修とのCombination Training 及び英連邦諸国その他の第三国とのMulti Third Country Training の形は執つていず、Host Country 一国だけの研修を行なう建前である。

大使館の組織も未整備で技術協力担当職員が1名で当つている。なおオーストラリアとして、域内研修については現地にセンターを作ることを当面重視している由である。（過去の実績については附図表第3表参照）

第4節　ニュージーランドの第三国研修援助の基本方針

１９６９年にはニュージーランドのコロンボ・プラン予算は倍増し、2.25百万ドルから4.5百万ドルに増えた為、その効率的使用が問題になつておりニュージーランド政府は本年9月頃までには、増大するコロンボ・プラン援助のRe-assessmantを終える予定で、その中で第三国研修に対する援助の問題も取り上げられるので、今後具体的方針が明らかとなろう。なおニュージーランドも従来、自国内の研修に第三国研修を組合せる方式は執つていない。ニュージーランドとしては、従来専門家と機材を供与する方がプライオリテイが高く、外貨流出の点からも安全と考えている模様である。

第 2 章

中国（台湾）における第三国研修の調査

別添資料 1.　ＡＩＤ台北所長よりＣＩＥＣＤの陶聲洋氏宛書簡

〃　2.　同６月２１日付書簡

第2章　中国（台湾）に於ける第三国研修の調査

1.　米国との取り決め

(1)　米国政府との合意

(イ)　1965年6月10日付USAID台北所長より国際経済合作発展委員会（CIECD）陶聲洋氏宛書簡（別添資料1参照）。

(ロ)　同じく6月21日付書簡及び付属 Arrangement（別添資料2参照）

(2)　合意の形式

前記の援助供与機関と受入機関との間の書簡及び付属取り決め。（中国外交部長と米国大使との正式な合意なし）。

(3)　合意の内容

1965年6月を期して米国は台湾に対する経済援助を打切ることとなり、技術援助も打切りの対象とされた。しかしながら第三国研修生を台湾に受入れて訓練する計画は例外的に"indefinite period"に続けることに両政府機関が合意し、連合技術協助委員会（Joint Technical Assistance Committee）を通じて引き続き第三国研修生を訓練することとなつた。

2.　中国側受入組織

1965年6月以前

USAID 経合会 農復会	米国援助技術協助委員会

1965年7月以降

経合会 農復会	連合技術協助委員会

3.　米国AIDと中国側との業務分担

(1)　米国側

米国ＡＩＤがHost Country としての中国側とSending Country との連絡のチャンネルとなり、ＡＩＤがSending Country の意向打診、研修員の人選、渡航の斡旋等を行なう。

現在、米国大使館内に、１名のＡＩＤ域内研修担当官（Regional Training Officer）が居て、連合技術協助委員会の中にも同人のデスクがあるが、資金の支払いは一切マニラのＡＩＤがやつており、台北のＡＩＤ代表部（Representative）はタッチしない。

(2) 中国側

毎年受入れのプログラムを作りＡＩＤに提示する。各研修コース別に候補者の資格を決めるが研修生の最終人選はＡＩＤに委ねる。研修の受入れに関する

Quarterly ReportをＡＩＤに提出する。

空港到着から滞在、帰国までの一切の研修及び身辺の世話は中国側が責任を持つ。また帰国前に各研修員にEvaluation Report を提出させる。

帰国後のフオーローアツプは一般には行なつていず、研修委託先から自発的に追加文献を送付する程度である。

4. 米国ＡＩＤと中国側との経費分担

中国側は受入の経費は原則として全額米国ＡＩＤに出してもらつており、かつてわが国が日米合同第三国研修計画の際にわが国が負担した研修附帯費の負担すらしていない。このことは台湾の研修生の米国その他の第三国への派遣及び開発途上国への台湾の専門家派遣は中国政府の自己負担に基づいてやつているのとは対照的である。

なお琉球からの研修生受入れを相当広範に行なつているが、この受入れの経費は台湾側の負担になつている。

非常に注目すべきことは米国ＡＩＤが本調査の数ケ月前に中国政府に対して、もつと現地経費の経費分担をするよう要求したことであり、それによればPer Diem 以外の一切の経費（国内旅費、研修費、医療費、escort & interpreters のコスト等）を支払うことを要望した。

これに対し連合技術協助委員会の前委員長陶聲洋氏はreceptiveだつたが、委員長が交替した為、目下保留となつているが、米国ＡＩＤのMonroe氏は"next few weeks"に返事があるかもしれないと内話した。

AIDの狙いはかかる経費分担によりAIDの従来の研修費一人当りの経費負担⅓に減らし受入人数を今後も維持したいという考慮から出ており例え今年は台湾側が拒否しても何年か後には、ＡＩＤとしては実現させたい意図がある由。この点については今後ヴエトナムよりの研修生受入がどれだけ増大するかということと関連があり注目すべき点であろう。

(1) 外国旅費

Host country としての中国側は支払わず、donor 又は sending country が支払う。

(イ) Sending country が支払う場合

フイリピン、タイ

（台湾がsending country である時は支払う。）

(ロ) ＵＳＡＩＤが支払う場合

ラオス、ヴエトナム、インドネシア

(2) 現地経費（Local Cost）

(A) 項　目

(イ) Per diem（被服費は支払わない）

最初の２０日まで１１ドルそれ以降は９ドル。

① 短期滞在（Transit status）	９ドル
(2) 長期滞在（Residence status）	
a、Non － academic	９ドル
b、Academic	７ドル
c、その他	７ドル

(ロ) 国内旅費（Escortを含む）

(ハ) 研修付帯費（通訳謝金を含む）

(ニ) 医療費（保険会社と契約し一人１カ月2.5ドルのプレミアムを支払うが　保険の適用範囲が狭い為、minor illnessには適用されないで研修員の自己負担になる場合が多い。）

(B) 支払方法

中国側が経費を支出した後、USAIDのマニラofficeへvoucorを送付し2週間ごとに直接reimburseを受ける。

(3) 行政経費(Administrative cost)

中国政府が負担する。

(4) 宿泊施設

専用の宿泊施設はなく連合技術協助委員で中級クラスのホテル(1日4～5ドル)を世話する。また招待所(館)等の施設を持つ研修機関で研修する場合、宿泊料が安い時はper diemを最底6ドルまで下げることもある。

5. 研修の内容

(1) 研修の方法

(A) U S Third Country Combination Training

米国に受入れた研修生を帰途短期間立寄らせて見学させる方式。今後米国本土への受入れが減ればそれにつれて減る可能性がある。第三国研修全体の10%位がこの例である。

業種別には農業(農業普及、水利灌漑、農業組合)、公衆衛生、教育等が多い。

(B) Multi - Third Country Training

アジア地域の開発途上国二ケ国以上に跨つて行なう研修で、台湾の場合はフイリピンの研修とcombineさせた例が多い。行政ではタイと組み合わせている。90%は国別集団コースである。

業種の例として、家族計画、公衆衛生、看護、Vocational Industrial Educationが多い。

(C) Single Third Country Training

台湾のみに受入れて、他の国に於ける研修と組み合わせない。90%は集団コースである。

表2　研修生受入数（国別・業種別）　FY 1968

業種 / 国	農業	工業	公衆衛生	教育	行政	地域開発	総数
インドネシア	−	−	−	−	−	2	2
韓国	21	2	6	6	5	−	40
フイリピン	8	−	−	−	−	−	8
琉球	88	39	18	23	41	−	209
タイ	189	16	49	37	1	61	353
ヴエトナム	148	13	27	72	21	−	281
計	454	70	100	138	68	63	893

表3　研修生受入数（国別・業種別）　FY 1969

業種 / 国	農業	工業	公衆衛生	教育	行政	地域開発	総数
エチオピア	−	−	1	−	−	−	1
韓国	17	−	6	5	−	−	28
マダガスカル	1	−	−	−	−	−	1
フイリピン	12	4	−	−	−	−	16
ペルー	−	−	2	−	−	−	2
琉球	42	27	11	18	52	−	150
タイ	120	−	61	29	39	9	258
ヴエトナム	−	−	65	13	12	−	90
計	192	31	146	65	103	9	546

(2)　研修コースの設定

(イ)　集団研修コース

原則として国別に設定し各国語の通訳をつけるケースがある。但しMetal Industrial Training Centre は多数国の研修生を受入れている。

(ロ) 個別研修コース

英語を原則とする。（講師は英語を話せる人が多いが日本語で教えることも可能との説明あり。）

(3) 研修期間

平均3週間で85％は1ヵ月未満。最高は1年でon the job trainingが多く中国語が出来れば長期間滞在も可能。

(4) 研究先の選定

Sending Country とAIDとの協議により第三国研修のhost country を選び台湾で行なうことが決まれば、その研修委託先機関は中国政府が選定する。

6. 研修員派遣国（Sending Country）

(1) 国交のある国

アジア及び若干のアフリカ諸国。（アフリカの国によつては中国政府が経費負担をして直接受入れる場合もある由）

国別ではタイ、ヴエトナム、琉球、フイリピン、韓国が主であるが、1969年はヴエトナムからの受入れが徴兵の大幅適用により激減した。

（表14参照）

(2) 国交のない国

研修生受入れについては外交関係の有無を考慮せず、中共を承認している国からも受入れる。即ち米国AIDを通じて第三国研修のhost country として台湾を選びたいとの要請があれば、国交のない国に対してもビザを発出する。パキスタン、カンボデイア、ラオス、インドネシアがその例である。

表－4　研修生受入数（国別）
（FY1954 － FY1969）

総計 5,081人

国名	人数	国名	人数	国名	人数	国名	人数
タイ	1,741	日本	25	エチオピア	3	マダガスカル	2
ウエトナム	1,228	カンボデイア	16	セイロン	2	パキスタン	1
琉球	1,213	トルコ	12	ミクロネシア	2	ブラジル	1
フイリピン	413	イラン	5	インドネシア	2		
韓国	365	ダホメイ	4	シエラレオン	2		
ラオス	38	ネパール	4	ペルー	2		

表－5　研修生受入数（業種別）
（FY1954 － FY1969）

総計 5,081人

業種	人数	業種	人数	業種	人数
農業	2,409	工業	494	運輸	63
教育	826	行政	398	労働	3
公衆衛生	514	地域開発	328	その他一般	46

(3)　Sending Country としての台湾

(イ)　米国及び第三国へ送つた研修生

米国へ送る際は中国政府が経費を負担する。第三国へ送る際は中国政府が渡航費を負担する。

表－6　外国へ送つた台湾研修生（年度別）　総数 2,948人

年度	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
米国での研修	49	－	167	170	190	188	164	144	155	137
第三国での研修	－	14	－	61	49	59	77	78	117	133

年度	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	計
米国での研修	91	114	88	56	34	42	40	43	81	1,953
第三国での研修	85	145	90	44	6	2	8	11	16	995

表－7　外国へ送つた台湾研修生（業種別）

総数 2,948人

業種	農業	工鉱業	交通	教育	公衆衛生	行政	その他	総数
米国での研修	402	517	139	296	156	236	221	1,967
第三国での研修	340	229	23	202	48	40	99	981

(ロ)　タイへ送つた研修生

台湾人研修生のタイに於ける第三国研修は１９６９年２月までに僅か１８名に過ぎない。（表２４参照）

表－8　タイへ送つた研修生（業種別）

（FY1955 － 1969.2月）

業種	農業	教育	公衆衛生	計
人数	11	1	6	18

(ハ)　フイリピンへ送つた研修生

表－9　フイリピンへ送つた研修生（年度別）

（FY 1955 － 1969）

年度	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
人数	19	14	14	11	8	27	18	18

1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	計
16	13	17	12	5	－	－	192

（表－30参照）

(ニ)　韓国へ送つた研修生

FY1958－1967までに14名の台湾人研修生を第三国研修で韓国へ送つた。

（附図第6図参照）

(ホ)　国際機関

表－10　AITへ送つた研修生

（　）内卒業生

年度	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	計
人数	1	2	1(1)	1	4(2)	9(2)	20(2)	38(7)

（表28参照）

表－11　IRRIへ送つた研修生

年度／数	1963	1964	1965	1966	1967	1968	Man-years
18人	2.9	7.8	9.8	6.0	3.3	2.6	32.4

（表35参照）

7.　受入人数と受入能力

(1)　受入人数

毎年1,200名を目標にしており、中国政府は今後増やしたい意向を有している。うち半分位は農業関係である。従来の実績の最高は1968年度の893人で、1969年度はヴエトナムからの受入れが減り546人である。（表14･15 参照）

図2　台湾における第三国研修

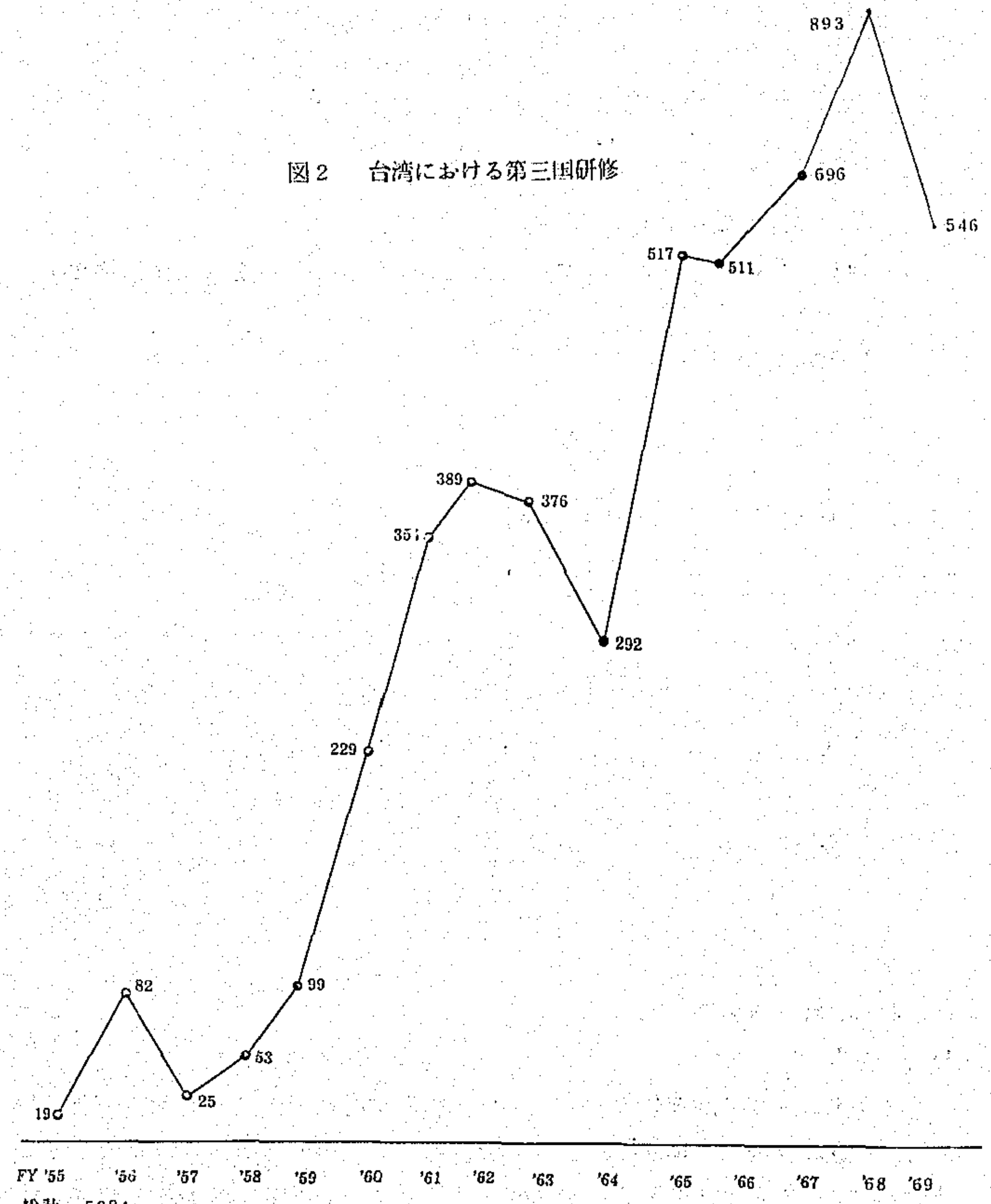

総計ー 5,081

(2) 受入機関

連合技術協助委員会は研修受入機関に受入れを強制する権限はないが、受入機関は一般に協力的であり、従来９９％は上記委員会から受入れの要請をすれば引き受けている。しかし、水稲稲作は限界で受入れの余地がない。また英語の話せる講師が不足して来ている。

また、研修委託先によつてはこのような研修が非常に手間がかゝるので必らずしも積極的でない処もある。

主な受入機関としては、

(1) 農　復　会

(2) 文　部　省

(3) 台湾省政府衛生処

(4) 台湾電力公司

(5) 自動車技術訓練センター

8. Follow - up Service

原則としてsending country に於て米国ＡＩＤがやる。連合技術協助委員会は文献・機材等は送らないし、ＡＩＤもこれをreimburse するシステムを取つていない。但し研修受入機関が自己負担で文献等を送ることはある由。

9. 琉球の特例

琉球に対しては他のアジアの開発途上国と違つた取扱いをしている。即ち１９６５年に中国政府に対するＡＩＤの直接の資金援助を打切つた以降、米国の要請に基づき琉球よりの研修生は現地経費一切を中国政府が負担して受入れている。この場合U S Civil Administration Ryukyus が軍用機の往復の航空賃１８ドルを支払つている。また琉球の第三国研修は台湾のみで行なわれる。

表－１２　琉球からの研修生受入数　（年度別）

年度	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	計
人数	23	13	129	161	1,63	62	229	155	209	150	1,294

表－13　琉球からの研修生受入数（業種別）

業種		農業	工業	公衆衛生	教育	行政	計
人数	FY1969	42	27	11	18	52	150
	FY1968	88	39	18	23	41	209

10.　台湾に於ける第三国研修に対する日本の協力の可能性

次のような可能性が考えられる。

(1)　Host country としての台湾が漸次米国ＡＩＤより肩代わりを求められており、台湾の現地経費を日本が出すことを考慮する。

(2)　域内研修（Intra - Regionol Training）の外国旅費、滞在費を米国ＡＩＤ又は域内諸国に代わつて出すことを考慮する。

(3)　ヴエトナムの復興援助と結びつけて台湾に於けるヴエトナム研修生受入れを援助する。即ちヴエトナムより毎年1,０００人を海外に研修員として送り出すことがＡＩＤの目標になつている由で、その２０％以上が台湾に来ることが予測されるので、これに対して日本も経費分担を申し出る。

１９６８年度のヴエトナム研修生は９２９人で、その内訳は米国へ４９３人、第三国へ４３６人で、このうち半数以上の２８１人が台湾へ来ている。（附図表第４表参照）

表－14　ヴエトナム研修生受入数（年度別）

年度	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961
人数	－	16	50	－	4	21	95	92

1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	計
85	48	82	81	159	382	281	90	1,486

表－15　ヴエトナム研修生受入数（業種別）

業　種	農業	工業	公衆衛生	教育	行政	計
人数 FY1968	1:8	13	27	72	21	281
FY1969	－	－	65	13	12	90

(4) 台湾のように米国援助が打ち切られた域内研修のhost countryに対しては、研修先の収容能力を増やす為日本が専門家、機材を出すことは有意義である。即ち米国は台湾に援助を打切つているので専門家、機材等を供与出来ない為、寧ろ日本が研修受入国に対して技術援助をすることは有益である。

(5) 日本と台湾との組み合わせ研修（combination training）を行ない農業、港湾建設、放送、metal industry等の分野で日本の研修と台湾の研修を結びつけて、相互に補完するようなカリキユラムを組む。

11. 今後の展望

今後、米国に於ける研修は段々に減少し域内研修が増大してゆく傾向があるが台湾に於ける第三国研修の伸びは次の三つの要因に左右されよう。

(1) 援助資金量

米国議会が北東アジア地域（台湾、韓国、フイリピン、インドネシア、ラオス、カンボデイア、タイ）に対して長期的に優先権を与えるかなお不明である。

(2) 米国の国際収支の動向

米国に研修生を受入れることは外貨節約になるとの考えもあり、その点域内研修は国際収支上ドル流出に繋がる点が問題で、米国のドル収支がどのように展開するかも注意を要する。

(3) ヴエトナム戦争の推移

ヴエトナムの平和が樹立されれば徴兵解除になつた技術者を民政復興の為大量に研修生を海外へ派遣する計画をＡＩＤは持つている。今後少なくとも3年間は毎年1,000名ぐらいのヴエトナム人研修生を海外に派遣する計画で、従来の実績に従えば、そのうちの20％ぐらいは台湾に来る可

能性がある。このようなヴエトナム復興期に台湾に於ける研修は増大する可能性がある。

12. 中国側から日本への提言

－日本が第三国研修に援助する場合－

(1) 台湾の研修委託先機関の責任者を事業団の研修プログラムを利用して招待すべきである。そのメリットとして次の点がある。

(イ) 研修委託先の理解と協力を得て、日本の援助に基く研修生の受入れに積極的になる。

(ロ) 日本の研修と台湾の研修をタイアップし相互に補完的なプログラムを作成することを可能ならしめる。（日本大使館も非常に賛成している）

(2) 中国側としては米国ＡＩＤ方式で、sending country との連絡、研修生の人選は日本大使館もしくは事業団の駐在員に任せる用意があるので日本の現地スタッフを強化することを希望する。

(3) 日本と台湾とのcombined training が最初のステップとして望ましく、日本で基礎的、理論的な研修を受けた後、帰路台湾に立寄りその応用実用訓練、見学等を行なうことが適当である。

日本へ数多くの研修生を送つている中国電視公司（中国テレビ）の社長もこの提案を支持しつつ、放送関係の場合にむしろ台湾でまず基礎訓練をやり、その後日本で上級訓練をやるのが名案ではないかと述べ、マレーシヤ、シンガポール、フイリピン、ヴエトナム、タイ、インドネシアの研修生を中国放送が受入れることを日本側が援助してくれることを希望した。

（別添資料1）

DEPARTMENT OF STATE
AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT
US AID REPRESENTATIVE CHINA. TAIPEI, TAIWAN

June 10, 1965

MC - 2169

Mr. S. Y. Dao
Secretary General
Council for International Economic
Cooperation and Development
Taipei, Taiwan

Dear Mr. Dao:

Subject: Joint Technical Assistance Committee, Post-FY1965

This is in reference to recent joint staff discussions regarding the future function of the Joint Technical Assistance Committee (JTAC) and the financing of training activities in the post-FY1965 program. The U. S. Government shares the concern and interest of the GRC in continuing, for an indefinite period, the training of third-country nationals in Taiwan as well as the training of Chinese nationals abroad.

It is the feeling of the Mission that the implementation of such training activities can best be continued under JTAC, appropriately reorganized to be composed of CIECD and JCRR representatives, with the JCRR membership including the JCRR American Commissioner or his designee. As in the past, the Committee will take action as necessary on training policy and will direct the operations of the JTAC Secretariat. The determination of off-shore training requirements and subsequent development of appropriate project-oriented training activities will be the respective responsibilities, of course, of CIECD and JCRR, within the framework of the Sino-American Fund for Economic Development (SAFED).

Since the function performed in the past by the JTAC Secretariat, and intended in the future, has been one essentially of overseeing the third-country training program and of servicing the broad program-related training needs of

CIECD and JCRR by advising on the feasibility of proposed off-shore training and implementing the approved activities, the administrative costs of the Secretariat, we feel, can be funded as a project under the SAFED. We also feel, however, that this function should appropriately be absorbed over time by CIECD, since the responsibility for implementation of the training program, according to the SAFED, is assumed by CIECD. We would hope, therefore, that CIECD's multi-year planning would take into account the need to gradually assimilate the JTAC Secretariat into the regular CIECD budget over the next few years.

At the request of AID/Washington the Mission is now preparing, jointly with the staff of CIECD, letters of agreement for the training of third-country nationals as well as the training of Chinese nationals abroad. These agreements will set forth the arrangements by which the on-going training program will continue beyond FY1965 and will be transmitted for your review and approval upon completion.

Sincerely yours,

/s/

Gerald H. Huffman
Acting Director

(別添資料2)

DEPARTMENT OF STATE
AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT
US AID REPRESENTATIVE CHINA, TAIPEI, TAIWAN

June 21, 1965

MC - 2231

Mr. S. Y. Dao, Secretary-General
Council for International Economic
Cooperation and Development
Taipei, Taiwan

Dear S. Y.:

Further reference is made to our letter MC-2169 of June 10, 1965 covering training of Chinese nationals abroad. This letter sets forth the procedures and arrangements for training nationals of other countries in Taiwan, Republic of China.

As indicated in our earlier letter, these arrangements have had general approval of AID/W, JCRR and CIECD in substance.

The Agency for International Development appreciates the spirit of mutual cooperation shown by the Government of the Republic of China in continuing to support the training program for the participants from the Ryukyu Islands sponsored by the U. S. Civil Administration of Ryukyu Islands.

We will appreciate your early approval or comments on these revised proposals in order for all concerned to initiate appropriate actions.

Sincerely yours,

/s/
Gerald H. Huffman
Acting Director

MGCook/zp
6/13/65

Enclosure

cc: AD CONT X/Tr (2)
EXO CIECD X/C&R (2)
PO JCRR

Arrangements for the Training Program in Taiwan for Nationals from Other Countries (Effective July 1, 1965)

I. Organizations and Responsibility

a. Organization - It has been generally agreed by CIECD, JCRR and USAID/C that the training program can best be continued under the Joint Technical Assistance Committee (JTAC), appropriately reorganized to be composed of CIECD and JCRR representatives. There will be three members from CIECD one of which will be the chairman and two members from JCRR. Since AID and the GRC are actually concerned with the successful continuation of training, the JCRR membership will include the JCRR American Commissioner or his designee who may be a member of the proposed AID Regional Training staff or the USAID Representative's staff.

b. Responsibility - The new JTAC will be responsible for the development of the training program and coordination with GRC agencies, establishment of training policy, determination of budget requirements, and determination of the scope of training activities. AID will carry Training Officer responsibility which may be discharged by the proposed FE Regional Training Officer.

II. Scope of Training Activities

The scope of training activities will be determined by the new JTAC with the advice and assistance of GRC agencies. In general, it will include projects sponsored by other USAID Missions, projects sponsored by the U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR) and other projects from Asian or other countries as approved by JTAC.

III. Financing of the New JTAC and Training Program in Taiwan

a. The training program is intended as a long term operation which may be continued for several years contingent on the training requirements of the GRC and AID. Therefore, the JTAC Secretariat staff, administrative and operating expenses will continue for the next few years as a Project under financing by the Sino-American Fund for Economic Development (SAFED) and will eventually be assimilated into CIECD.

b. Separate annual budgets for administration and operations will be submitted by the new JTAC through the appropriate CIECD channels, for SAFED financing.

c. The U.S. will finance per diem, local travel, training materials, insurance premiums, special instruction costs and interpreter services when needed for AID-sponsored participants with US owned local currency purchased with US dollars from Country Program Funds. PIO/P's should make adequate provisions for these costs. This should apply whether the training program is solely implemented in Taiwan or as a multiple country program.

d. Training in Taiwan for participants from the Ryukyu Islands sponsored by the USCAR will be financed under SAFED in the same manner as currently in effect by the GRC.

IV. <u>Project Implementation</u>

a. Personnel - The present JTAC Secretariat composed of Chinese nationals who are entirely familiar with training operations and procedures will be retained to serve under the new JTAC and will continue their activities of implementing training projects,

b. <u>Administrative Policies and Procedures</u> - The JTAC Secretariat under the direction of the Committee will continue to initiate, and develop the administrative policies and procedures necessary to implement the training program.

V. <u>Program Implementation</u>

a. <u>Documentation</u> - The processing of documentation pertaining to participant training will necessarily be the responsibility of the new JTAC. The documentation and procedures currently used by JTAC will continue to be used for participants sent to ROC by other USAIDs and the USCAR. Where appropriate, the documentation for participants from countries in which there is no USAID may be developed by the new JTAC in conjunction with GRC agencies.

b. <u>Communication</u> - In order to facilitate communica-

tion between JTAC and AID/W, other USAID Missions and USCAR on training matters, the USAID Representative/US Embassy communication channels will be used. The new JTAC will be responsible for the preparation of correspondence and will obtain such clearances as may be necessary and routed through the appropriate channels.

第 3 章

シンガポールにおける第三国研修の調査

第1節　シンガポール政府の体制

第2節　オーストラリアのシンガポールに対する
　　　　第三国研修援助

第3節　英国のシンガポールに対する第三国研修

第4節　ニュージーランドのシンガポールに対する
　　　　第3国研修

第5節　Regional English Language Centre

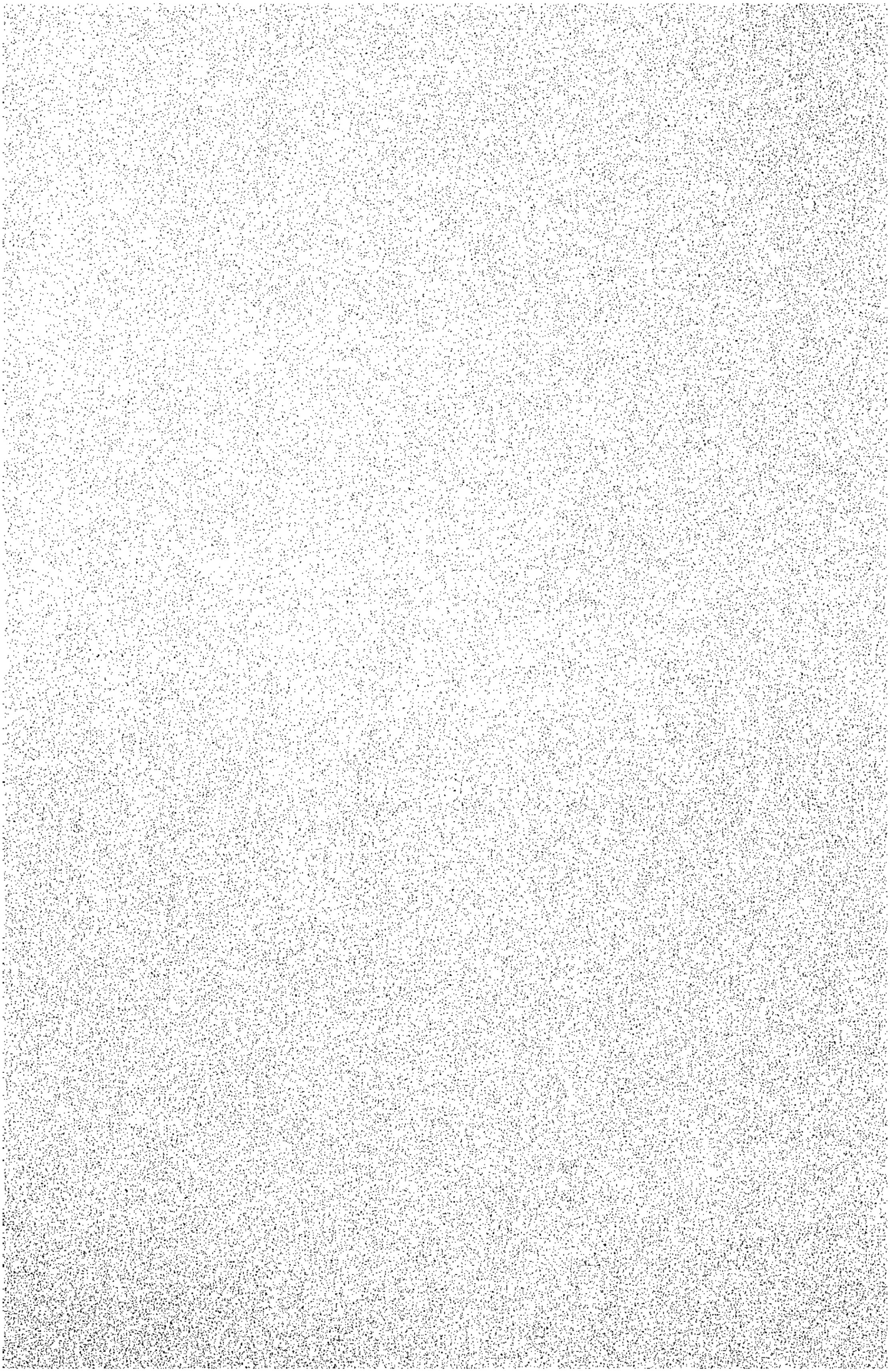

第3章　シンガポールに於ける第三国研修の調査

第1節　シンガポール政府の体制（担当官庁　Ministry of National Development）

1. 実　績

調査時点ではシンガポールで第三国研修の受入れは行なわれていなかつた。しかし、昨年末まではオーストラリアの第三国研修のhost countryとして、マレーシヤ人を若干シンガポール工芸学校（Singapore Polytechnic）に受入れていた事例があつた。米国はＡＩＤの現地機関がなく何らの援助もしておらず、その他の国からもアプローチはない。またシンガポールがsending country として第三国研修の利益を受けた例もない。

シンガポールのオファーする二国間研修（Bilateral Training）は短期（３～６ケ月間）であるのに対して、従来第三国研修は長期（５～６年のケーもあつた）にわたり、大学で学位を修得するので研修経費がかゝつたと言われている。

2. 一般的方針

(イ) シンガポール政府は自国負担の域内研修に重点を置き、コロンボ・プラン加盟国として応分の寄与をする責任があると考えており、その為シンガポールで行なう研修に対して先進国よりの援助に期待していない。

しかしながらシンガポールとしてはdonor countryが第三国研修援助のオファーを積極的にしたならば“open - mind” で検討する用意がある。

(ロ) 経費分担の際の原則としては、国家開発省担当官の私見としてdonor country が外国旅費と滞在費を負担し、host country が授業料の負担を考慮し得るのではないかとのことであつた。

3. シンガポールの研修施設

シンガポールの研修施設は従来、研修のオファーが受入数を上廻つており、施設の活用度が低いので、もつと多くの研修生を収容出来る。国家開

発省及び人事院の担当官の見る処では、活用が充分でない理由が、インドのように滞在費が低いことに起因しているとは思えず、給与月35ポンドは快適であり、又外国旅費は全額シンガポールが負担し得るので問題がない由。

例　シンガポール工芸学校

設立　1954年

期間　1)〜7)3年、8)4年半

コース

1) ビル建築	2) 土木工学
3) 電気工学	4) 機械工学
5) 電気通信工学	6) 生産工学
7) ゴムとプラスチック	8) 船舶工学

援　助

コロンボ計画に基づくオーストラリア、カナダ、ニュージランド及び西独、フォード財団による援助あり。

第2節　オーストラリアのシンガポールに対する第三国研修援助

オーストラリアは1968年末まで若干の第三国研修を行なつてマレーシヤ人をシンガポール工芸学校に入れた。今後もオーストラリアはシンガポールが希望すれば第三国研修を援助するつもりであるが、シンガポールは域内研修への援助を独自でやつているので、特に先進国から援助を期待していない。

シンガポールがオーストラリアの第三国研修援助計画に基づき第三国へ研修生を送つた例もない。

オーストラリアとしては、シンガポールに訓練センターを作ることを現在重視し、これが、域内研修の効果的実施と考えている。

第3節　英国のシンガポールに対する第三国研修

(イ) 現在全く行なつていない。相当以前にはシンガポールに対して第三国研修をやつたが、これは英国が旧植民地に与えた資金を使つてシンガポール

の研修生をカナダ等に送つたことがある。

(ロ) シンガポールに東南アジア文部大臣会議(SEAMEC)により設立された Regional English Language Contre があるが、ここに対して英国は第三国研修援助は行なつておらず、語学ラボと3人の British Country 専門家を出しただけである。

第4節 ニュージーランドのシンガポールに対する第三国研修

(イ) 現在まで行なつていない。ニュージーランドとしては専門家と機材を供与する方が優先権が高く外貨流出の点からも安全と考えていた。またシンガポールの需要も専門家と機材の方を希望している。

(ロ) シンガポールにある域内研修機関である Regional English Language Centre より、ニュージーランドに対して機材と建物の供与要請があり現在考慮中である。

第5節 Regional English Language Centre

(1) 概　要

本センターは東南アジア文部大臣機構計画によりシンガポールに設立され 1968年7月1日より活動を開始した。その目的は研修、応用研究及び教材に於けるプログラムを開発し、SEAMEC加盟国に於ての外国語としての英語教育の改善を計る。

現在の建物は一時的なもので1970年7月までには新ビルが建設され活動する予定である。

日本よりの援助は大歓迎であり、外国旅費を含む奨学資金の供与は歓迎する。

(2) 活　動

1968年に二つの主要なプログラムを実施した。その一つは SEAMEC 加盟国から大学教育、教員訓練、教育行政に携さわつている責任者18名に対して、外国語としての英語教育の4ケ月の集中訓練コースを実施した。二つ目は American Institute for Research の援助により研究プロジェクトが実施され、Teacher Education Program を評価し東南アジアに応用した。

新ビル建設後は年に５２０人月訓練可能の研修コースを持つ予定である。

(3) 機能及び目的

当センターは次のような機能を持つ。

(イ) ＳＥＡＭＥＣ加盟諸国の英語教育に携さわる指導主事、教育委員、視学官及び責任者に対する研修コースの実施

(ロ) 英語教育に関する文献の収集、出版配布

(ハ) 域内の英語教育に関する研修、施設の情報収集及び伝播

(ニ) 助言・指導活動及び資金援助等を通じて加盟国の英語教育プログラム及び施設の援助ならびに強化

(ホ) 加盟国間の人材交流の中心機関としての財政上の援助

(ヘ) 加盟国の利益の為に研究の実施と奨励並びに結果の伝播

(ト) 域内外の学者に対する専門的、行政的な援助を与えること。

(4) 財　政

年間予算総額は２２６,０００ドルで、資金源は次の四つである。

(イ) 米　国

運営経費として１３万ドル、直接供与。

(ロ) シンガポール

総計画経費の５０％を５年間にわたり支出。建物、家具、備品、維持、及び外国人を含むスタッフ。

(ハ) 英　国

専門スタッフ３名、図書及び視聴覚機材。

(ニ) 他の加盟国

研修生の給与は所属国が支出。

(5) 各国の援助

(イ) ニュージーランド

図書資材及び専門家

(ロ) オーストラリア

図書資材

(ハ) カナダ

若干の教材

(ニ) 日　本

極く若干の教材

(6) 援助要請分野

(イ) International House 建設資金

：各国5,000ドル希望

(ロ) 家具、備品及び家屋設備

(ハ) 奨学金

外国旅費、授業料、本代

(ニ) 教材及び研究資材

図 3　R E L C　F U N D I N G　P L A N

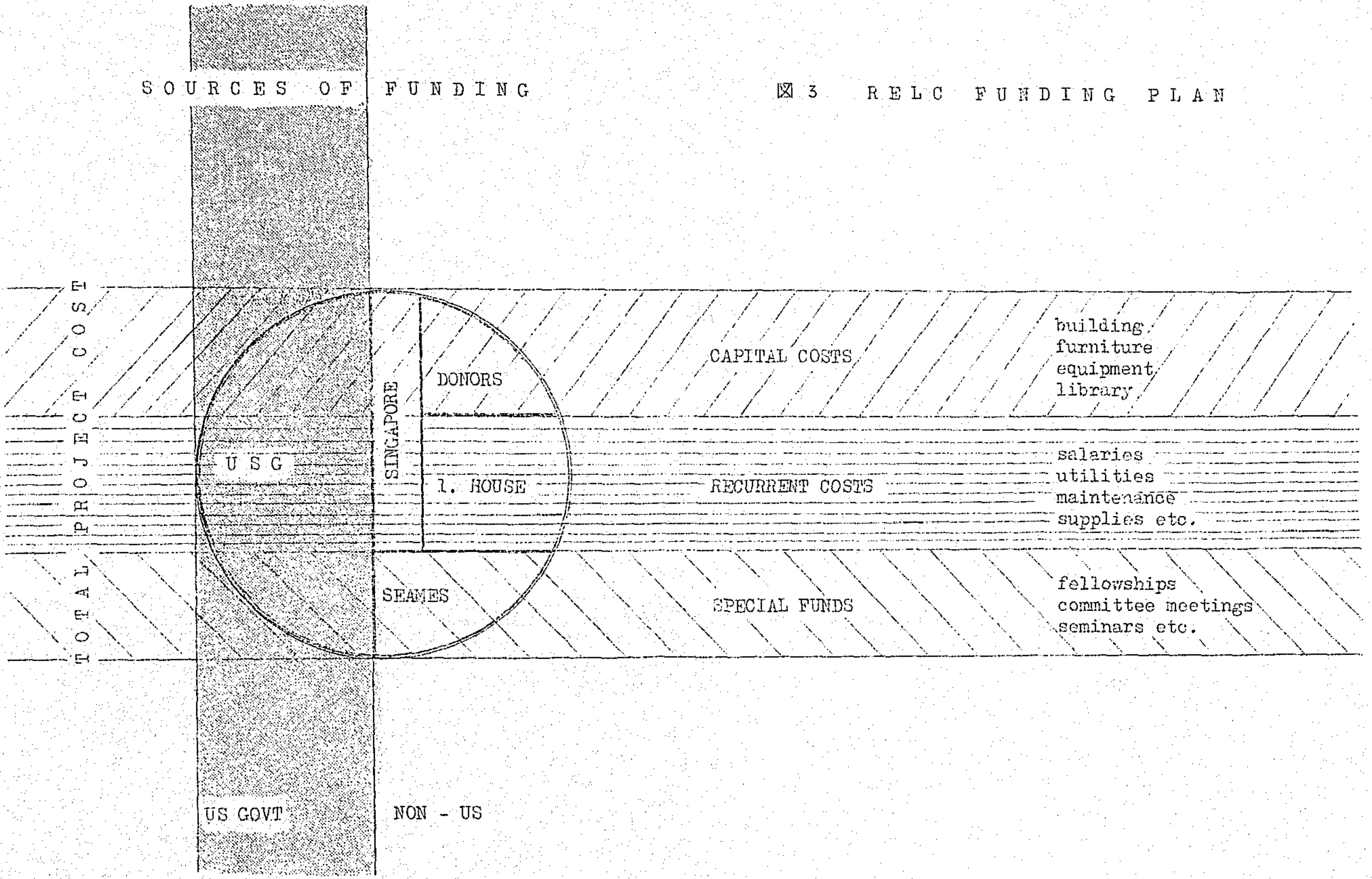

第 4 章

タイにおける第三国研修の調査

第1節　タイ政府の体制

第2節　米国のタイに対する第三国研修

第3節　オーストラリアのタイに対する第三国研修

第4節　米国のタイに対する第三国研修

別添資料 3. DTEC. General Order No. 7/2510
Procedural Regulation on Third Country
Training in Thailand

〃　4. Policy and Procedural Guidelines for the
Administration of Third Country Participant
Training in Thailand

〃　5. Australian/Thai/Laos "Third Country" Training
Programme Suggested Procedural Arrangements

第４章　タイに於ける第三国研修の調査

第１節　タイ政府の体制（担当官庁，経済技術協力省DTEC）

1.　第三国研修に対するタイ政府の受入方針

(イ)　タイ政府はコロンボ・プラン・クラブの方針として採用されている域内研修の強化を支持しており、その為の第三国研修受入れは増える傾向にある。

タイは第三国研修計画の受入れを促進する為に、経済技術協力省（DTEC）の省令で全てのdonor countryに適用されるべき手続規則を定めており、特にdonor countryと個別的取り決めは結ばない方針である。同規則によれば、研修コースは通常タイの研修機関で行なわれているものを対象とし、且つタイ政府（DTEC）はdonor countryのタイ駐在の大使館又は経済協力機構と協議し、DTEC の担当部局が研修取り決めの責任を負うこととなっている。

経費分担については何ら規定がないが従来の第三国研修では，host countryとしてのタイは経費分担していない。

（別添資料３のDTEC, General Order №7/2510, Procedural Regulation on Third Country Training in Thailand　参照のこと。）

(ロ)(A)　タイの経験では第三国研修の受入れはタイに集中した方が良く、その他のhost country とのcombination trainingは余りやっていない。

(ハ)　タイに研修生を送る sending country の対象はコロンボ計画加盟諸国を専ら対象とするが、短期訪問の場合はコロンボ計画の加盟国でなくても可能である。

(ニ)　タイ政府はタイの政策と対立する諸国からは研修生を受入れないので、カンボディアのように国交断絶している国からは現在受入れていない。

2.　第三国研修に対する先進国の援助状況

(1)　米　国

米国AID はタイをhost countryとして大規模な第三国研修を実施し、授業料を含めて全額経費負担をしている。未だタイに経費分担の要求は行なっていない。域内研修機関のアジア工科大学院（Asian Institute of Technology）に１名、民間航空研修センター（Civil Aviation Training Centre）に６名分の奨学金を出している。

米国AID 援助に基づきタイが受入れている国は、ラオスが圧倒的に多く

72%を占め、次いでヴエトナム、インドネシア、フィリピン等の東南アジアの近隣諸国が主な sending country であるが、中近東、アフリカ、南米からも少数受入れている。

表16　タイの第三国研修生受入数(国別)

(FY1955－1969年2月)総計2,487人

国名	人数	国名	人数	国名	人数	国名	人数
アフガニスタン	9	インドネシア	120	韓国	54	フィリピン	92
カンボディア	36	イラン	5	ラオス	1,808	台湾	18
セイロン	6	日本	13	ネパール	89	シエラレオン	2
ガーナ	2	ヨルダン	1	パキスタン	49	スーダン	1
インド	10	ケニヤ	4	ペルー	1	ヴェトナム	167

1968年度に始まったプログラムは92で、研修生受入数は421名である。その内訳は次表の通り。

表17　研修生受入数(FY1968)

国名	人数	国名	人数	国名	人数
アフガニスタン	2	ラオス	375	フィリピン	9
インド	2	ネパール	18		
インドネシア	3	パキスタン	12	計	421

このうち、146名の研修生が1年もしくはそれ以上の academic な研修を受け、AID ラオス・ミッション職員のうち1名はThammasart 3人はBangkok Technicol Instituteに在学し、142人のラオス人は上級技術学校及び中学校で学んでいる。

1968年10月1日現在、学校、大学等に在学している内訳は次表の通り

第１８表　タイの第三国研修計画入受先
及び受入数　　　　　（FY 1968）

受入先	機　関　名
25	Prasarnmitr Demonstration School
18	Mao Joh Agricultural College
16	Kasetsart & Chiengmai & Khonkaen Unio.
15	Vajira & Khonkaen Hospital Midwife Schools
14	Bangkok Technical Institute
12	Chonburi & Khonkaen Health Centers
10	Pakkred Irrigation School
6	Civil Aviation Training Center
6	Prae Forestry School
5	Thonburi Technical Institute
5	Ayudhya Agricultural College
4	Chulalongkorn University
3	Prasarumitr College
2	Bangora Agricultural College
2	Udorn Teacher Training College
1	Karu Chang Stri School
1	Asian Institute for Technology
1	Nai Amphur Academy
1	Thammasart University

(2) 英　国

従来chulalongkorn等の大学に第三国よりの研修生を受入れさせた外ラオスの放送プロジェクト（英国援助）の技術者をBangkok Technical Instituteに受入れさせた。

またアジア工科大学院に対して奨学資金２名分を供与している。

(3) オーストラリア

民間航空研修センターに対して第三国よりの研修生を受入れさせた。

(4) その他の国

まだカナダ、ニュージランドからの第三国研修援助はない。

3. 日本のタイに対する第三国研修援助の可能性

(イ) 現在有効の省令、DTEC General Order №7/2510(別添資料3)のProcedural Regulationがそのまま適用されるので、日本政府と特に二国間協定を結ぶ必要がなく直ちに実施し得る。

(ロ) 第三国研修の援助を日本がオファーする場合は、タイ国のみを対象とせず、タイがhost country となれない場合には、その他のアジア諸国にもhost country となるオファーが出来るように、日本の第三国研修計画を樹立して欲しい。

(ハ) 経費については全額donor countryである日本に出してもらいたい。

(ニ) タイは日本に対して研修施設で可能なものを提供する用意がある。DTEC の規則では例外的に特別コースを設けることが出来る旨の規定があるが、host institute に於て特別のコースを新しく作ることは難しく、むしろタイの既存の正規のコースを利用して個別研修を行なうことがやり易い。又日本に於ける研修終了後、タイで3〜4週間ぐらい見学、視察することも歓迎する。

(ホ) タイ側との現地取り決めの打合せは、DTECとBangkok に駐在の日本担当事務所で行なうので、バンコクの大使館又は事業団の海外事務所を拡充して、きめ細かく業務を行なう体制を作る必要がある。

(ヘ) 研修生の人選については、donor countryが推薦すれば通常受入れるが、タイが試験を受けることを要請する場合もある。

4. タイの二国間技術援助との関係

(イ) タイの二国間援助と第三国研修援助のどちらを優先させるかは特に明確な方針はないが、二国間援助は横ばい傾向にあるのに比し、第三国研修は増大傾向にある。

(ロ) タイの二国間技術援助は全てのコースを毎年継続して提供しているが、第三国研修は毎年タイで可能なコースのうち、特定のものを少しづつ選び出し

研修分野を年々交代させて行く。これにより双方の重複を調整しているが、行政コースのようなものは第三国研修のみで与えている。

(ハ) なお二国間研修と第三国研修の研修施設と授業料は同一であるが、滞在費、書籍費、医療費、国内旅費の額は第三国研修の方が高い。しかしながら第三国研修と二国間研修との間で、前者を高級研修、後者を中級研修とするような分業体制は取っていない。

5. 域内研修施設

タイの国内研修施設以外に域内の研修を対象とした施設が下記の通り幾つかあり、そこでの研修は英語により行なわれている。

(a) 東南アジア漁業開発センター訓練部局

(b) アジア工科大学院（Asian Institute of Technology）

タイ政府機関ではないが日本が奨学金を含めた各種援助をすることは歓迎する。奨学金を出している国としては米国が1名分、英国が2名分の外、ニュージランドが供与する予定である。

（アジア工科大学院の詳細については第5章参照）

(c) 民間航空研修センター

（Civil Aviation Training Centre）

(イ) 援　助

元来はUNDP のプロジェクトでタイ側が引き継いだものである。域内の研修生用奨学金は従来、米国AID（1年1,750ドル）及びオーストラリアが供与していた。

今後もオーストラリアが出す意向を示しており、既に受入能力が限界に近いので日本としての援助の必要性は余りないように思われる。

(ロ) 研修コース

1.	航空運輸業	（45週間）
2.	通信操作	〃
3.	通信と航路標識保守	（90週間）
4.	航空機計器のオーバーホール	〃
5.	飛行機保守コース	〃
6.	飛行機操縦士コース	（75週間）

(ハ) 受入国及び受入数

本センターの卒業生数は次表の通り。

表19　OATC卒業生数

（FY 1962−1969）

国名	人数	国名	人数	国名	人数	国名	人数
セイロン	15	インドネシア	1	ネパール	44	ヴィエトナム	3
台湾	8	韓国	8	フィリピン	7		
ホンコン	1	ラオス	24	サウディアラビア	4		
インド	2	マレーシヤ	6	タイ	420	計	543

6.　Sending country　としてのタイ

１９６８年度のタイの海外派遣研修生は８８０名で、その内訳は米国本土での研修３７０名、第三国での研修は半数以上の５１０名であった。（附図表第４表参照）

(1) 対象国

台湾、韓国、フィリピン、マレーシヤ、インド、レバノン、ヴィエトナム等である。

１９５１年から１９６８年度までの海外におけるタイ人研修生の実績は次表の通り。

表２０　外国へ送ったタイ人研修生（業種別）

注1　注2　　（FY1951−FY1968）

業種	計	米国での研修	第三国での研修	業種	計	米国での研修	第三国での研修
農業	1,490	641	849	運輸	287	269	18
教育	1,341	992	349	工業	202	172	30
公衆衛生	969	562	407	労働	28	28	−
行政	824	562	262	その他	234	168	66
公安	435	48	387				
地域開発	501	343	158	総数	6,311	3,785	2526

注1. 研修中のも含む。

注2. 米国と第三国と両方で研修を受けた者も含む。

(イ) ヴィェトナム

警察官の訓練

(ロ) マレーシヤ

Rural Economic Planning など最も受入能力のある研修施設があり質も良い。

(ハ) 台湾での第三国研修

タイ研修生の台湾に於ける第三国研修は全体の半数以上を占め、従来の実績は次表の通り。(表3、4参照)

表21 台湾へ送ったタイ研修生(業種別)

(FY 1955～1969)

業種	農業	工業	交通	公衆衛生	教育	行政	地域開発	労働	その他	計
人数	877	53	8	191	266	73	263	3	6	1,741

(ニ) フイリピンでの第三国研修

タイ研修生のフイリピンに於ける第三国研修の実績は次表の通り。(表30参照)

表22 フイリピンへ送ったタイ研修生(年度別)

(FY 1955－1969)

年度	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963
人数	2	23	11	49	46	84	50	74	74

1964	1965	1966	1967	1968	1969	総計
58	108	47	100	124	53	903

表23 フイリピンへ送ったタイ研修生

(1969年度のみ)

農業	公衆衛生	工業	行政	総計
11	36	1	5	53

(ホ) 韓国での第三国研修

タイ研修生の韓国に於ける第三国研修は1958年度から67年度までに67名に過ぎない。（附図表第6図参照）

(2) 国際機関

フィリピンにある国際稲研修所（Internatinal Rice Research Institute）及びマラリア撲滅センター（Malaria Control & Eradication centre）並びにタイにあるアジア工科大学院（Asiam Institute of Technology）等が主なものである。

(イ) IRRIのタイ研修生（年度別）実績については表35参照

(ロ) AITのタイ研修生（年度別）実績については表28参照

(3) 経費分担

外国旅費のみはタイ政府が負担する。但し200人の対ゲリラ訓練は例外的にタイ政府がその他の経費全額を負担した。

第2節 米国のタイに対する第三国研修

1. AIDとタイ政府との調整機構

USOM（United States Operations Mission）の第三国研修事務所がDTECその他のタイ政府機関と共同で研修の企画，行政，財政，管理を行ない、プログラム企画研修委員会が設立され随時招集される。そのメンバーはUSOM、DTEC、タイ関係各省から構成されている。

（別添資料4のPolicy and Procedure Guide Lineは古くなっており、必らずしも現在の実施そのものを反映していない。

図 4　THIRD COUNTRY TRAINING WORKING PROCEDURE

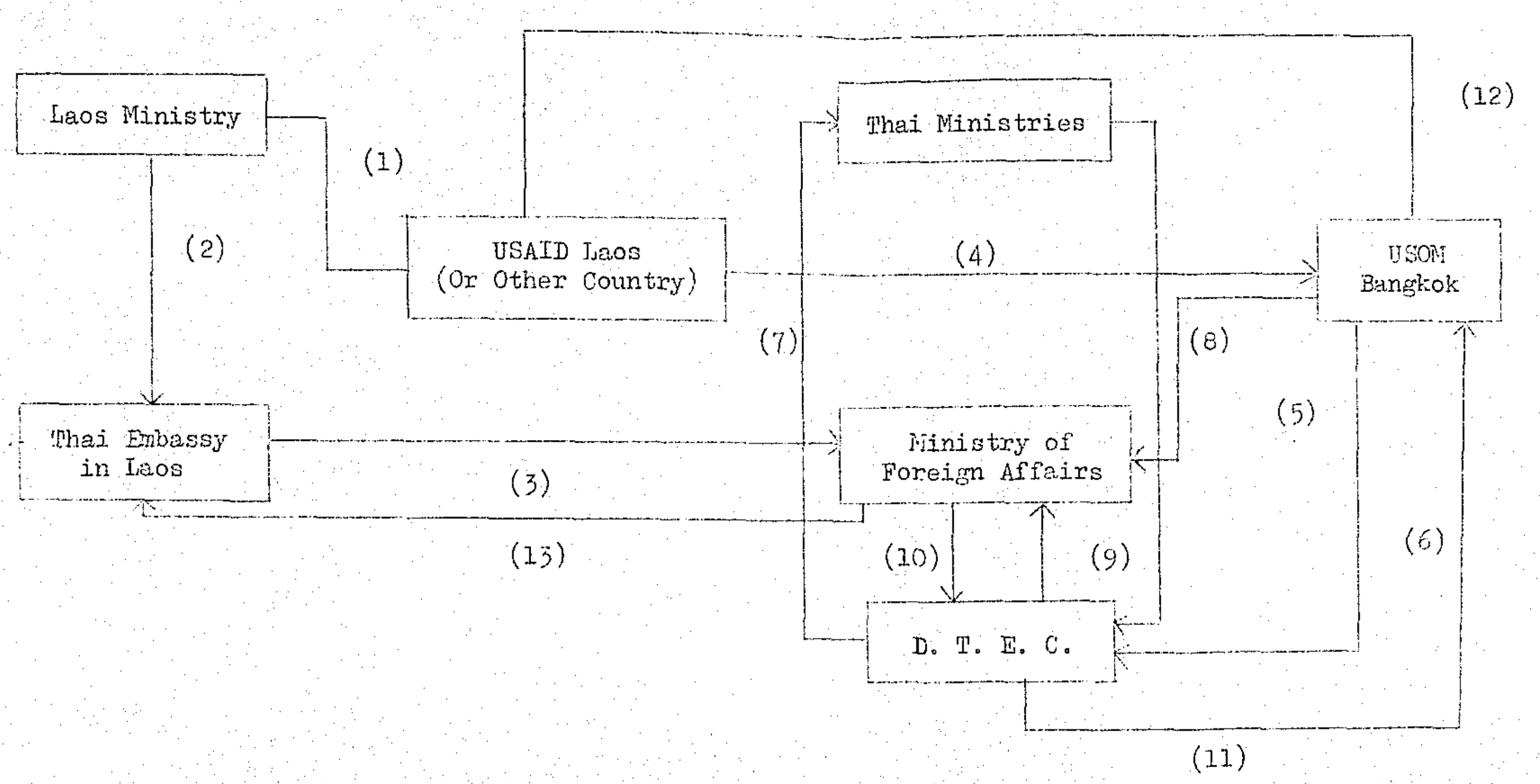

(1) (4) USAID Laos and RLG agree on third country program represented by PIO/P - Documents sent to USOM/BKK.
(2) Ministry contacts Thai Embassy to request diplomatic clearance.
(3) Thai Embassy forwards request to Ministry of Foreign Affairs.
(5) (6) USOM forwards documents to Ministry of Foreign Affairs and to DTEC simultaneously (Ministry of Foreign Affairs holds document until approval is given by DTEC).
(7) DTEC forwards documentation to Thai Ministry concerned and requests program.
(8) Thai Ministry sends program to DTEC.
(9) DTEC sends program to Ministry of Foreign Affairs requesting diplomatic clearance.
(10) Ministry of Foreign Affairs advises DTEC that diplomatic clearance has been granted.
(11) DTEC advises USOM diplomatic clearance has been granted (supposedly) and sends program to USOM.
(12) USOM issues call forward to USAID Laos.
(13) Ministry of Foreign Affairs advises Embassy clearance granted.

2. 経費支出

USOMバンコクがP10/P(日本のB_2フォームに相当)に基づいて、研修生、研修機関及び研修資材購入先に対して所要の金額を直接に支払い、タイ政府はタッチしない。

米国AIDとしては、一般方針としてhost countryになるべく早く経費分担をさせたい意向があるが、まだタイ政府にそのような申し入れをしていない。

その支払い方法、額は次の通り(別添資料4参照)。

(1) 滞在費

滞在費は現地通貨で支払われ、その額は次の通り。(単位:バーツ、20バーツ=1ドル)

		バンコク	地方
① Travel Status			
a	最初の20日	200	150
b	20日以降	160	100
② Residence Status			
a	Non-academic	100	75
b	Academic	50	40
c	寮(食事なし)	40	32
d	寮(食事付)(1カ月)	650	650

(2) 授業料

授業料を取らない研修機関もあるが原則としてAIDが支払う。授業料以外に研修経費が嵩む場合はこれを償還することもあり、その際もUSOMと研修機関の直接交渉により行なわれ、DTECは関与しない。

(3) 研修付帯費

維持費及び研修資材費等があり、これも米国AIDが支払う。

3. 第三国研修と米国の二国間援助との関係

二国間援助やマルティラテラルな機関であるアジア生産機構(Asian Productivity Organization)等の援助でカバー出来ないものを第三国研修でカバーすることが原則である。また第三国研修の研修生となった者は、

将来米国の二国間研修のオファーをしないという原則があるが、今後は緩められるべきであろう。

4. Host Country としてのタイの将来についての米国の見方

ポスト・ヴィエトナムの時代にラオスからの研修生受入れは増大しよう。ヴェトナムからの受入れは余り増えない見通しである。その理由は言語の問題で、ラオス人はタイ語がラオス語と類似している為、タイ語の会話は直ちに理解し、読み書きは数カ月訓練すれば読めるので、タイで訓練することは極めて容易である。これに反しヴィエトナム語はタイ語と異なり、相互理解が出来ない。

１９５５年度から１９６９年２月までの国別・業種別研修受入数は次表の通り。

表２４　タイでの第三国研修生受入数（業種別・国別）

（FY 1955〜1969　2月まで）

業種 / 国名	農業	教育	一般	行政	公衆衛生	公安	公共事業	総計
アフガニスタン	2	3	—	1	2	—	1	9
カンボディア	20	6	—	—	6	3	1	36
セイロン	2	—	—	—	—	—	4	6
ガーナ	—	—	—	—	2	—	—	2
インド	1	—	—	—	9	—	—	10
インドネシア	21	5	—	15	46	24	9	120
イラン	—	—	1	4	—	—	—	5
日本	13	—	—	—	—	—	—	13
ヨルダン	—	—	—	—	1	—	—	1
ケニヤ	—	—	—	4	—	—	—	4
韓国	28	—	2	12	7	5	—	54
ラオス	321	810	17	126	275	141	118	1,808
ネパール	10	12	1	19	4	—	43	89
パキスタン	11	—	—	13	25	—	—	49
ペルー	1	—	—	—	—	—	—	1
フィリピン	45	38	4	2	3	—	—	92
台湾	11	1	—	—	6	—	—	18
シエラ・レオン	—	—	2	—	—	—	—	2
スーダン	1	—	—	—	—	—	—	1
ヴィエトナム	20	6	—	30	64	6	41	167
総計	507	881	27	226	450	159	217	2,487

図 5　　タイにおける第三国研修

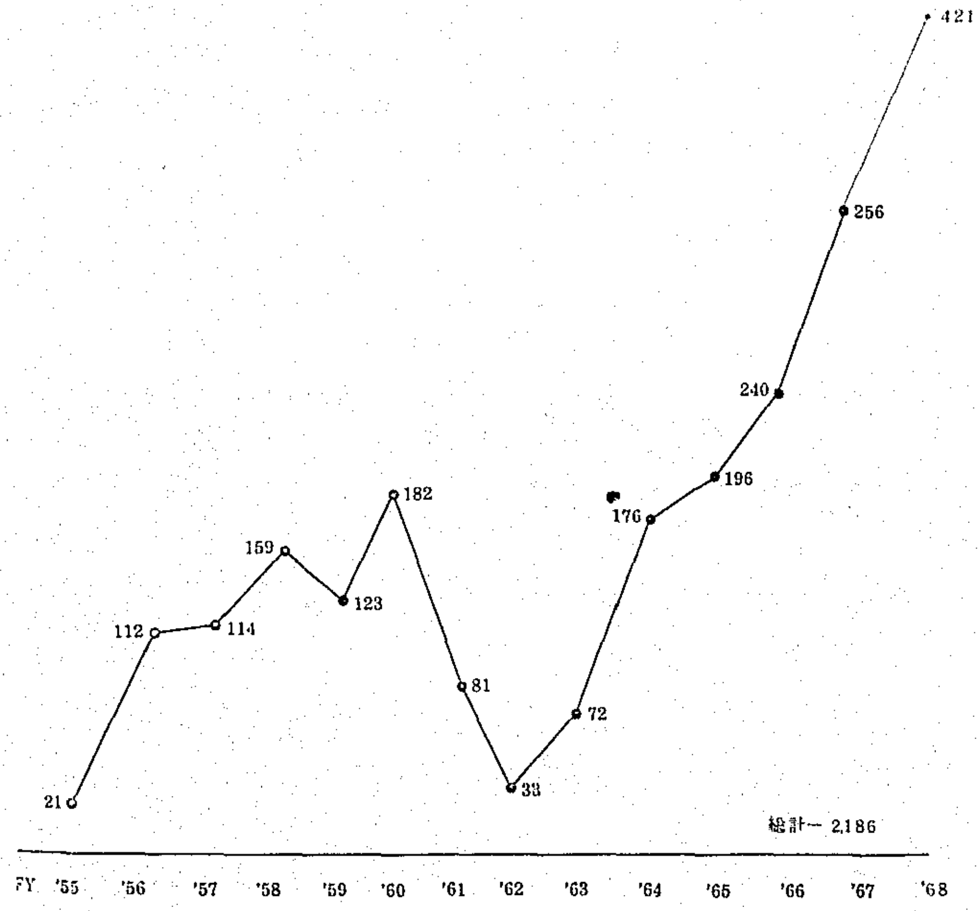

5. ＡＩＤ担当官の日本への助言

(イ) 第三国研修についてはタイの受入れ能力はまだ開拓の余地があり、ＡＩＤの第三国研修がカバーしていない分野もあるので、今後日本として推進し得る。

(ロ) 第三国研修はhort，donor，sendingの三ヵ国を含むので研修生の人選、研修施設の選定等の連絡が二国間援助より複雑であり、特にタイは外交手続とビザ手続の２種があり、なかなかタイの各省の連絡が面倒である。その為にhost country及びsending countryに於ける日本側現地事務所の相互連絡体制を強化する必要がある。

(ハ) 第三国研修は二国間研修以上に質の維持が難かしく、自国の研修施設でなくhost countryの研修施設に依存する為、そこで与えられる研修について常時、エバリュエイションを行なうことが重要であり、その為にhost countryに研修実施の経験を有するアドバイザーを配置することが必要である。

(ニ) 言語については研修生の分る言葉で教えることが大切であり、研修先の国の選定も十分注意する必要がある。

第３節 オーストラリアのタイに対する第三国研修

1. ラオスよりの受入れ

５年前にラオスのラジオ技術者を１４名タイに受入れた。その際の取り決めは次の通り。（別添資料５参照）

(1) 経費分担

(イ) オーストラリア

生計費、医療費、研修経費

(ロ) ラオス

外国旅費

(ハ) タイ

Training & welffare services

(2) 研修生の人選

ラオス政府の責任で行なうが、オーストラリアの駐ラオス大使館が奨学資金が利用出来ることをラオス政府に通報し、ラオス政府はタイ政府より研修コースの内容及び資料要件等の情報を入手する。

(3) 手　続

図解すると次の通り。

ラオス政府 ──→ ラオス駐在オーストラリア大使館 ──→ オーストラリア本国政府（外務省）

ラオス駐在オーストラリア大使館 ──→ タイ駐在オーストラリア大使館 ──→ タイ政府

（A_2，A_3 フォーム送付）

(4) 滞在費

① 生計費　　75ドル　（1カ月）

② 被服費　　〃

③ 一時金　　〃　　｝（到着時）

2. 民間航空研修センターへの受入れ

今までにセイロン、マレーシヤからの受入れを援助した。昨年はインドネシアからの研修生を受入れさせた。（このインドネシア研修生はシンガポールへの1カ月の追加研修を希望したが断わった。）

本年10月からのコースにはマレーシヤ1名、フイリピン2名、セイロン1名の計4名を予定している。

本センターに於てオーストラリアは上級コースに援助しており、まだ基礎コースには援助していないが、ネパールが2年の基礎コースへの受入れを希望し決まりかけたが、結局手続が間に合わなかった。

3. Sending Country としてのタイに対する援助

今までにタイ側よりアプローチがない。オーストラリアとしては、タイがIRRIのような第三国にある域内部研修機関にタイ研修生を受入れさせる為の援助要請をすれば考慮する用意がある。

4. 米国の第三国研修との比較

(イ) オーストラリアの場合は、第三国研修の書類は sending country 駐

在大使館→オーストラリア本国外務省→host country 駐在大使館のルートを通して送られ、必らず本省を経由して処理されるのが原則である。米国AIDのようなsending country 駐在AID→host country 駐在AIDという直接連絡だけで処理するのは便利ではあるが未だ体制がそこまで行っていない。

(ロ) ラオスの研修生受入れの例をみると、オーストラリアは外国旅費は支給せずsending country としてのラオスに負担させているのが特色である。

第4節 英国のタイに対する第三国研修

(1) Asian Institute of Technology への受入れ

英国としては第三国研修に対し積極的な政策を打ち出していないが、AITに対する援助を最も重視しており、AITが奨学金を必要としているので例外的な処置として2名分を供与し、パキスタン、タイの研修生に割当てられている。今後もこのような奨学金が増える可能性がある。

(2) Civil Aviation Training Center への受入れ

何年か前に援助したことがある由。

DTEC. General Order No. 7/2510

Procedural Regulation on Third Country Training in Thailand

Preamble

There have been many third country training programmes in Thailand, sponsored by the various government e.g. that the United States of America, United Kingdom and Australia. Three governments are mutually responsible for any such programmes; they are the donor country, the nominating country and the host country. - i.e. Thailand, through the Department of Technical and Economic Cooperation as a coordinating agency.

It is deemed appropriate to have procedural regulation on the third country training programme in Thailand, so that the authorities concerned can proceed with the programme accordingly: -

Below are the procedural regulations: -

A. Nomination

Sponsor government will submit two sets of the necessary documents for the consideration of the Thai government.

These documents are: -

(1) - the application forms A.2 and the nomination forms A.3 which contain the personal details of the applicants, purposes of training of the applicants and that of the nominating governments.

(2) - Academic Transcript and Medical other documents such as Medical form etc.

B. Nationality

The nominee must not be a national of the country, of which policy and governmental system conflict the policy and governmental system of Thailand.

C. Course of Training

The Course requested for Training should be those that are regularly conducted at various Thai Institutions. If such courses are not regularly conducted special course can be arranged at these institutions, if possible.

D. Acceptance Notification

When the training institutes are prepared to accept the nominee for training, the DTEC will inform the Agencies of the sponsor government e.g. Diplomatic mission or the Economic Cooperation Organizations in Bangkok.

E. Facilities provided

The Division concerned in DTEC will provide these facilities:

(1) - Immigration, Custom facilities; informing the Departments of the trainee's arrival; the DTEC will also arrange for the extension of the permit to stay in Thailand.

(2) - an officer will facilitate entry arrangements at the airport on arrival.

(3) - Report the trainee to the authorities the sponsor country in Bangkok.

(4) - Report the trainee to the training institutions.

(5) - Facilitate accommodation arrangements.

(6) - The division concerned will be responsible for training arrangements.

F. Reports

The Division concerned will make a monthly report to the Director General of the DTEC and seek his view and recommend the matter to the Committee on Technical and Economic Cooperation.

POLICY AND PROCEDURAL GUIDELINES FOR THE ADMINISTRATION OF THIRD COUNTRY PARTICIPANT TRAINING IN THAILAND

I. PURPOSE

The purpose of this USOM Order is to set forth policies, procedural guidelines and other information with respect to the administration of AID-sponsored training of third country participants in Thailand.

II. GENERAL STATEMENT

A. Third country training in Thailand is administered within the framework of policy statements contained in AID Manual Order 1386.1, 1386.2, and other pertinent Manual Orders affecting the conduct of third country training.

B. The Training Mission Office responsible for third country training will foster the development of training capability in Thailand and provide information on available training facilities in Thailand to other country Missions which may have need for such facilities.

C. It is a responsibility of the Third Country Training Office to establish and maintain quality standards of AID-sponsored training conducted in Thailand.

D. The Third Country Training Office will promote the development of joint participation between USOM, DTEC and other Thai Government agencies in the planning, administration, funding and quality maintenance of participant trainin in Thailand.

E. The Third Country Training Office will promote the development of cultural relations programs in Thailand including home hospitality and other activities to foster communications and strengthen relationships between countries in this Region.

F. It is the responsibility of the Third Country Training Office to conduct continuous training evaluation studies of on-going programs to determine that the training is effective and is meeting PIO/P objectives.

C. The Third Country Training Office will consult with and inform USOM technical and other Mission officials on third country training matters as appropriate.

III. THIRD COUNTRY TRAINING PROGRAM ADMINISTRATION PROCEDURES

A. The Third Country Training Office will conduct a thorough review and consideration of resources in Thailand in response to all inquiries and requests for training to ascertain the following:

1. That all necessary technical planning information has been secured from advisory resources in USOM and other specialized sources.

2. That private, International Agency and other resources as well as Thai Government facilities have been considered as potential training sites.

3. That the most appropriate training site is selected in line with PIO/P objectives, experience with previous programs, and training capability of the site being considered.

B. The establishment of program planning and training committees on third country participants will be encouraged by the Third Country Training Office and convened as appropriate.

1. Participant planning committees will have representation from USOM, DTEC and other Thai Government officials concerned.

2. Participant planning committees will consider training programs which cross departmental or ministerial lines, training procedural matters, program development, participant progress measurement and reporting, participant counseling and other third country training matters.

3. The academic planning committees will review all proposals for academic participant training in Thailand and developpre-academic proposals.

4. Ad hoc committees will be convened for non-academic

programs depending on the procedural and administrative problems justifying such committees.

IV. FINANCIAL ADMINISTRATION OF THIRD COUNTRY TRAINING

A. General Statement

USOM/Bangkok serves as trustee in the administration of funds provided in PIO/P's prepared by other Missions.

These funds can be used only for purposes related to and required as a part of the training program called for in the PIO/P.

The funds provided in the PIO/P are based on cost estimates supplied by USOM/Bangkok. Disbursement of PIO/P funds to participants will be made in accordance with provisions of this section and applicable annex.

Other costs in the PIO/P estimates for training in Thailand will be paid directly, as appropriate, to the Thai Training Agencies concerned, to Public Transportation Services, and to other firms or companies selling training materials or equipment needed in the training program.

B. Per Diem Procedures

1. It is the practice of USOM to administer third country training in Thailand in a manner that will provide participants with adequate accommodations characteristic of the Region and with due consideration of current living costs at the site of training. USOM will encourage participants in academic status to attend classes with Thai students, share living accommodations with Thai students and insofar as possible participate in student activities the same as Thai students.

a) Per diem rates established are for the folowing status categories:

(1) Travel and Orientation Status

The participants is in travel and orientation status for the first twenty days of his official training

program. Third country participants in Thailand are considered in travel and orientation status one time during the training program. Travel and orientation status is applicable to the first twenty days of each participant program regardless of subsequent changes in status.

(2) Residence Status

(a) Non Academic

The participant is in a non academic residence status when his training program in Thailand exceeds twenty days.

(b) Academic

The participant is in academic residence status when he is in training in an educational institution for ninety days or longer or any period of training in an educational institution which is preparatory for enrollment in an educational institution for a period in excess ninety days.

(c) Others

Where suitable low-cost housing is available or where special maintenance allowances are recommended by administrators of academic institutions, the Mission will establish other rates after due consideration of such recommendations.

(3) Exceptional Status

(a) Participants trained in Thailand qualify for exceptional status under the same provisions which apply in AID Manual Orders 1385.1 and 1383.3.

2. Per diem rates presently in effect are contained in Annex A. attached. Per diem is paid in advance and is adequate for meeting the usual daily personal expense requirements of the participants. Per diem payments are also intended to cover costs of local transportation within cities or towns which have not been stated under Part. C. —

Transportation Procedures as being reimburseable.

C. Transportation Procedures

1. Where possible transportation for participants trained in Thailand will be provided by use of existing Government transportation facilities having space available.

2. Generally, the Training Division, using official Government Travel Request procedures, provides tickets to the participants in advance of any programmed trips they take within Thailand.

3. Participants may be reimbursed for transportation purchased by them only in emergencies or unexpected change in itinerary. Participants claiming travel reimbursement are required to submit ticket stubs or other evidence for travel between cities or towns in Thailand.

4. Airport tax, taxi fares and other necessary travel expenses are authorized on arrival and departure from Thailand and for travel from one training site to another.

5. Taxi fares and other costs of travel from participant residence to training site are not reimburseable except for health reasons or other exceptional circumstances.

6. When requested by the Thai Government and provision is made in PIO/P, USOM will reimburse travel expenses for Thai officials who escort participants on training programs outside Bangkok when previous arrangements have been made. Thai official escorters are authorized ฿120 per diem for necessary travel outside Bangkok.

D. Health and Accident Protection

1. Ordinary costs of emergency medical care for participants requiring treatment for sickness and accidents will be paid by USOM from PIO/P funds as the costs are incurred.

2. All medical costs to be reimbursed will be supported by a report from an examining physician and receipts covering prescriptions filled etc.

3. Unusual medical expenditures due to serious ill-

ness or injury will be reported to the sending Mission for approval.

ANNEX A.

SUBJECT: Per Diem Rates

Pursuant to the provisions of Section X. of AID M.O. 1386.2 the following rates of per diem will be paid beginning November 15, 1968 and under the circumstances indicated to participants from other countries sent to Thailand for training under AID sponsorship. These payments are intended to cover the cost of lodging, food laundry and incidental pe personal expenses.

	Bangkok	Elsewhere
A. Travel and Orientation Status*		
First 20 days at one place	₿ 200	₿ 150

* - Participants are eligible for travel status one time during the training program.

	Bangkok	Elsewhere
B. Residence Status		
1. Non academic (per day)	₿ 100	₿ 75
2. Academic status (per month)	₿1,500	₿1,200

a) Participants assigned to schools or institutions which have dormitory facilities or for whom dormitory and/or cafeteria facilities are available will be expected to use these. The monthly per diem rate will be adjusted to reflect those items provided at no cost to the participant as in paragraph b) below.

b) When the training institutions require that persons enrolled for training utilize dormitory facilities (including board, room and laundry) provided by the institution and the cost of these is a part of the fee paid by USOM/Bangkok to that institution, the monthly rate payable to the participant will be ₿650. Exceptions will be made to the monthly rate paid to the participant to conform to the allowance policy of the training institution.

c) Lower rates of perdiem may be established by agreement with the sending AID Mission when groups of five or more persons are to share in the same program at an institution which provides adequate dormitory facilities.

AUSTRALIAN/THAI/LAOS "THIRD COUNTRY" TRAINING PROGRAMME
SUGGESTED PROCEDURAL ARRANGEMENTS

1. It is proposed that costs of the training of 6 Laotian technicians in Thai technical colleges be shared between the donor country (Australia): Laos paying for travel; Thailand providing training and welfare services; and Australia meeting the cost of fees, medical expenses where necessary, living and other allowances. The procedural arrangements are outlined in the following paragraphs -

SELECTION OF TRAINEES

2. Selection of trainees will be the responsibility of the Laotian Government. The Australian Embassy in Laos will advise the Laotian Government of the availability of the scholarships. The Laotian Government may obtain any information required on the curriculae of courses, entry requirements etc. from the Thai Government.

SUBMISSION OF NOMINATION PAPERS

3. The Laotian Government will pass to the Australian Embassy, Vientiane six sets of forms A.2 and A.3. The Embassy will then send two sets of the forms to Australia (one for retention by the Department of External Affairs, and one for eventual despatch to the Colombo Plan Bureau) and three sets to the Australian Embassy in Thailand. The Australian Embassy, Bangkok will forward two sets to the Thai Government which will examine the possibility of placement in an appropriate technical training institution.

VISA APPLICATION

4. The Nomination forms submitted to the Thai Government will be accompanied by an "Application for a Thai visa" completed by the candidate.

MEDICAL EXAMINATION

5. Nominees will be required to undergo a medical examination (chest x-ray and form M.26) prior to departure from their home countries.

6. The medical documents will be forwarded by the Australian Embassy, Vientiane to the Department of External Affairs Canberra. On approval by the Australian Department of Health, medical documents will be submitted to the Thai Ministry of Health. Rejection by either country would mean the rejection of the candidate.

7. Re-examination will be required if more than six calencar months elapse between the time of the original examination and the time of departure of the nominee.

SECURITY CLEARANCE

8. The Australian Embassy shall obtain an appropriate security clearance from the Laotian authorities for all nominees. A copy of the clearance shall in each case by submitted to the Australian Embassy, Bangkok and the Department of External Affairs, Canberra.

NOTIFICATION OF ALLOCATION OF AWARD

9. The Thai Government will advise the Australian Embassy, Bangkok whether the candidate can be admitted to an appropriate technical training institution. The Australian Government will inform the Thai Government and the Laotian Government when an award is granted.

TRAVEL ARRANGEMENTS

10. On approval of the award, visa documents authorising entry to Thailand, will be forwarded to the Laotian Government by the Thai Government.

11. Costs of travel and excess baggage will be the responsibility of the Laotian Government. The Laotian Government will arrange travel and advise the Thai authorities and the Australian Embassy, Vientiane, at least one week prior to the trainees' departure.

RECEPTION, ACCOMMODATION AND ENROLLMENT

12. The Thai Government will arrange reception, accommodation, and enrolment at the training institution.

13. Within two days of the student's arrival, arrangements

should be made to introduce the trainee to the Colombo Plan officer at the Australian Embassy.

ALLOWANCE AND FEES

14. The following allowances are payable by the Australian Embassy, Bangkok from the date of arrival in Thailand to the date of departure.

Living Allowance	-	1500 BAHT per month
Clothing Allowance	-	1500 BAHT
Establishment Allowance	-	1500 BAHT

The clothing and establishment allowances will be paid to each student immediately on his arrival.

With regard to Fees and student dues, the Australian Embassy, Bangkok, will supply the student with an authority to present to the training institution on enrolment, which will enable the Training Institution to claim all compulsory fees and student dues from the Embassy.

SUPERVISION OF TRAINEES

15. The Training Institution will be responsible for the day-to-day supervision of Australian award holders regarding their training programme and welfare. The Australian Embassy's responsibility will be limited to ensuring that appropriate action is taken in connection with complaints concerning the adequacy, or non-payment, of allowances.

16. Certified medical expenses of trainees sponsored under Australian Colombo Plan awards arising from illness or injury incurred in the course of training will be the responsibility of the Australian Government.

17. If, because of serious or prolonged illness, repatriation of the student is considered desirable the Australian Embassy shall seek the approval of the Australian Government and, the nominating government. In the event of an emergency, the Embassy will meet the cost of the trainee's return travel and seek reimbursement from the nominating government.

PROGRESS REPORTS

18. The Training Institution will prepare progress reports on trainees, including examination results and comment on likely future progress. Progress reports shall be submitted by the Thai Government to the Australian Embassy, Bangkok.

TERMINATION, EXTENSION, OR VARIATION OF AWARDS

19. The Thai Government may make recommendations regarding termination, extension, or variation of awards to the Australian Embassy, Bangkok. Variations in awards will enter into effect only with the agreement of the three governments concerned.

REGULAR INSPECTION

20. From time to time an officer from the Australian Embassy Bangkok will arrange with the Thai Government to interview trainees at the Training Institutions. During this interview, cognizance will be taken of suggestions for improvement to the Scheme.

第 5 章

Asian Institute of Technology (AIT)

別添資料 6. Proposal to the Canadian Government to Participate in the Asian Institute of Technology

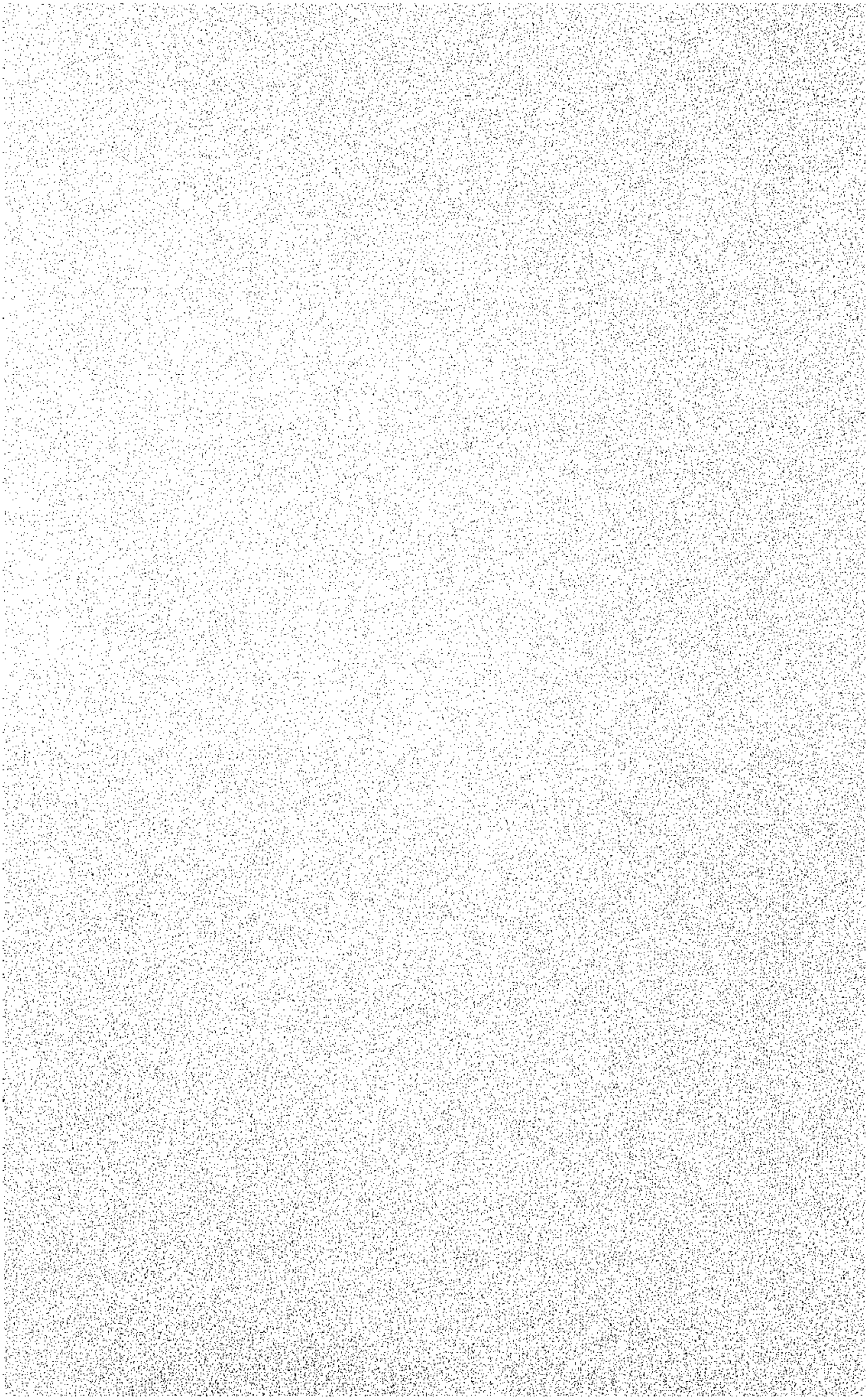

第5章　Asian Institute of Technology（ＡＩＴ）

1. 概　要

ＡＩＴは独立の国際的大学院で、域内の諸国にひろく開放されている。１９５９年ＳＥＡＴＯ（東南アジア条約機構）によって、工学分野における２年間の修士課程の教育を行なう目的をもって設立されたＳＥＡＴＯ Graduate School of Engineeringから出発したが１９６７年１１月ＳＥＡＴＯから完全に離れ、名称をＡＩＴと変更し、独立・自治の立場において活動している国際的教育・研究機関である。

当機関はアジア地域の必要性に合致する土木工学分野に重点を置いて、ＳＥＡＴＯ加盟国のみならず広くその他の諸国からも学生を受入れ、１９６８年現在２２７名の卒業生を送り出し、学位の承認も除々に行なわれ、インドではロンドン大学と同等の評価を与え、目下ＡＩＴは英国のCivil Engineering Instituteの承認を要求中である。今後更に分野を拡げアジア地域のインフラ・ストラクチュアの開発に貢献すべく、これに関連を有する諸学科についても充実に努め、また博士課程をも設けるべく計画中であり、アジアの地域性に立脚したユニークな国際的教育・研究機関として独特の地歩を確立しつつあり、タイ国政府も当機関に対して国際機関と同等の待遇を与えている。

2. 各国援助の動向

(1) 過去の資金源

米国は従来総経費の約2/3を援助し、タイが１３％、英国は過去１０年間に１０％の援助を行ない、これら３カ国で総経費の８９％にも達した。その他の資金源としては、地域外先進国としてオーストラリア、フランス、ニュージランド等があり、アジアではパキスタン、フィリピンが不定期に援助を行なった。地域機構としてＳＥＡＴＯが毎年援助を行なって来た。

アジア地域内で日本と台湾との援助がなかったが、台湾は目下計画中であり、日本も最近専門家を１名派遣したが、今後もＡＩＴへの援助を大きく望まれている。

表 25　　ＡＩＴの過去の資金源

資金源	1959-60	1960-61	1961-62	1962-63	1963-64	1964-65	1965-66	1966-67	1967-68	計
オーストラリア	1.1%	1.9%	2.0%	1.7%	1.7%	−	1.9%	2.4%	2.2%	1.7%
フランス	−	2.1	2.9	2.6	2.6	2.8%	3.0	2.4	−	2.0
ニュージランド	5.8	4.4	3.5	3.0	3.0	0.5	0.4	0.4	0.2	1.9
パキスタン	−	0.4	−	−	0.2	−	−	−	−	0.1
フィリピン	2.2	−	−	−	1.1	1.2	−	−	−	0.4
タイ	8.8	11.5	12.7	12.8	13.8	14.7	16.5	13.5	11.6	13.1
英国	18.1	5.7	5.4	4.1	3.8	8.0	7.2	12.3	11.4	8.3
アメリカ	61.2	71.9	71.9	70.2	60.5	63.1	65.3	66.3	73.0	67.4
SEATO	2.8	2.1	1.6	1.3	1.3	1.3	1.3	1.0	0.9	1.3
その他	−	−	−	4.3	12.0	8.4	4.4	1.7	0.7	3.8
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 国別援助の動向

ＡＩＴは現在専門家及び機材よりも recurring costs for students をカバーする援助を特に欲している模様であり、奨学資金への現金供与はフレクシブルに使えるので、物及び役務の形による供与よりも歓迎されている。

将来のプライオリティの高い部門は electronics と power engineering である。１９７７年にはＡＩＴは７００名の学生を受入れる長期計画を持っている。（表２８参照）

(イ) 米　国

過去総経費の約⅔を援助したが、将来５～７年にわたりタイ、英国及びオーストラリア三国の合計額と同額（８００万ドルまで）を matching basis で出す予定である。即ち援助の絶対額は増えるものの援助比率は従来の⅔から½へ減る訳である。

(ロ) 英　国

① 専門家

６名の英国人スタッフを提供している。

② 機　材

多くの機材供与の外２５万ドルにのぼる英国建築家の設計にかかる建物建設工事に伴う援助を行なっている。

③ 奨学金

前述のように２名分（パキスタン及びタイ研修生に割当）供与している。

④ その他

ＡＩＴに対する英国の援助総額は毎年２０万ポンドに達し、その他のタイに対する技術援助は４０万ポンドであるのに比して、ＡＩＴに対する援助は極めて大きい。

(ハ) カナダ（別添資料６参照）

１９６９年より５カ年計画で総額2,355,000米ドルの供与を予定している。詳細は次の通り。

① 専門家

１９６９年に２名、７０年に５名、７１年以降は６名の教授を派遣

する予定で、これらの経費は一切加政府が負担する。

② 機　材

６９年２万ドル、７０年2.５万ドル、７１年以降３万ドルの供与を予定し、カナダ製機材の供与を希望している。（別添資料６参照）

③ 奨学資金

６９年１０名分（２年間）、７０年以降は１５名分（同）の奨学金贈与予定である。（別添資料６参照）

④ ＡＩＴ Center

ＡＩＴセンター建築資金として１００万ドルの援助を予定している。

㈡ 台　湾

ＡＩＴは寮建物のため７０万ドル、次いで３０万ドルの資金援助を要請中であり、又奨学金、教授の派遣、機材供与等１４０万ドルの援助を要望しており、本年７月に経合会の陶聲祥氏が Board of Member になった。

㈭ オーストラリア

一つのビル建設の資金援助をする計画がある。

㈬ ニュージーランド

奨学資金を供与している。（人数不明）

㈦ 日　本

ＡＩＴは日本からの援助を強く希望し、教授の派遣（１名決定済）の他、機材供与（従来、米国、英国の供与分が多い）、ビル建設援助（寮の建設資金が不足している。）及び奨学資金の供与を希望している。

表２６　ＡＩＴに対する各国の援助額

PROVISIONAL

INCOME FOR THE PERIOD JULY 1, 1968 THRU JUNE 30, 1969

		US $	US $
CONTRIBUTIONS:			
KIND -	Australia	24,999.96	
	Canada	27,908.31	
	Thailand	124,105.68	
	United Kingdom	173,493.14	
	United States	420,200.03*	770,707.12
CASH -	Canada	156.90**	
	New Zealand	2,702.82	
	Philippines	19,950.81	
	Thailand	96,852.30	
	United States	483,272.40*	
	Vietnam	2,502.42	
	SEATO	10,000.-	
	Lee Foundation	4,715.84	620,153.49
MISCELLANEOUS			27,209.28
		T O T A L	US $1,418,069.89

N.B.: * Excluding CSU information for May & June, 1969; and United States contribution restricted for Consultants fees was included in the last F.Y. US$80,000.-

** Excluding Canada cash contributions restricted use fund not yet expended US$4,489.56

表27　ＡＩＴの capital Development Income（単位1,000ドル）

Donor	承認額	申請額
タイ	1,000	−
オーストラリア	500	−
英国	1,250	−
米国	2,750	−
台湾	−	678
カナダ	−	868
ＡＩＴ Foundation	−	3,300
総計	5,500	4,846

ＡＩＴ資料は上記の表27について次の脚註を附している。

1）ニュージランド政府、日本政府、日本の民間企業等が資本援助に関心を持っている。

2）ヨーロッパ諸国で関心を持っている国は西ドイツ、オランダ、オーストリア、イタリー等である。

3）米国政府はＡＩＴの資金コストの50％、800万ドルまで承認した。

3. 奨学金

(1) 奨学金の方式

奨学金支払方法に次の2種がある。

(イ) Donor がＡＩＴに1人2年分8,500ドルを与える方式。

(ロ) Donor が直接ＡＩＴに授業料を払う一方、生徒へ直接給与その他の費用を支払う方式。

(2) 奨学金の額

① 授業料：　$5,600

1,200ドル×4学期　$4,800

800ドル（夏学期）　$800

② 雑　費：　　　　　$ 900

　　研究費　　　　　　　　　　　　$ 600

　　医療費他（医療費は実費払い）$ 300

③ 生徒へ支払われる分：　$ 2,000

　　給　与（75ドル×21カ月）$ 1,575

　　書籍費その他（平均）　　　$ 225

　　航空賃　　　（〃）　　　　$ 200

　　　　　合　計　　　　　　$ 8,500（2年分）

(3) 奨学生の供与国

(イ) 英国政府　－2名

(ロ) 米国AID－1名

(ハ) オランダ政府－2名（7カ国を対象）

(ニ) シンガポールのLee Foundation－10名 {シンガポール人 5名, マレーシヤ人 5名}

(ホ) 香港政府－－現在計画中で香港のみに支給対象を限定する可能性がある。

(4) 奨学金の選定

奨学生に関する条件及び予備人選については、奨学金供与国は一定の発言権を有するが、AITより教授を各国へ派遣して志願者の資格・能力を調べ、最終決定はAIT自らの責任で行なう。

具体的には次の2通りの方式がある。

(イ) Donor が奨学生を選び出し、入学予定者リストに載せ、その後 Area of Study と Academic Committee の Chairman により決定される。

(ロ) Donor はAITに奨学生の人選を任せるが、奨学金にある特定の制限や条件を付け得る。例えば供与国とか奨学生等に。Donor は奨学生の使用に関し、いかなる条件をも付ける権利を有する。

Donor とAITとで個別に奨学金供与の詳細について決め、又供与の詳細や奨学金使用に関する条件等については donor とAITの代表により文書もしくは署名により、この協定に従って管理される。

表－28 ＡＩＴの各国研修生の数

( )内 卒業生

	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	計
アフガニスタン										1	1
ブルネイ									1		1
ホンコン							1	1	1	1	4
インド		1		1 (1)						1	3 (1)
韓国										4	4
マレーシヤ				2	3	3	(3)	2 (3)	2	4 (2)	16 (8)
パキスタン	1	8	3 (1)	6 (5)	15	7 (3)	13 (8)	12 (6)	14 (3)	21 (10)	100 (36)
フィリピン	3	2	2 (1)	8 (2)	11 (2)	17 (3)	15 (7)	19 (14)	32 (5)	14 (10)	114 (44)
台湾				1	2	1 (1)	1	4 (2)	9 (2)	20 (2)	38 (7)
タイ	15	23	16 (6)	29 (14)	21 (15)	28 (20)	25 (19)	29 (14)	36 (15)	37 (27)	259 (130)
トルコ										1	1
英国										1	1
ヴィェトナム							1		1	1 (1)	3 (1)
計	19	34	21 (8)	47 (22)	52 (17)	56 (27)	56 (17)	67 (39)	87 (25)	106 (52)	545 (227)

表－２９　ASIAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

PROJECTED ENROLLMENTS BY CLASS

	68/69	69/70	70/71	71/72	72/73	73/74	74/75	75/76	76/77	77/78
First Year Masters	110	115	128	134	173	222	276	303	341	385
Second Year Masters	55	75	78	89	94	120	155	193	213	239
First Year Doctoral	-	-	4	7	9	11	14	14	21	30
Second Year Doctoral	-	-	-	4	6	8	10	12	12	18
Third Year Doctoral	-	-	-	-	4	6	8	10	12	12
TOTALS	165	190	210	234	286	367	463	532	599	684

Assumption: That only an insignificant number of students will require longer than the prescribed two or three years to complete the program.

（別添資料 6 ）

PROPOSAL TO THE CANADIAN GOVERNMENT TO PARTICIPATE IN THE ASIAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

JUNE 1969

The following is a proposal for the Canadian Government to participate technically and financially in the development of the Asian Institute of Technology, Bangkok, Thailand.

BACKGROUND INFORMATION: Attached is a brochure entitled "An Investment Opportunity in Higher Education" which capsulizes the history and future plans of the Asian Institute of Technology. To this should be added for clear emphasis the following information.

AIT is specifically chartered by the Royal Thai Government, through special legislation, as an independent non-profit corporation empowered to conduct graduate and research programs in engineering and allied fields and to award its own degrees. By charter it has full juridical personality and it is administered by a self-perpetuating International board of Trustees; a list of the current Trustees is attached. AIT is exempt from control by the educational authorities of Thailand and its official diplomatic channel is through the Ministry of Foreign Affairs. The Institute enjoys full tax and customs duties immunities and the international staff enjoys limited immunity from tax and customs duties through rebates. In every sense, it is a unique international educational organization conceived and developed to serve the vast region of Asia. Copies of the legislation, Charter and Bye-Laws of the Borad are attached.

The activities of the Institute can be broadly classified in the following three categoties:

The first, and most obvious, is the conduct of a top-level graduate program in engineering geared to the needs of the region and for the people of Asia. Within two years, a doctorate program will be added to the present masters program and the enrollment will be increased annually to reach about 800 at the end of the 10 year planning period.

The second, which is closely related to the graduate program, is the development and operation of a major research center devoted largely to the solution of the many technical problems unique to the Region. Major "contract and grant" research programs will be developed to fulfill the needs of governments, agencies and industry in the Region.

The third is the conduct of an extensive program of continuing education in the form of short courses, seminars and technical conferences for professional engineers, educators and managers from throughout the region. The Institute must become a focal point for this type of activity and has already gained a significant reputation in this endeavor.

Financing: Several pertinent points regarding the financing of AIT must be recognized. These are:

1. AIT is a completely independent regional institution without direct affiliation with any government and, therefore, cannot look to continued financing over an indefinite period from any government.

2. The financing of the AIT during the years of its affiliation with SEATO was strictly limited to the contributions of the SEATO member countries. AIT became independent of SEATO on 24 November 1967 and, since then, efforts have been concentrated on broadening the donor base.

3. The development of a sound financial base for the Institute will take some time --- probably five years. During this interim period AIT must continue to look to Governments for contributions toward financing its operating costs and first phase construction of the new Campus. But, like any private university, AIT must build a strong financial base on its own merits and, of course, this takes time. The basic assumptions are:

(a) That financing of operating costs by governments will not continue indefinitely;

(b) That by August 1973 all students will be tuition-paying and the tution will be sufficiently high to cover about 50% of the actual cost of education. It is believed that some students will come at their own or family expense but that most will be supported as third country participants

by governments, foundations, agencies, industries and individuals or by scholarships furnished by the same sources;

(c) That seconded faculty for teaching and research will be available from one source or another in whatever quantities are needed by the Institute throughout the foreseeable future. It should be noted that the goal is to have 50% of the faculty permanently employed by the Institute with most of these being Asians;

(d) That at least 75% of the equipment needed annually will be donated to the Institute;

(e) That the volume of contract and grant research will increase rapidly and while providing the needed research atmosphere for the Institute it will also contribute significantly to the operating costs of the Institute;

(f) That programs of continuing education including short courses, conferences, and the like can be financed individually and will not draw significantly on the general fund.

PROPOSED PARTICIPATION IN AIT BY CANADA.

It is proposed that the Canadian Government participate financially in the development of the Asian Institute of Technology in the following ways.

(A) Secondment of faculty: It is proposed that the Canadian Government second two faculty members for the 1969-70 academic year, increase this to five at the beginning of the 1970-71 academic year and increase the number to six at the beginning of the 1971-72 academic year. Dr. McGarry and Mr. Arthur would be the two for the coming year. Those in future years would participate in our other disciplines, the goal being to have an international faculty in each discipline.

Pertinent points regarding seconded faculty at the AIT are:

1. The faculty, insofar as possible, should arrive in Bangkok no later than July 1 so that they can participate in

student research supervision during the summer months and become oriented for the beginning of the academic year which starts about 15 August each year;

2. The term of secondment must be for not less than two years;

3. The seconding government pays the salary, travel and shipping, housing and education allowances for each faculty member. This practice is being followed by all governments presently seconding faculty and staff to AIT;

4. Seconded faculty must be well qualified to teach and do research in a graduate program. Final approval and determination of rank rests with AIT. This is necessary if the present high standards of the Institute are to be maintained.

(B) Equipment: It is proposed that the Canadian Government participate in the furnishing of equipment that is needed annually to enable our faculty and students to develop and expand research programs. It is recognized that the Canadian Government will likely restrict this to equipment manufactured in Canada. The proposed schedule of equipment is shown in the budget on page 5.

(C) Scholarships: It is proposed that the Canadian Government furnish scholarships as scheduled in the budget on page 5 in accordance with one of the options given in the attached brochure.

(D) AIT Center: It is proposed that the Canadian Government finance entirely the construction and furnishing cost of the AIT Center. This Center will be the focal point for the programs of continuing education and will house conferences with participants from all over the world. It will also be the cultural Center of the campus and will be used by both the students and the faculty and staff housed on campus. This Center will provide exceptionally high identity for the donor.

Pertinent points are:

1. At the present time cost estimates for this center indicate a total cost of about US$800,000. It is believed that these estimates are low and that the actual costs will

be about US$1,000,000; this proposal is based on this latter figure. The architects will present more accurate cost estimates to the Board during the July 1969 meeting and these firmer estimates can be used in the final negotiations of this proposal.

2. The United Kingdom has agreed to finance architectural and engineering services for the master plan and the entire first phase design -- including the design of the AIT Center. The Board appointed Robert Matthew, Johnson-Marshall and Partners, Architects, to carry out this work. The Master Plan has been completed and design is well underway.

3. The construction schedule calls for the start of site development in December 1969 with the Thai Government providing these funds. Building construction is scheduled to start in January 1971 and to be completed by June 1972. All funds must be appropriated and ready to use by October 1970 so that bidding procedures can be carried out prior to January 1971.

Summary of Proposed Budgets

(In US$)

	1969-70	1970-71	1971-72	1972-73	1973-74
Faculty **	* (2) 50,000	(5) 125,000	(6) 150,000	(6) 150,000	(6) 150,000
Equipment	20,000	25,000	30,000	30,000	30,000
Scholar- ships ***	*(10) 85,000	(15) 127,500	127,500	127,500	127,500
AIT Center	______	______	1,000,000	______	______
	155,000	277,500	1,307,500	307,500	307,500

Total budget for 5 years US$2,355,000.

* Numbers.

** Assuming an average cost to Canada of US$25,000 per year per faculty member. This may not be exact and depends upon the seniority of the appointee.

*** These amounts are computed at US$8,500 for the 21-months scholarship and the numbers shown are new scholarships each year.

第 6 章

フィリピンにおける第三国研修の調査

第1節　フィリピン政府の体制

第2節　米国のフィリピンに対する第三国研修

別添資料7　Third Country Training in the Philippines

第６章　フィリピンに於ける第三国研修の調査

第１節　フィリピン政府の体制（担当官庁、National Economic Council）

1. 第三国研修に対するフィリピン政府の受入方針

フィリピン政府はコロンボプラン協議委員会の方針に基づき，第三国研修のhost country になることには，前向きの姿勢を示している。フィリピンでの第三国研修はＡＩＤ援助が圧倒的に多く、従来4,４８２名を受入れ、台湾やタイ以上に最も多くのＡＩＤ援助に基づく研修生を受入れている他（表３０参照）、オーストラリアの第三国研修援助に基づく研修生も若干受入れている。現在上記２国を除き、コロンボ計画域内先進国からのアプローチはない。

比政府は第三国研修の為に援助国との二国間協定は作っておらず、コロンボ計画の現存の多国間協定の枠内で十分処理出来るので、別途にdonor countryとの二国間協定は不要であると考えている。

フィリピンはhost country 及びsending countryとして日本の第三国研修援助のアプローチを大いに歓迎する。（なお、ＵＮＤＰの研修計画に基づき、毎年３０〜３５人の第三国研修生を受入れている由。）

2. ＡＩＤ援助に基づくhost countryとしての実績（表３０参照）

従来host country として4,４８２名を受入れているが、特にどこの国から受入れることにプライオリテイを置くかを比政府として決めておらず、ＡＩＤに任かせているがタイ、ヴィェトナム、インドネシアからの受入れが多い。従来ＡＩＤの現地mission のないマレイシヤ（２３名）、シンガポール（１３名）からの受入れは非常に少なく、又現在マレイシヤ紛争で外交関係がないのでマレシヤからは受入れていない。

フィリピンの受入れの特色は研修機関が全て英語を使用している点で言語上の障害がないこと、及び既存の域内研修施設が豊富であることで，例えば、

International Rice Research Institute	(IRRI)
Malaria Eradication Training Center	(METC)
Asian Labor Education Center	(ALEC)
International Institute of Rural Reconstruction	(IIRR)
Security Training Center	(STC)

等がある。

米国はフィリピンの国内研修機関及び域内研修機関を充分に活用しているがなお更に他国の第三国研修援助による研修生受入能力はある。

表30　研修生受入数（国別）
（FY 1955−1969）

総数 4,482

国名	人数	国名	人数	国名	人数	国名	人数
アフガニスタン	237	インドネシア	561	ラオス	243	シエラ・レオン	4
カンボディア	242	イラン	24	リベリア	4	シンガポール	13
セイロン	40	イラク	7	マラウィ	13	タンザニア	37
台湾	192	日本	28	マレーシヤ	23	タイ	905
エチオピア	19	ヨルダン	6	ネパール	273	トルコ	12
ホンコン	19	ケニヤ	16	パキスタン	265	ヴィェトナム	875
インド	79	韓国	305	琉球	31	※他	11

（注）フイジ島、イスラエル各2人、ブラジル、リビア、マダガスカル、ナイジエリア、ペルー、チュニジア、ウガンダ各1人。

表31　研修生受入数（業種別）
（FY 1955−1969）

業種	人数	業種	人数	業種	人数
農業	940	公衆衛生	531	公共事業	32
通信	68	工業	87	交通	16
地域開発	498	労働	393	他	11
教育	977	行政・公安	929	総計	4,482

図6　フィリピンにおける第三国研修

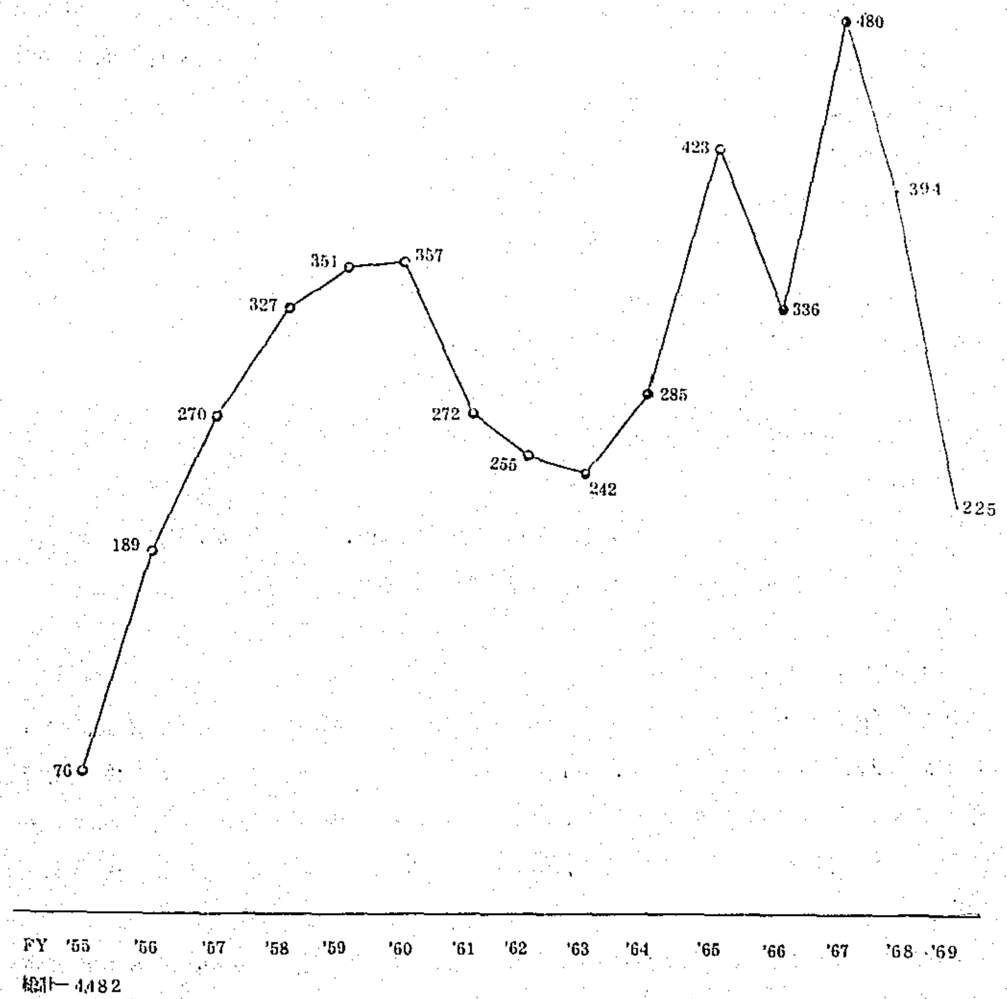

総計ー4,482

3. 国内研修機関の活用

多くの国内研修機関は政府機関であり、フイリピン政府の財源不足により奨学金の外、専門家派遣，機材供与等の外国援助を歓迎する。

米国ＡＩＤのやり方としては、多くの場合これら研修機関の講師をまず米国で訓練し、更に当該研修機関に専門家、機材等を供与し、研修機関のレベル・アップを計った上、第三国研修の奨学金を供与している場合が相当多い。

（ＡＩＤの担当官によれば、このようなプロジェクト援助のアプローチは“intentinal” よりも“by-product”である由。）

フィリピンで外国人研修生を受入れている所では、外国人研修生の数がフィリピン人研修生の数を上まわるのが通例で、平均して９０％が外国人研修生で残り１０％がフィリピン人研修生である。

国内研修機関の代表的例

フィリピン工芸大学

研修コース（期間２年）

① 機械工学　② 電気工学
③ 自動車工業　④ ビル建築
⑤ 製薬技術　⑥ 製図技術
⑦ 冷房及び空気調節

その他

① 上記専門分野の産業教育（Ｂ．Ｓ 及びＭ．Ｓ ）の学位課程もあり。
② コロンボ計画及び米国ＡＩＤの援助あり。

4. 米国ＡＩＤとの事務処理方式

Ｐ10／Ｐ（日本のB_3 フォームに相当）をＡＩＤからＮＥＣが受取り、フィリピン政府の technical agenciesに連絡して必要なプログラムを作らせる。次いでＮＥＣが研修プログラムを入手してＡＩＤに手交し、ＡＩＤでレビューする。研修要請はＡＩＤとしては、随時要請あり次第フィリピン側に提示している。

フィリピンに於ける第三国研修のProgram Developmentを図解すれば図７の通り。

図7　フィリピンにおける第三国の Program Development

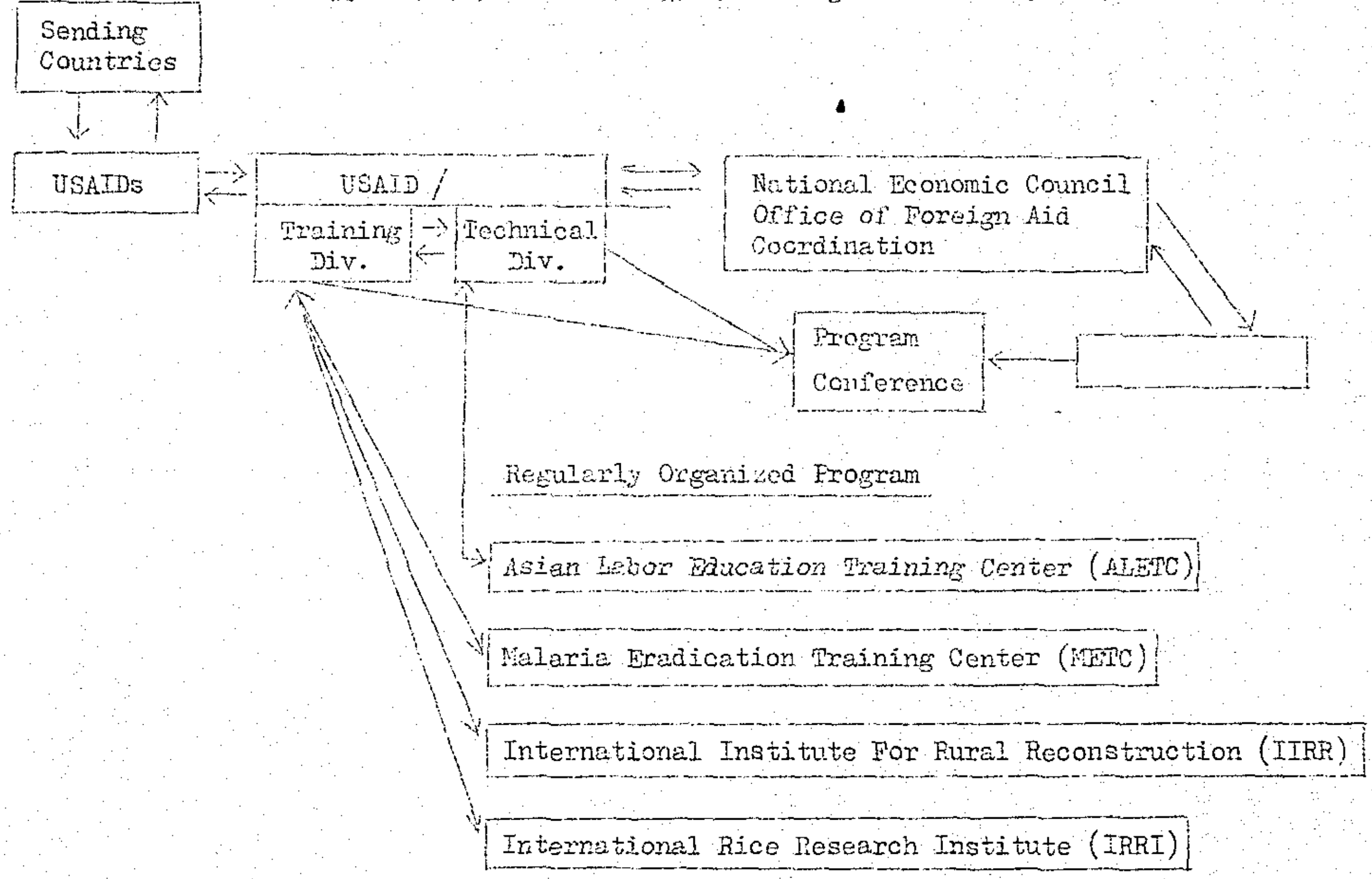

5. 研　　修

(1) 研修生の選定

Academic course の場合は当然慎重な審査を行なうが、フィリピン国内で試験は行なわない。（但し二国間技術援助の場合には、英語を公用語としない国からの研修生をPost-academic コースに受入れる場合は、seuding country に於て英語の試験を行なう。）

(2) 研修機関

比政府としては政府研修機関で受入れることを優先し、農業、教育、行政及び公衆衛生等の分野に於ける研修が多い。（表３１参照）

多くの政府研修機関は授業料を取らない場合が多く、他方業種によりプライベート・セクターで研修させることもある。

(3) 研修コース

個別コースと集団コースがあり、集団コースは国別コースと日本のような集団コースの２種がある。集団研修の為にフィリピン国立大学（University of the Philippines）に英語の訓練コースがある。又フィリピン側で通訳を用意する場合もある。

(4) 他国の研修とのcombination training

全体の約⅓がフィリピン１国のみの第三国研修で、残り約⅔が他国における研修とcombineされた第三国研修である。

(5) フィリピンの二国間技術援助との関係

フィリピンは毎年僅か１０人の研修生を平均１年間、タイ、セイロン、ビルマ、パキスタンより受入れており、コロンボ計画加盟国よりフィリピンに対する援助要請は年々増大している。しかし未だ二国間援助規模が小さく、第三国研修との調整は行なっていない。（附図表第１表参照）

(6) 経費分担

米国ＡＩＤが現地経費を全て支払う。その場合ＡＩＤマニラ事務所がフィリピンのＮＥＣを通さず、研修機関又は研修生に直接支払う。外国旅費はsending countryが負担する場合とＡＩＤが負担する場合の２種がある。

(7) エバリュエイション

研修コース終了時に、ＡＩＤとＮＥＣとで面接を行ない研修成果をみる。し

かしフォローアップの為のエバリュエイションは行なわれていない。

(8) 今後のフィリピンに於ける第三国研修の動向

1967年度に最高の480名を受入れ、その後漸減しており、まだ受入れる能力はある。

(9) IRRIとの関係

農業の研修はフィリピン国立大学農学部に入れる場合が多いが、研修生がIRRIでの訓練を希望すれば、NECよりフィリピン国立大学農学部にその旨を伝えて、同学部からIRRIへの申し入れを行ない、原則としてIRRIは受入れている。

6. Sending country としてのフィリピン

1968年度のフィリピン人研修生は102名で、その内訳は米国本土での研修95名、第三国での研修は7名であった。Sending country としてのフィリピンは研修生の外国旅費を負担する。

表32 外国へ送ったフィリピン研修生(年度別)

年度	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
米国での研修	100	119	295	345	274	267	243	214	273
第三国での研修	―	―	10	2	18	41	22	36	59

年度	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	計
米国での研修	148	138	182	80	104	91	73	95	3,041
第三国での研修	35	30	51	74	52	19	7	7	461

第2節 米国のフィリピンに対する第三国研修

1. 米国AIDの現地体制(別添資料7参照)

(1) Host country としてのフィリピンに対する事務体制

米国人研修担当官1名と現地職員4名で処理している。

(2) Sending country としてのフィリピンに対する事務体制

米国への二国間研修生受入れと第三国研修に基づく第三国への研修生受入れ

とを一緒に取扱い、1968年度は102名を扱った。（表32参照）

その事務体制はhost countty としてのフィリピンに対する事務処理体制とは別になっていて、別個に4人の現地職員がいる。そのうち2人はdirect processing of programsに携わり、残り2人はフォローアップ、オリエンテーション、pre-departure等を行なう。

（注）(1)と(2)の総括として米人研修部長が1名いて、それに秘書が1名ついている。

2. 域内研修機関の活用

米国はフィリピンにある下記の地域的若しくは国際的の研修機関研究所を対象とした第三国研修を積極的に行なっている。

① Internationol Rice Research Institute （IRRI）
② Malaria Eradication Training Center （METC）
③ Asian Labor Education Center （ALEC）
④ Internatioal Institute of Rural Reconstruction （IIRR）
⑤ Security Training Center （STC）
（STCは現在は専ら現地研修をしており、第三国研修に基づく研修生受入れはしていない）

これらの域内研修機関は米国AIDとの間には一般的な取り決めはなく、working arrangements があるだけで、現地AIDがフィリピン政府を通さずに直接これらの研修機関にケース・バイ・ケースでアプローチして、援助を行ない研修生の受入れを取計らっている。

(1) 国際稲作研究所（IRRI）に対する第三国研修援助の事例（IRRIの詳細については第7章参照）

(イ) 奨学金

IRRIに対するAIDの奨学金の出し方は2種類あるが、いずれの場合もマニラのAID office は研修生に対する支払いには直接タッチしない。

① AIDがIRRIに奨学金を提供し、IRRIが研修生に支払う方式。

② Sending country 駐在のＡＩＤが支払う方式。

(ロ) 研修生受入

ＩＲＲＩに対するＡＩＤ援助に基づく研修生受入れは、sending country の要請及びＩＲＲＩの収容能力にかゝっており、現在ラオス人２名、ヴィエトナム人４名が研修している。

ＡＩＤとしてはRice Production Training Courseを重視している。

(2) マラリア撲滅研修センター

研修コース

マラリア撲滅。研修期間４ヵ月。

援　助

ＷＨＯ及び米国ＡＩＤの援助あり。

3. 経費分担

ＡＩＤの基本方針として、なるべく host country に経費分担を漸次行なわせることを狙いとしているが、フィリピンに対してはまだそのような要請はしていない。

但し、フィリピンは overhead cost の負担を既にしており、フィリピン政府は政府所属施設の無料提供及び短期の見学旅行の研修経費（国内旅費を除く）の負担を行なっている。

滞在費支給基準　（単位：ペソ）（3.9ペソ＝1ドル）

(1) Transit status

(a) 最初の２０日	３５
(b) それ以降	
① マニラ地域	３５
② 地方Ａ	３０
③ 地方Ｂ	２５

(2) Residence status

(a) Non-academic	
① マニラ	３０

② 地方A　　25

③ 地方B　　20

(b) Acabemic（キャンパスの外）

① マニラ　　20

② 地方A　　20

③ 地方B　　15

（注）地方AはBacold, Baguio, Cebu, Davao, Iloilo, San Fernando, Luzon, Zamboanga地域。
地方Bはその他。

4. 今後の展望

第三国研修の援助も漸次減って行くはずで、域内の自助努力に期待する訳であるが、ポスト・ヴィェトナムでヴィェトナムからの研修生受入れは増加しうる。従来の実績でもタイの903名に次ぎヴィェトナムは875名を受入れ、ヴィェトナムで英語が普及しつつあることは今後フィリピンに受入れ易い要因であろう。

表33　ヴィエトナム研修生（年度別
（FY1955—1969）

年度	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963
	51	47	62	33	15	23	28	69	20

1964	1965	1966	1967	1968	1969	総数
19	68	98	173	140	29	875

表34　ヴィエトナム研修生（業種別）
（FY 1969のみ）

業種	農業	地域開発	教育	公衆衛生	労働	総数
人数	4	8	1	1	15	29

5. 米国のフィリピンにおける第三国研修の特色

(1) 米国内とのcombination training

米国内研修とフィリピンに於ける研修とのcombination trainingはトップレベルの人達に対して行なう場合が多く、米国に於ける訓練は約9カ月でdegree courseであり、第三国研修は約3カ月のnon degree Practical trainingである。

(2) Multi-Third-country Training

フィリピンの研修をその他の第三国との研修とcombineするかどうかはsending country の要請によって決まり、sending country に於ける米国AID mission が決定し、フィリピン政府もしくはマニラのAID mission は介入しない。

(3) 研修期間

(イ) 短期訪問

かって2〜3日の極く短期間の訪問もあったが、今は廃止され最低2週間の視察期間が必要とされている。

(ロ) Fixed course

2〜3カ月のゼミナールである。

(ハ) Academic course

大学院を対象とし、修士(M.A.)が2年、博士(Ph.D)が3年、大学に於て研修するが、農業については1年のコースがある。

(4) マニラのAID office は個別研修を重視し、sending country のニード(Need) に適合するように研修することを基本原則としている。

THIRD COUNTRY TRAINING IN THE PHILIPPINES

The Philippines is one of the countries used as a site for AID-sponsored third country training for several reasons. First, there is a widely-used international language - English, one of the official languages and a medium of instruction in the schools. Second, there is a democratic form of government patterned roughly after that of the U.S. Third, there are a number of special training facilities here which are not duplicated in other parts of the world. These include the International Rice Research Institute (IRRI), the Malaria Eradication Training Center (METC), the Asian Labor Education Center (ALEC), the International Institute of Rural Reconstruction (IIRR), and the Security Training Center (STC). Fourth, the public education system is more extensively developed than in many other countries. Fifth, the government organization for improving agricultural production is highly developed. Sixth, Public Health facilities here are extensively developed.

Organization for Third Country Training (TCT)

In recent months the TCT staff has consisted of one American Training Officer assisted by a team of four local employees. In addition, two drivers are assigned full time from the Mission Motor Pool to support the transportation needs of the program.

The TCT staff work very closely with the Mission technical divisions and the Philippine Government National Economic Council in developing programs for participants. The emphasis is upon maintaining and improving the quality, relevance and length of training programs provided by the Philippines.

Background

The TCT program in the Philippines started in FY 1955 with 76 participants. It has since grown to approximately 300 participants a year, so that, by the end of FY '69 a total

of 4,482 participants arrived in the Philippines for training. This number represents arrivals from 36 countries all over the world who have received training in such technical fields as Agriculture, Community Development, Education, Health, Industry, Labor, Public Administration and Public Safety. During Fiscal Year 1969, 225 participants arrived for training.

The largest numbers of participants have come from Thailand, 903, and from Vietnam 875 -- 40% of the total. Most frequently requested fields of training are Education, Public Administration, Public Safety, Agriculture and Health.

Missions are expected to continue to send requests for training in fields where quality programs are available. Among these are the Malaria Eradication Training Center, the International Rice Research Institute, Asian Labor Education Center and the International Institute of Rural Reconstruction.

Manila/Aug. 14, 1969

第 7 章

国 際 稲 研 究 所 （IRRI）

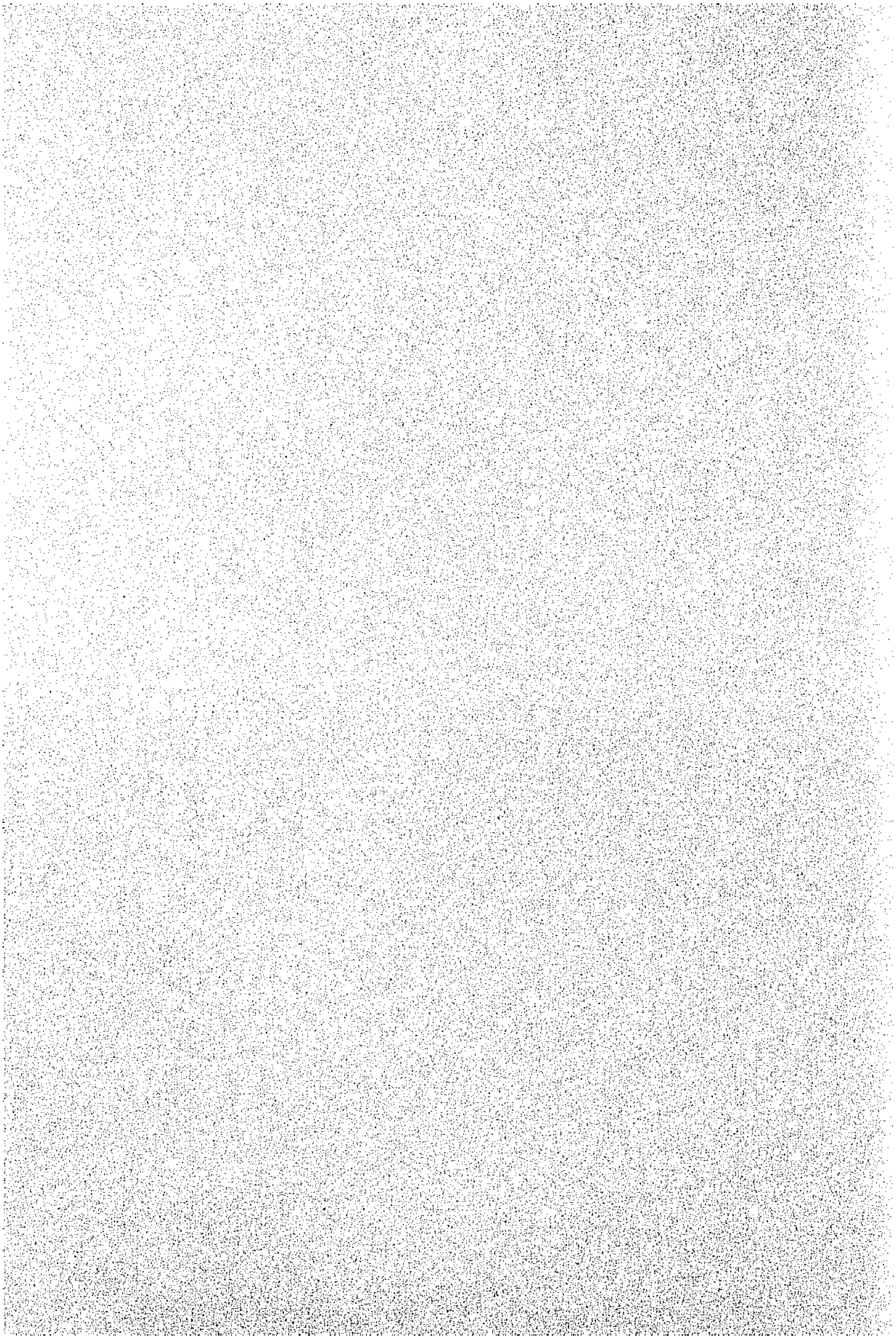

第7章　国際稲研究所（International Rice Research Institute）

1. 概　要

国際稲研究所（以下ＩＲＲＩという）はアジア諸国その他の主要米作地帯に於ける米の増産及び品種改良の研究を行ない、食生活の改善を図ることを目的としてフィリピン政府の協力の下に、フォード、ロックフェラー両財団が資金を拠出して１９６０年に設立された。即ち１９５９年１２月９日に比政府、ロックフェラー財団、フォード財団の三者間で Memorandum of Understanding に署名して、フィリピンの公益法人として５０年間存続することに合意し、フィリピン国立大学農学部（College of Agriculture of the University of the Philippines）が土地を提供し、最終的にはＩＲＲＩの全資産は同学部に帰属することとなる旨が合意された。次いでフィリピン国内法に基づき１９６０年３月８日に設立の登記が行なわれ、同年５月にはフィリピン議会がＩＲＲＩの税金免除についての法律を制定した。

当研究所は米の質の改善、量の増大を通じて、米の生産、稲作経営、流通及び利用に関する基礎及び応用研究を行なうことを主眼とし、権威ある国際的な学者の指導の下に各国の研究者を養成し、更に１９６４年からは稲作栽培普及コースを設定して普及技術者の養成も図っている。現在のスタッフは１８名の senior scientists（うち⅔はアジア人で日本人も数名いる）、６０名の junior research staff（多くはフィリピン人）から成り、その他の職員を入れて１５９名の陣容である。

当研究所はアジア地域の必要性に密着した稲作研究を中心テーマとしながらも、アジアのみならず広く中近東、アフリカ、中南米の諸国にもその研究成果の普及を図っており、１９６８年までに世界各国より３５１名の研修生を受入れた。比政府も当研究所に対して国際機関と類似の待遇を与え、ＩＲＲＩの使用する資機材は一切輸入関税が免除され、スタッフもドル払いの給与は全て免税であり、自動車についても研究所が無税で購入して職員の在任中貸与する建前となっている。

フォード、ロックフェラー財団以外にも、米国ＡＩＤを初めとする米国の民間企業等の援助があり、最近はカナダ政府が長期資金援助を計画しつつあり、１９６９年５月にはパリの開発援助委員会（ＤＡＣ）の作業部会でＩＲＲＩに

対する先進国の援助増大の必要性が指摘された。

2. ＩＲＲＩに対する外国援助

(1) Core Operating Budget に対する援助

当研究所の運営費は従来フォード、ロックフェラー両財団で均分に拠出された。１９６７年中に当研究所の本部計画に対する両財団の拠出金額は1,429,750ドルに達したが、１９６８年以降は両財団とも毎年７５万ドル以上は拠出しないことになっている。１９６９年の運営予算は１９４万ドルで、職員の増加を考えず、毎年５％の運営費増と仮定しただけでも１９７９年には３２５万ドル必要となり、ＩＲＲＩは財源不足を補う為米国ＡＩＤ、カナダ政府にもアプローチしている。

今後の援助計画は次の通りである。

(イ) フォード財団　　　ー毎年７５万ドル

(ロ) ロックフェラー財団ー　〃　　〃

(ハ) 米国ＡＩＤ

従来からの援助（１９６７年度は約１０万ドル）に加え、新たに１９７０年に３５万ドル、その後米国議会の毎年の承認を前提として漸増し、１９７４年には７５万ドル贈与する動きがあるが米議会が承認するかなお未定である。（ＩＲＲＩ副所長のAthwal氏によれば、米国の援助は初年度のみが確約であり、次年度以降は議会の承認が必要である為、ＩＲＲＩの長期計画の確立上不安があり、カナダの５カ年間の長期コミットメントの方がずっと有難いとのことである。）

(ニ) カナダ政府

現在の計画では、初年度（１９６９年）４０万カナダドルで、その後漸増し、１９７３年には８０万カナダドル（米ドルにして７５万ドルに相当し、フォード、ロックフェラー財団と同額となる。）に達し、５年間の総額は２７５万カナダドルとなる予定。

カナダ議会では小麦国のカナダが米作に関して大規模な援助をすることに疑問が表明され、一時はアジア開発銀行に一旦拠出した後、アジア開銀よりＩＲＲＩに払うという間接的方法も考えられたが、現在の見通

しとしてはカナダ議会の承認を得てカナダ政府よりＩＲＲＩに直接拠出が行なわれる可能性が大なる由。

(2) Special Projects に対する援助

(A) 低開発国に於ける技術援助プロジェクト

米作増産の研究及び普及のため、現地に senior scientist を１～２名派遣して援助するプロジェクトで、東西パキスタン及びセイロンはフォード財団、インドは米国ＡＩＤの援助を受けている。この援助に基づきＩＲＲＩに研修生を受入れる場合がある。

１９６７年度の拠出額は次の通り。

①	東パキスタン	＄１４０,７２４
②	西パキスタン	＄１２７,５００
③	セイロン	＄　９５,０００
④	フィリピン	＄　７９,１６０

(B) 研　修

① 稲作の研究者の養成

１９６２年以来２２０人の研修生（２８０人年）に research training を与えた。

② 稲作栽培専門家の養成（Rice Prodection Training Course）

(イ) ２５～３０人分は　ＩＲＲＩの予算（フォード、ロックフェラー財団の資金）。

(ロ) ３０～３５人分は　ＡＩＤ、ＦＡＯ、フォード、ロックフェラー財団の Country program 及び関係国政府（フィジー島、フィリピン等）等の援助。

(C) 建物機材（職員宿舎を含む。）

７５０～８００万ドルが主としてフォード財団から出資された。特定国からの特定の建物の贈与はなく、ＩＲＲＩは国際協調を重んじ特定の建物が一国により建設されるようになったことは余り歓迎しない由。

(D) その他

① ロックフェラー財団から「稲の穀粒の含有するたんぱく質とアミノ酸の改良の研究」に４万ドル。インドからの４人の当研究所派遣研修

生に1万ドル。

② AIDの総額102,253,05ドルのうち、95,407.02ドルは「極東及び南アジアにおける稲と関連する食糧穀物の生産のための農業機械動力の需要」研究計画への援助である。残額は当研究所の研修計画の助成である。

当研究所はインドの稲作研究計画に対して米国AIDと契約はしたが1967年12月31日までには資金は受授されていない。

③ ワシントンの国立科学財団から「世界の稲遺伝子の保持」の研究プロジェクトに17,250ドル。

④ フィリピン共和国の国立科学開発局から「Gamma－BHC を使用する稲作の殺虫剤残滓問題」の研究プロジェクトに10,149.49ドル。

⑤ Esso 研究工業会社から「肥料の研究」に3,450ドル。

⑥ Dow Chemical International から「雑草防除研究」に 1,539.97ドル。

⑦ 英国の帝国薬品工業会社から「熱帯稲作の万能除草剤の研究」に 5,000ドル。

⑧ ピッツバーク板硝子会社から「アジア6カ国における稲作に対するアジ化合物試験」に2,000ドル。

⑨ モンサント会社より「化学薬品から雑草防除計画」に1,000ドル。

⑩ the Stauffer 化学会社より「当研究所の全般研究計画」に 5,000ドル。

⑪ 国際鉱物化学協会から「土壌肥料の研究」に1万ドル。

⑫ 国際事務機械協会から「稲品種の目録」作成に7,000ドル。

3. 日本の援助に対する期待

副所長の Athwal 氏の内話を中心にして記せば次の通りである。

(A) 現存の施設、研究部門を拡大することについては若干の抵抗があり、むしろ現在の研究を継続して行なうだけで良いという議論が一部にはあるが、大方はもっとIRRIの国際的活動を強化し、積極的な業務の拡大を計るべしという議論である。DACにもIRRIで今後運営資金が不足することを説明し

たペーパーを出したが、今後どの程度の規模の新規援助を希望するかはなお検討中である。差し当たり、虫害専門家1名、Rice--breeding の senior scientist 3名は増員が必要であり、その他の形の援助も日本が行なうことは歓迎する。

IRRIとしては通常外国援助に対して次の2点を要望している。

① too maney string を付けないこと。

② 援助は単年度でなく continuing basis であること。

IRRIの科学者達は長期の身分保障と研究継続を要望しており、この点AIDも単年度ベースの援助であることは批判されている。

(B) 日本からの援助のプライオリティは次の通りである。

① Untied grant on continuing basis

Core operating budget の不足が予測されるので、最も歓迎される。

② 特定の不足している研究分野への供与

Plant Physiology、即ちIR品種とジャポニカの温帯への適用研究等。

③ 研修についての奨学金供与

井口より奨学金をアジアの低開発国への研修生へ限定し得るかとの質問に対し、Chandla 所長及び Athwal 副所長は、その程度の条件であればIRRIとして異存なかるべしと答えた。

(注：IRRIは先進国よりも低開発国民の研究及び研修を優先的に考えており、18人の senior scientist の中⅔はアジア人であり、研修生も先進国の人は極めて少ない。)

④ 機材贈与

電子顕微鏡、Phythotron は日本の機材が最適で、IRRI勤務の日本人専門家も強く希望している。

(注：日本製の機材は若干フォード、ロックフェラー財団の資金で調達しているが量は少ない。)

⑤ 不足している分野に対する専門家の派遣

Visiting scientists は帰国後、元の職場に復帰する約束の下

にのみ受入れている。又従来1年以内の家族同伴は認めていなかったが、6カ月以上の場合は認めるようにしたい由。

4. 研修についての奨学金供与の方式

(1) 米作増産研修コース(Rice Prodection Training Course)

期間は6カ月を原則としてIRRIで訓練を受ける。更に6カ月フィリピンの他の地域で実習を行なうことも可能であり、その他の研修生は本国の所属先に復帰し、自国の農民又は普及員に短期指導を行ない、その際IRRIの職員が4〜6週間助言する。

現在60名の研修生を受入れており、その出身は大部分がアジアの他、アフリカ、中南米、中近東からも受入れ、温帯の韓国からも受入れている。日本からはこのコースに研修生を送った例はない。なお、インド、パキスタンに於けるIR−8品種の普及に伴い両国からの研修生が増大中である。

表35 IRRIの Research Scholars 及び Rice Production Trainees

国名	数	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	Man-Years
フィリピン	123	7.8	18.3	24.0	22.3	24.5	18.4	16.1	131.4
タイ	32	5.7	11.6	7.8	5.1	2.3	2.5	2.2	37.2
台湾	18	−	2.9	7.8	9.8	6.0	3.3	2.6	32.4
インド	34	−	0.4	2.4	4.2	4.5	6.2	10.9	28.6
パキスタン	41	−	−	0.5	2.0	4.2	7.9	8.3	22.9
日本	21	0.7	4.2	6.6	3.7	1.2	3.3	1.9	21.6
韓国	17	−	−	1.2	4.2	3.1	1.8	3.8	14.1
インドネシア	14	−	0.2	1.0	2.1	1.7	3.3	4.2	12.5
ヴィェトナム	7	−	1.2	2.1	2.0	0.9	−	2.0	8.2
セイロン	10	−	−	0.8	1.0	0.8	2.5	2.3	7.4
その他	34	−	0.5	3.0	2.4	3.6	6.8	7.6	23.9
総数	351	14.2	39.3	57.2	58.8	52.8	56.0	61.9	340.2

(注) その他−カンボディア、コロンビア、西ドイツ、ガーナ、イラン、マレイシヤ、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、オランダ、パナマ、スーダン、アラブ連合、米国、ラオス、スイス、マダガスカル。

(2) 奨学金の内容

(イ) Research Scholars (degree or non-degree)

(Senior scientist の下で2年間研究に従事)

年3,000ドル+外国旅費

内訳： 寮費(食事・クリーニング付) 1,560ドル

臨時費 480ドル

その他(書籍費、医療費) 960ドル

(ロ) Post-Master of Science Fellows

年3,200ドル+外国旅費

内訳： 臨時費 720ドル

(ハ) Post-Doctoral Fellows

年3,700ドル+外国旅費

内訳： 臨時費 1,200ドル

以上の(イ)、(ロ)、(ハ)につき給与は来年度若干増額される予定である。

(3) 受入能力

現在の研修生受入能力は60 man-years で、今後1年に10〜15人まで受入れを拡張し得る。従って日本から10名分の奨学金の贈与は歓迎するところであり、その場合、来年(1970年)の給与は物価高が原因で research scholar は1人年3,200ドル+外国旅費となる可能性があり、その他の scholarship も引上げられる可能性があることを留意する要がある。

(なお Athwal 氏によれば、研修生受入能力は年に75人であるが、IRRIの運営予算が不足がちの為、運営予算より支出される研修経費を研修以外のプライオリティの高いものに回すことが得策であり、日本からの奨学金が得られれば、その分だけIRRIの運営予算で負担している研修奨学金を減らす可能性もある由。)

(4) 奨学生の人選

IRRIとしては、研修生の人選はIRRIの責任で行なうことを希望する。通常の手続としては、研修生の所属機関よりIRRIへ派遣の要請が出されると、IRRIはそのスタッフ又はスタッフを代理する人を現地に派遣し面接を行ない、資格要件を有すると判定されれば、願書の提出を要求する。更に研修

生帰国後に所属機関に復帰することが出来ることを確約するフォームを提出しなければならない。

5. ＩＲＲＩが与える各種の技術援助

ＩＲＲＩの農業研究及び普及に対する援助としては次の５種がある。

(1) ＩＲＲＩにおける研修

(イ) Research Training

現在１４カ国から３５名受入れている。

① One-year Non-degcee course

② Two-year M.S. degree course

（フィリピン国立大学農学部）

③ Special 6-month course

(ロ) *Rice Production Training course*

（前記 4.の(1) 参照）

(2) 低開発国における技術援助プロジェクト（前記 2.の(2) 参照）

受入国との契約に基づきその国に於ける稲作増産を援助し、専門家派遣、Consulting 及びＩＲＲＩ又は米国その他の国に於て研修生の受入れを行なう。

(イ) Formal Projects

東パキスタン ― 専門家２名
西パキスタン ― 〃 １名
セイロン ― 〃 １名
インド ― 〃 ５名
（ハイデラバードで行ない日本人もいる）

(ロ) Cooperation with National Projects

コロンビア及びタイに於けるロックフェラー財団の援助

(ハ) 今後の動向

① インドネシア

ＡＩＤ、世界銀行、オランダの援助の他、ＩＲＲＩの援助を非常に希望している。

② ビルマ

最近研修生を2名送って来ており、IR－8品種の栽培を100万haの土地に始めた。Breeding material を出している。

(3) Consulting Service

研究及び栽培の重要事項につき、短期の高級コンサルタントを低開発国の主として研究機関に派遣する。例えば、東西パキスタン、インド、セイロン等。

(4) 国際会議

1963年から不定期にシンポジュームが開かれていたが、1968年の第1回 Rice Production Conference には東南アジア10カ国の科学者が参加し意見交換を行なった。1969年にはアフリカ、中南米の科学者も参加の予定である。

(5) 資料・文献等の配布

資料の無償配布を低開発国の稲作研究者に行なっている。従来6～7年間に2,600部の写真版を配布した。

6. 米作以外の研究部門

(1) Multiple Cropping

米との輪作を効率的に行なう為の multiple cropping の研究部門がある。multiple cropping は米との輪作に適した大豆、ソルガム、メイズ、sweet-corn、sweet potato 、cow-peas でアジアの熱帯地域に適した作物を研究栽培している。

Multiple Cropping Department はロックフェラー財団の寄与に基づき、インド及びタイの同種の研究所と或程度関連があるが、小麦、メイズに関するメキシコ、コロンビア、ナイジェリアの国際熱帯農業研究所とは特別の連携関係はない。

(2) 農機具開発

農業機械、農機具の開発応用を行なっている部門があり、日本の小型農機具に対する関心が表明された。

(3) 乾燥・精米・貯蔵

1969年より米の乾燥、精米及び貯蔵についての経済的研究を企画している。

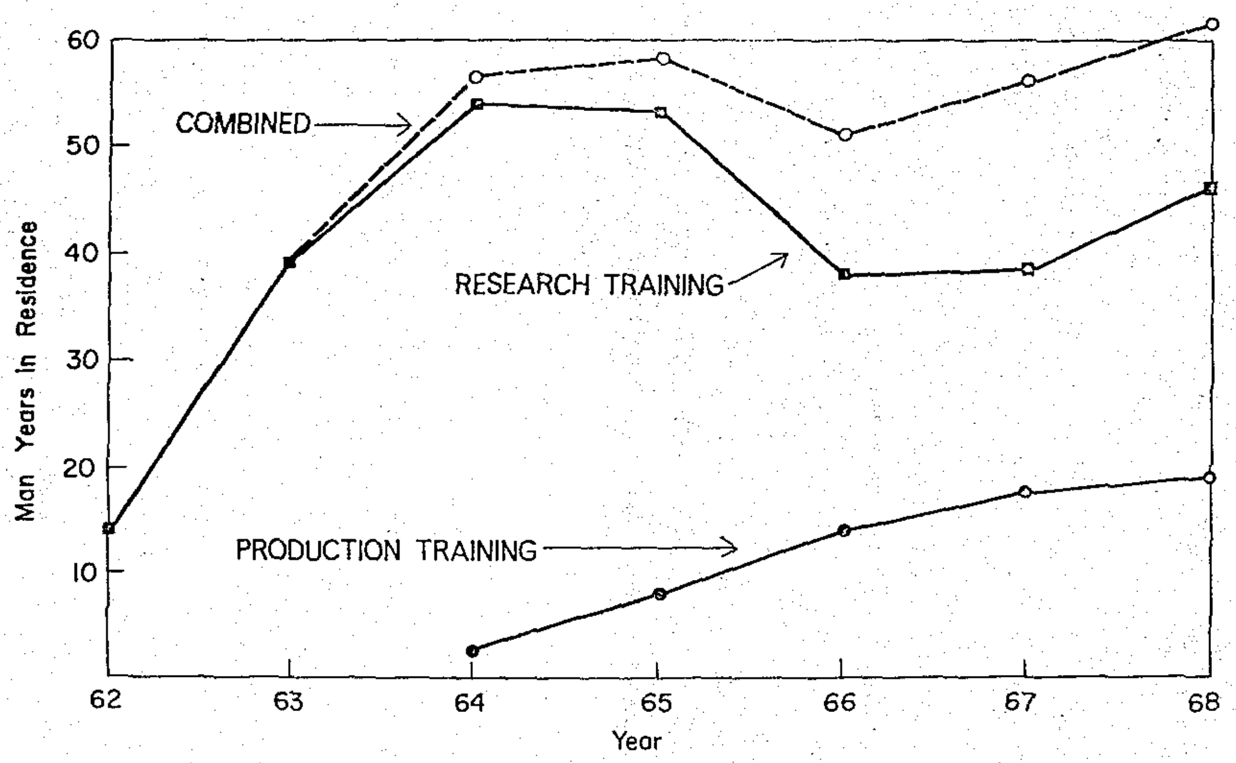

図8　Participation by research scholars and production trainees.

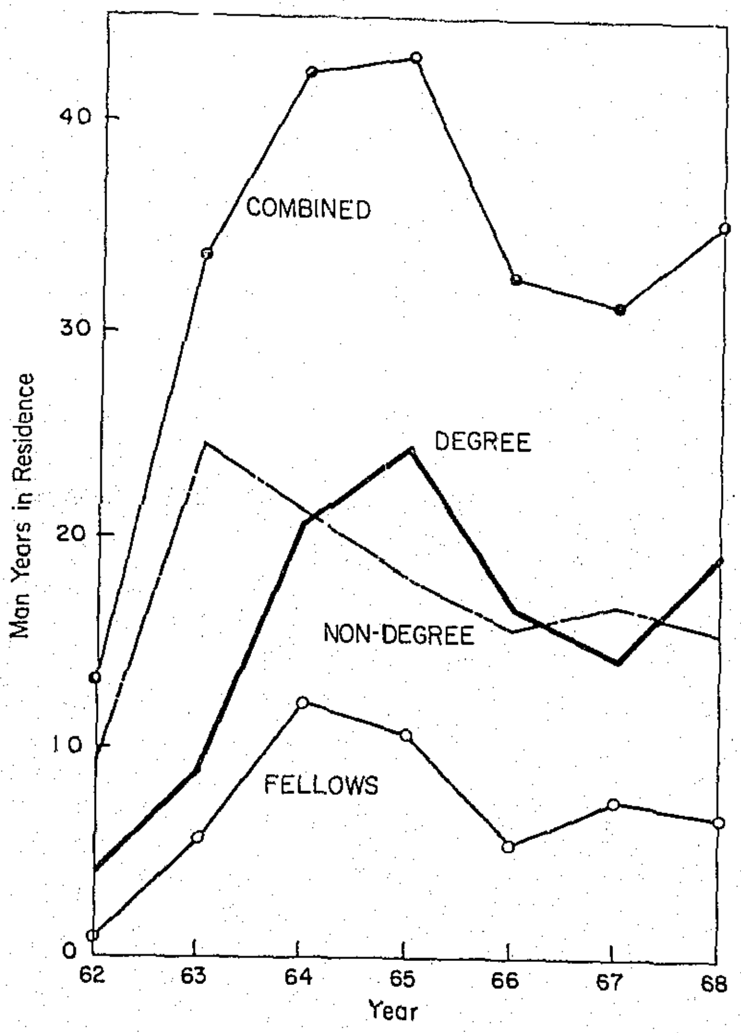

図 9 Participation by scholars (degree and non-degree) and fellows.

第 8 章

結　論

第8章　総　論

開発途上国の域内研修を促進するために域外先進国が第三国研修計画の援助を行なうことは既に序論で述べたような多くのメリットがあり、コロンボプランの重要な目標である域内研修の拡大について日本政府が従来積極的な協力姿勢を打出していなかったことは反省すべきである。開発途上国に対する自助努力の要請と援助受入国の need に合致した援助の強化が叫ばれており、先進国内での研修受入れ施設が収容力においても研修内容においても限界があるとの指摘がなされている今日、開発途上国の緊急に必要とする研修の相当部分を開発途上国の国内及び域内施設でまかなうことは当然の勢いであろう。最近の開発理論の動向も低開発国の離陸（take off）のためには外部からの人的物的援助だけでなく、各開発途上国の未利用の資源、能力をフルに発展させるようなモメントを作り出すプロセスに注視しているのであり、また経済開発についても国別の具体的事情に即した発展過程を辿るべきであって開発の一般理論について疑念が表明されている。わが国としても従来の国内研修が国別の特殊事情を考慮したきめ細かい研修ではなく、多くの国の研修生をグループにまとめた集団コースに重点をおいてきたため、各開発途上国の need に必ずしも適合した研修内容でなかったとの批判もあり、今後域内の研修施設で開発途上国の研修生に有用なものは、大いに活用するため第三国研修にのり出すべきであろう。このことは日本の国際収支が著しく改善され、外貨蓄積が充分あることからも可能の筈である。

1. 第三国研修計画の方式

日本として行なう第三国研修計画には次の各種の方式が考えられる。

(イ) 既存の地域的若しくは国際的研修施設の活用

日本としては開発途上国の国内用研修施設を活用することは当面控えて先ず定評ある地域的若しくは国際的研修施設（例えば、International Rice Research Institute,Asian Institute of Technology）における研修の援助を取り上げるべきであろう。これは日本がＡＩＤのように在外公館及び海外技術協力事業団の現地体制を整備充実させておらず、従来開発途上国の有する研修施設についての情報、資料が乏しく、正式のコンタクトも殆どなかった上に、そのような国内施設で研修する場合の研修内容の

check up を不断に行なうための事務体制ができていないからである。また、英国のように旧植民地であった域内諸国の教育、研修機関に対して独立以前から与えてきた各種援助の実績もなく、また教育内容や資格について英本国の制度を移植しているような特別のきずなもない。したがって、わが国としては当初は定評ある研修研究内容を有し国際的にも認められている地域的施設をえらんでその施設に対して研修生の人選、研修カリキュラムの作成、研修生の世話等全面的に委託することが最も簡便な方式である。特に国際的組織であるが故に日本としてその運営について発言権を有するような仕組になっていれば最も望ましく、そこまで行かない場合にも、日本側としてはアジア域内の国際的域内研修施設との接触を正式に深めて実情把握に努めるべきである。

(ロ) 日本の作った二国間訓練センターの活用

日本が開発途上国に設置した訓練センターの受益国を拡大して域内諸国の研修員を受入れる可能性を explore すべきである。東南アジア漁業開発センターの訓練部局及び調査部局はそのような域内研修を当初から目的としているが、わが国としては今後バイラテラル援助のセンターの規模を拡大して regional な研修に活用できるよう考慮すべきであり、また、当初バイラテラルなセンターであっても相手国に引渡した後に拡充してそれを regional な研修施設に改組してゆくことも可能ではなかろうか。この点はタイの電気通信センターで既にタイ政府に引渡した施設を第三国研修の対象にすることはタイのＤＴＥＣ往訪の際、先方責任者が示唆した処であり、またインドの水産加工センターにセイロンの研修員をインド政府の費用で受入れていることは参考となろう。

(ハ) 日本の研修との Combination training

日本の国内研修と第三国研修との組合せにより、両者の特質・長所を生かす方式は検討に値いする。即ち、日本で高度の専門的乃至理論的研修、又は基礎的訓練を受けて、その応用乃至実用のための研修、見学を帰路に開発途上国で行なうことでＡＩＤは従来相当このような方式を採用している。わが国としては取り敢えず日本の集団研修を受けた研修員を帰国の途中で参考になる域内開発途上国において短期間 observation tour をやらせること

は有用であろう。このような方式は外国旅費の追加支出を招かず、かつ研修員の視野経験をひろげるため研修員に歓迎される方式であろう。

(二) 米国ＡＩＤの第三国研修計画への参画

ＡＩＤが第三国研修は極めて大規模にやっており、現地の組織作りも堅固である処、最近ＡＩＤは開発途上国に漸次 local cost を負担させようとしているが果して開発途上国がどれだけその負担を share できるかなお未知数である。ここに日本が一枚加わってＡＩＤの負担している経費を一部日本が支出する一方で研修員の人選や研修内容について発言権を確保し、日本の研修計画との連携を考えることなどができないか。もしそれができれば米国の東南アジアにおける経費分担の要望にも合致し、かつＡＩＤの組織を日本側も利用でき、また、開発途上国の研修経費負担を軽減してアジア諸国よりも感謝されることにならないであろうか。

(ホ) 第三国研修受入施設への技術援助

厳密にいうと第三国研修そのものの援助ではないが、そのレベルアップを計る援助として、受入施設に対する運営資金の供与、専門家や機材の供与により研修、研究内容を向上させる援助は、受入国及び研修施設が極めて歓迎する処であり、これにより研修の受入能力も拡充されることになる。International Rice Research Institute や Asian Institute of Technology もこのような各種援助の組合せを歓迎しており、ＡＩＤや英国もこのような project 援助の対象である研修施設に奨学資金を支出している例が多い。コロンボプランの Intra- Regioral Training Adviser の Khan 氏もかつて井口に対して、開発途上国内の研修施設を第三国研修の対象として選定する際に、相当多くの施設は指導要員や機材について不足があり、この不足を補って研修の質を改善した上で奨学資金を供与しないと第三国研修のメリットが充分に生かされないとの見解を表明したことがあったのは注意に値いしよう。今後、わが国としては域内の研修施設に対し、専門家、機材の供与、現地指導要員の受入れ、研修奨学資金の供与を Combined した project aid を強化すべきであろう。

2. 第三国研修計画推進に当っての問題点

(イ) 日本政府及び海外技術協力事業団の現地組織の強化

第三国研修を実施する際は、その事務的処理は三つの国（ donor，host 及び sen ding countries ）にまたがり、研修先の選定、研修員の人選、経費の支払い等全てバイラテラル援助の場合よりも複雑であり、ＡＩＤの例をみても明らかなように host country 及び sending country の現地ＡＩＤ機関同志が緊密な事務連絡を行ない host country と sending country との間のコミュニケーションは殆どＡＩＤの手で行なっている。即ち、sending country のＡＩＤがその国の研修の need を把握して研修先について助言すると共に研修員の人選派遣に参与する一方、host country のＡＩＤが host country の研修施設を開拓し、研修員の need 及び qualification に合致したカリキュラムを作成し研修内容をフォローし、必要経費を支出するのであり、ＡＩＤの現地機関が大部分の事務をかぶっているようである。sending country 及び host countryは第三国研修計画のための特別の組織は作っていないのが通例であり、両者の間の直接の連絡は行なわれず donor country の現地組織に依存している。わが国としても開発途上国が第三国研修計画を歓迎しつつも事務的負担の増大は歓迎していない現状を理解し、今後大使館及びＯＴＣＡの現地体制を強化し、在外駐在員を増大すると共に、研修について経験充分のスタッフを現地に配置する必要がある。その点、既に第三国研修をやっているオーストラリアが在外公館の技術協力担当官一名に頼っていて第三国研修を拡大する組織作りがおくれていることに留意すべきである。

(ロ) 事業団法の解釈の拡張と改正

事業団として新たに第三国研修計画を実施することが組織法上可能であるかという問題がなお充分検討されていないが、団法第一条の「海外技術協力事業団は、アジア地域その他の開発途上にある海外の地域に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なうことを目的とする」というその目的に合致し、このような技術協力の実施として第三国研修の措置が有効かつ必要であれば、団法第２０条１項(4)及び２項に基づき外務大臣の認可を執りうる筈である。団法の規定は技術協力の内容が多岐に発展してゆくのに伴い、それを包含するような形で弾力的に解釈すべきで

あり、日本の技術協力が効率的に運用されるのを妨げるべき解釈は避けなければならない。団法上比較的問題が少ないと思われる第三国研修計画は、日本における技術研修と tie up した形式のもの、特に日本での研修を受けて帰国途次第三国に立寄り observation tour を行なう形式のものである。このように日本の国内研修に附随した第三国研修は日本の技術協力を一層効率的ならしめるための研修の一環であるとの名目が立ち易い筈である。今後第三国研修に対する援助を大規模に行ない、日本における研修やその他日本の援助プロジェクトと結びつかない場合でも第三国研修援助を推進しようとする場合、大蔵省等で団法の規定が問題にされるならば思い切って早い機会に団法を改正して海外技術協力事業団が第三国研修を実施しうる明文の規定を設けることが得策であろう。日本政府としても来年度の予算要求で International Rice Research Institute や Asian Institute of Technology に対する奨学金、渡航費等の研修援助経費の支出を要求しており、今後第三国研修を助長しようとするならば、現在の在外公館のスタフではとても手薄であり、やはり実施機関を育成すべきで、これはＯＴＣＡを除いてはあり得ないのである。したがって政府としても第三国研修援助の委託をＯＴＣＡに行なうことになろうし、そのためにＯＴＣＡの権限規定を拡充し、かつ、海外事務所の強化を図るべきである。

(ハ) Host Country のバイラテラル援助との調整

Host country で自国の負担によるバイラテラルの研修員受入れを行なっている場合には、日本としてはこれを阻害したり競合したりしない形式で第三国研修の計画を立案すべきであり、できる限り Host Country の意向を尊重しその国のバイラテラルの受入れ計画を補足補完するラインで進めるべきであろう。この点についてＡＩＤは注意深く、Host country 独自の研修員受入れプログラムにあるコースは毎年少しづつしか第三国研修計画の対象とせず、かつ同一のコースを毎年続けてオファーすることは控えているようである。一案であるが日本のオファーする第三国研修コースは比較的高級の経費のかかるコースとし、host country のオファーする研修コースはそれよりも低級の経費の嵩まないコースとする区分は立てられないであろうか。この点 Asian Institute of Technology が域内にエンジニアリン

グの大学院が少ないのを補完するために設立されたことを想起すべきである。また、インドが第三国研修を受入れる場合の研修員の日当宿泊費はインドにおける一般研修生並みに抑えることを原則として、この条件を受諾すれば第三国研修の host country になることに同意しているのは正に第三国研修援助を受入れることによって自国の独自のプログラムを実施する上で競合したり阻害されないよう顧慮しているからであろうし、このような開発途上国の自助努力とプライドは充分に考慮しなければならない。

(二) 帰国研修員のフォロー・アップ

日本の研修と異なり、外国の研修施設のみで研修を受けた者をそれ以降フォローアップすることは日本の国内だけでは(OTCAの本部だけでは)不可能である。このような研修員は host country の研修施設の充分な協力なくしてはフォローアップの援助ができない。日本の研修との combination training を受けた者は現在の帰国研修員のフォローアップの体制の枠内で処理しうるが、第三国のみで研修を受けた者に対する支援体制は日本の host country における現地組織及び sending country における現地組織の緊密な協同作業によって漸く達成できるのであり、予め host country の研修施設と研修終了後のフォローアップの方法についても合意を取り付けておくことが最善の策であろう。もっとも、AIDのような立派な組織でも、第三国のみで研修した帰国研修員のフォローアップは不充分のようで手が廻りかねているような感じを受けたが donor country として考えねばならない問題である。

以上種々の問題はあるが、わが国はアジアの域内研修の強化に積極的な援助は余り行なっておらず、東南アジア漁業開発センターに至って漸くその第一歩を踏み出した感があり、来年は域内の国際的研修・研究施設に対する奨学金の供与を計画しており、今後漸次域内の既存の国内研修施設の活用も計られてゆくべきであろう。その場合、日本としてどこ迄経費を負担すべきかという問題があるが、わが国として外貨準備高も豊かとなったのであり、当初はなるべくおおらかに全ての経費(外国旅費、国内旅費、滞在費、研修附帯費、医療費等)を負担する覚悟が必要であり、開発途上国により Local cost を一部負担し

うる能力がある国があれば、その限度で一部の経費負担を要求すべきであろう。

わが国としては、従来技術援助が絶対額においても、また経済協力の中に占める比重においても著しく低く、1968年度の日本の政府ベースの経済協力の中で技術協力は4.4%の比率で先進国中最低の比率であり、DACにおいては例年日本が技術援助を拡大すべきであると批判されており、技術援助をバイラテラルに増大してゆくことが言語その他の障害に直面しているならば、マルティラテラルな技術援助への資金供与を増大すべきであるとのDAC議長勧告も本年出されている。このような状況において、しかも日本のGNPの成長率、国際収支の外貨蓄積は改善する一途であり、日本が第三国研修の援助資金を設けてこれを域内研修機関に供与してゆくことは日本の技術援助を増大する新しい方途を見出したことになるのではなかろうか。今回の調査でも台湾、タイ、フィリピンの東南アジア諸国が日本政府が第三国研修計画にのり出してくることを歓迎し、米国のAIDも日本がこの分野で有効な寄与ができることを確言し、米国の援助に日本が緊密に協力することに関心を表明したことを想起すべきであり、わが国としては、今後アジアを中心とした第三国研修計画を実施し、コロンボプランの加盟国として域内研修の育成強化に応分の寄与をすべきであろう。

附　図　表

目　次

第1表　域内研修とDonr Country

第2表　域内における第三国研修

第3表　先進国の第三国研修実績

第4表　ＡＩＤ援助によるアジアの研修生

第1図　ＵＳＯＭ Thailand

第2図　AID Manila office Organization Chart

第3図　台湾の第三国研修（国別・業種別）

第4図　タイ　〃〃　（〃　〃）

第5図　フイリピン　〃　（〃　〃）

第6図　韓国　〃　（〃　〃）

第7図　韓国　〃　（年度別）

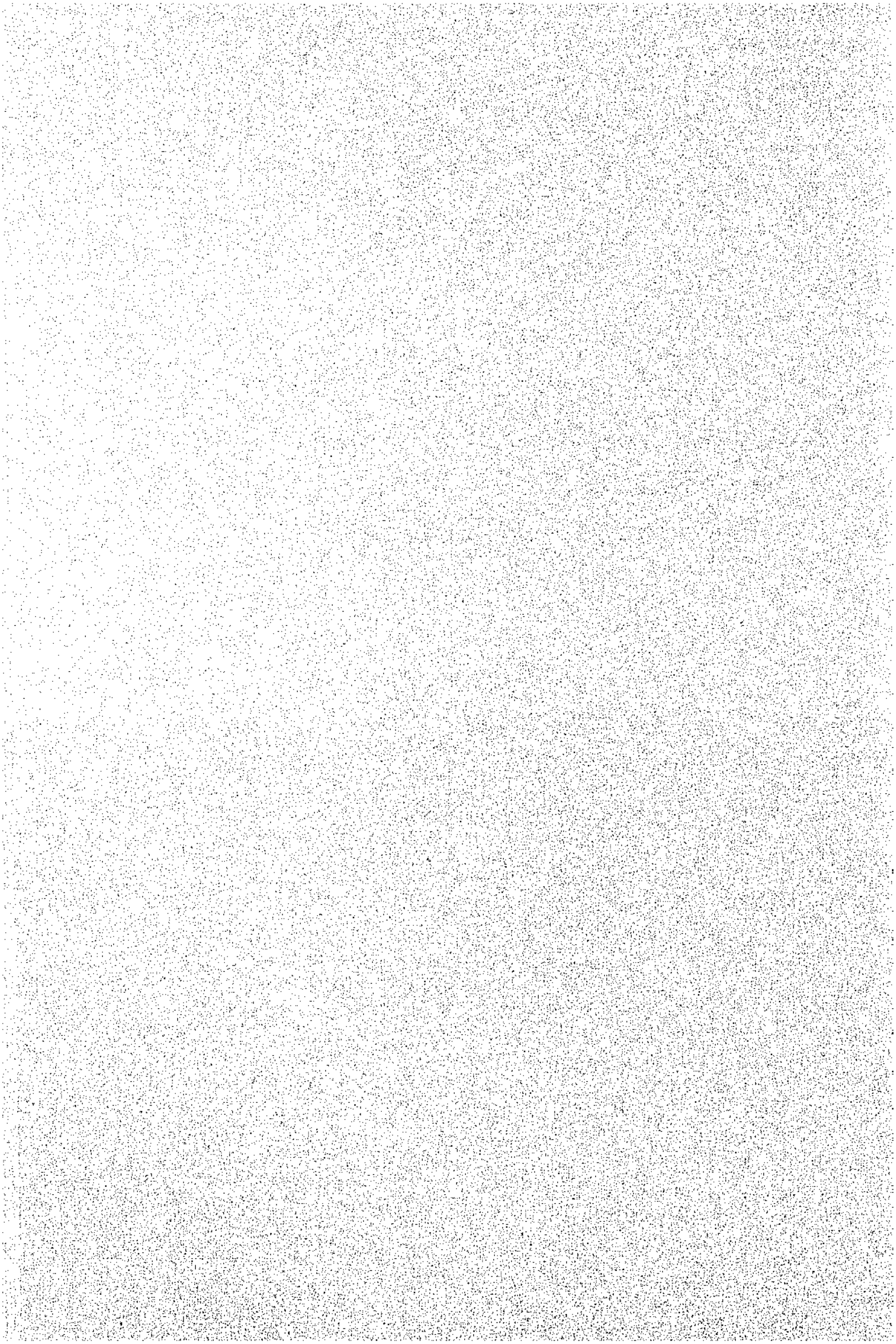

第1表　　域内研修(業種別)とDonor Country

(1950年度—1967.12)

Donor Country / 業種	ビルマ	セイロン	インド	インドネシア	韓国	マレーシヤ	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	計(域内)	計(CP加盟国)
教育	6	6	981	—	1	9	19	3	21	—	1,046	11,582
厚生	—	12	262	—	—	5	21	8	37	—	345	5,640
農林	19	11	421	8	—	35	1	8	13	8	524	7,676
鉱工業	2	15	380	—	—	1	1	—	42	—	441	5,522
産業貿易	2	4	333	3	1	—	2	4	3	—	352	4,066
運輸通信	6	6	230	4	—	9	270	—	73	2	600	4,478
行政	—	1	198	2	—	24	17	9	77	—	328	7,821
社会福祉	—	—	105	1	—	7	—	2	13	—	128	1,271
統計	—	1	330	—	—	—	—	—	—	—	331	737
水産	—	—	28	—	—	2	—	1	1	—	32	525
農業組合	—	32	109	—	—	3	4	—	—	—	148	595
銀行税務	—	1	120	—	—	11	—	1	12	2	147	1,999
その他	—	—	54	—	—	1	—	—	13	—	68	417
計	35	89	3,551	18	2	107	335	36	305	12	4,490	52,329

第２表　域内における第三国研修

（１９６７年度）

Host Country / Sending Country	インド	インドネシア	イラン	韓国	マレーシヤ	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ヴィエトナム	計
アフガニスタン	4	—	43	—	—	4	18	52	—	—	—	121
ビルマ	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
セイロン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
インド	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	4
インドネシア	8	—	—	4	—	—	7	8	1	1	1	30
韓国	—	—	—	—	5	—	—	—	—	14	—	19
ラオス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	257
ネパール	152	—	—	18	—	—	10	55	—	24	—	259
パキスタン	—	1	—	—	—	—	—	13	1	6	—	21
フィリピン	2	—	—	4	—	—	2	—	—	6	—	14
タイ	—	—	—	20	—	—	35	97	3	—	—	155
ヴィエトナム	—	—	—	20	6	—	—	212	3	49	—	290
計	166	1	43	68	11	4	72	439	13	358	1	1,176

第３表　先進国の第三国研修実績

（人）

国		援助国本土	研修生自国	第三国	計
DAC加盟国	1965	29,072	335	1,584	30,991
	1966	28,530	2,223	2,851	33,604
	1967	29,204	3,100	2,604	34,908
オーストラリア	1965	688	—	6	694
	1966	814	—	6	820
	1967	942	—	20	962
	1968	1,067	—	13	1,080

国		援助国本土	研修生自国	第三国	計
ベルギー	1965	907	325	—	1,232
	1966	845	349	10	1,204
	1967	732	221	10	963
	1968	810	604	—	1,414
カナダ	1965	1,095	—	—	1,095
	1966	763	—	—	763
	1967	1,513	—	2	1,515
	1968	1,320	—	1	1,321
ドイツ	1965	5,512	—	—	5,512
	1966	6,311	574	1,075	7,960
	1967	7,200	865	729	8,794
	1968	9,336	6,873	504	16,713
ノールウェイ	1965	100	—	1	101
	1966	98	10	4	112
	1967	98	—	—	98
	1968	87	—	5	92
スェーデン	1965	175	10	28	213
	1966	82	—	—	82
	1967	129	23	32	184
	1968	273	17	44	334
英国	1965	5,361	—	—	5,361
	1966	4,893	—	13	4,906
	1967	3,926	—	2	3,928
	1968	4,043	—	6	4,049
米国	1965	5,814	—	1,549	7,363
	1966	6,141	—	1,743	7,884
	1967	6,406	—	1,809	8,215
EEC	1965	705	285	52	1,042
	1966	474	329	49	852
	1967	440	410	51	901

（DAC 1969 Annual Aid Review より）

（注）DAC加盟国中、第三国研修を実施している国のみ。

第4表　AID援助によるアジアの研修生

（1968年度）

国　名	米国での研修	第三国での研修	計
アフガニスタン	65	114	179
台　湾	43	−	43
イ ン ド	227	2	229
インドネシア	160	23	183
イ ラ ン	21	11	32
韓　国	115	55	170
ラ オ ス	13	331	344
ネ パ ー ル	57	251	308
マ レ ー シ ヤ	11	−	11
パ キ ス タ ン	207	103	310
フ ィ リ ピ ン	71	18	89
琉　球	−	209	209
タ　イ	370	510	880
ヴィェトナム	493	436	929
小　計	1,853	2,063	3,916
援助総数	5,602	3,022	8,624

第1図 USOM THAILAND

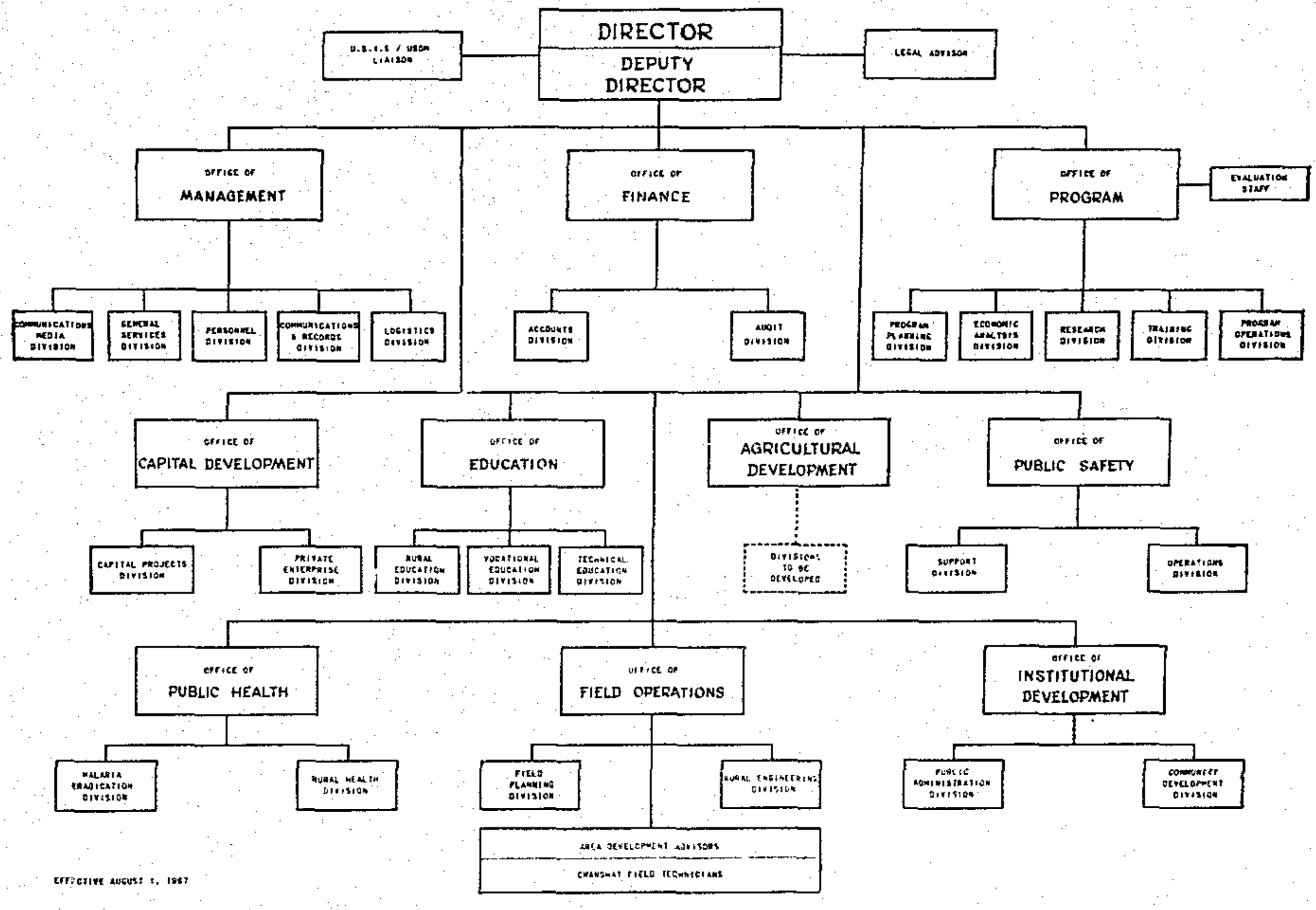

第２図　U.S. AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT
MANILA, PHILIPPINES

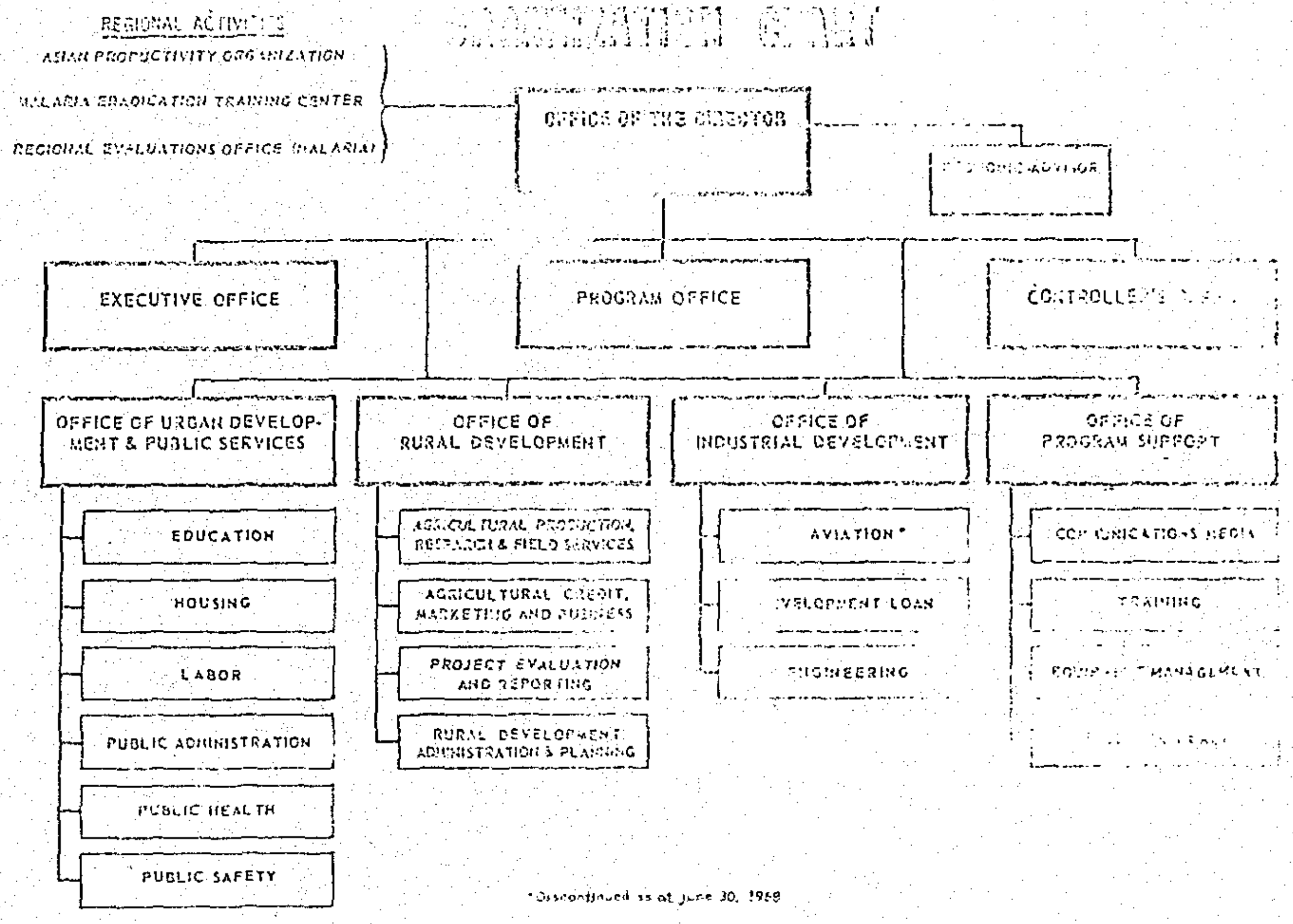

*Discontinued as at June 30, 1969

第3図　PARTICIPANT TRAINING COMPLETED BY SENDING COUNTRIES AND TECHNICAL AREAS 1954-1967

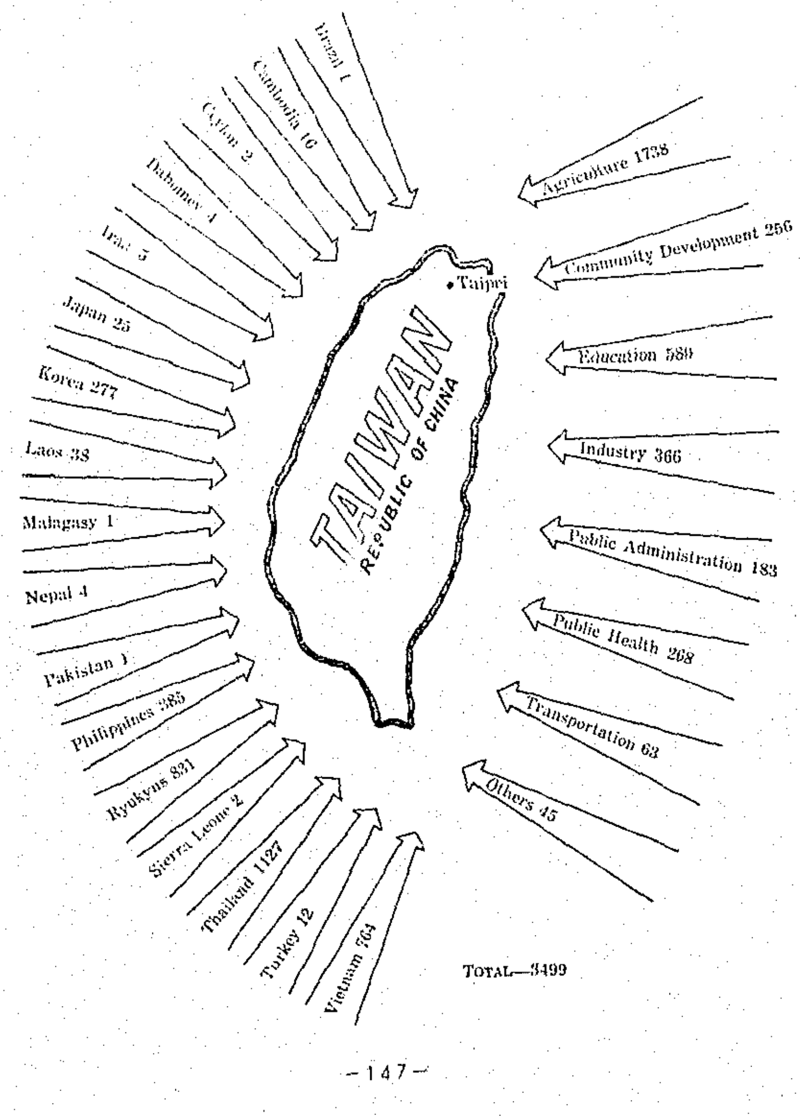

第４図　PARTICIPANT TRAINING COMPLETED BY SENDING COUNTRIES AND TECHNICAL AREAS 1955-1967

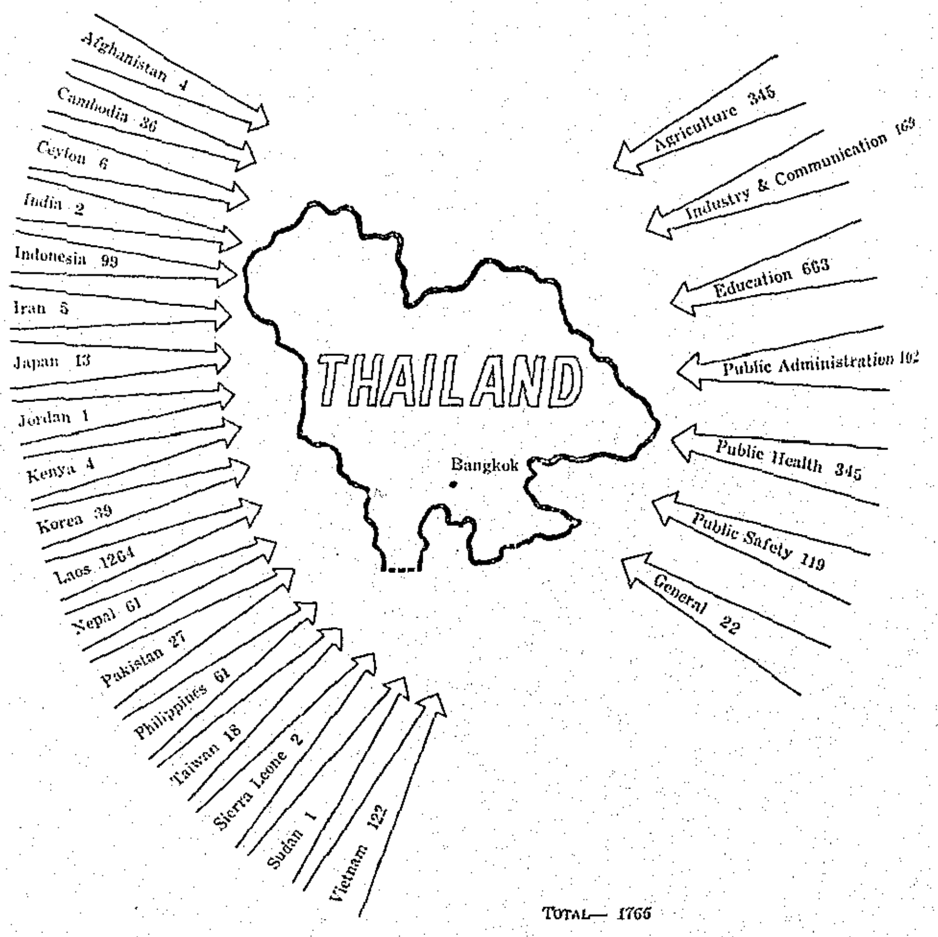

第５図　PARTICIPANT TRAINING COMPLETED BY SENDING COUNTRIES AND TECHNICAL AREAS 1955-1967

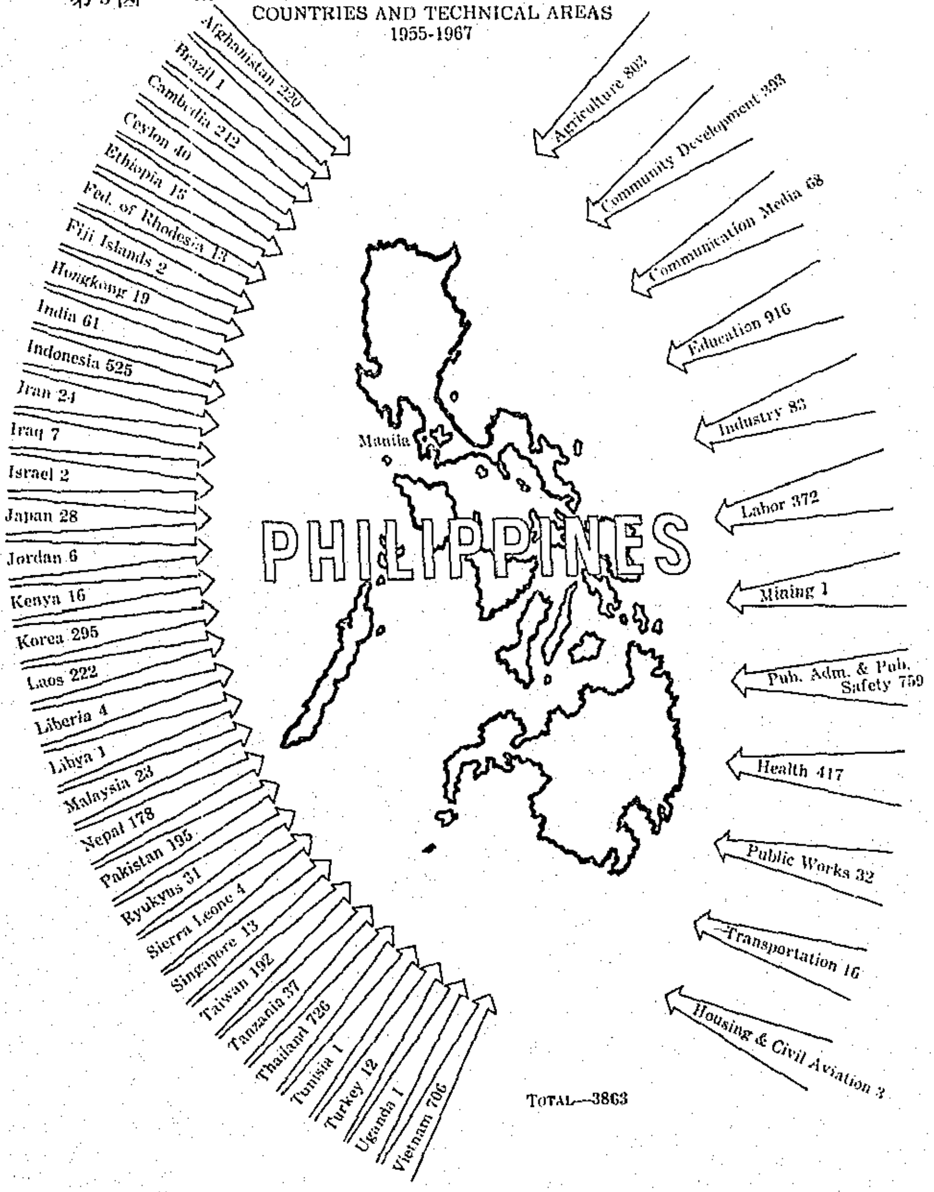

第6図　PARTICIPANT TRAINING COMPLETED BY SENDING COUNTRIES AND TECHNICAL AREAS 1958-1967

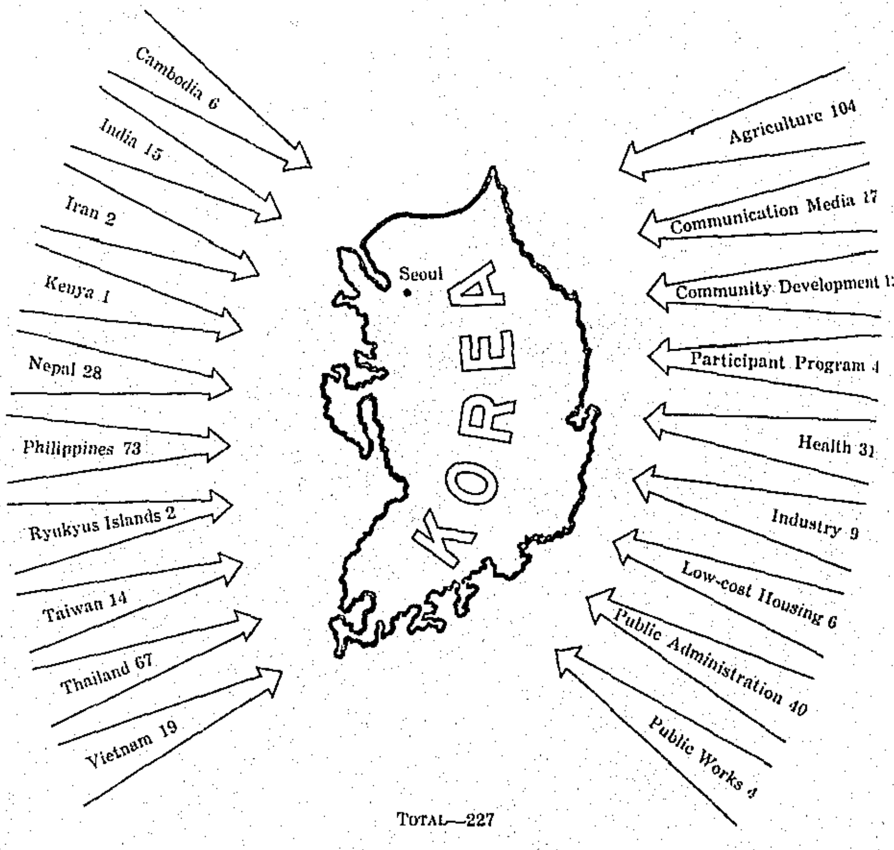

第７図　韓国における第三国研修（年度別）

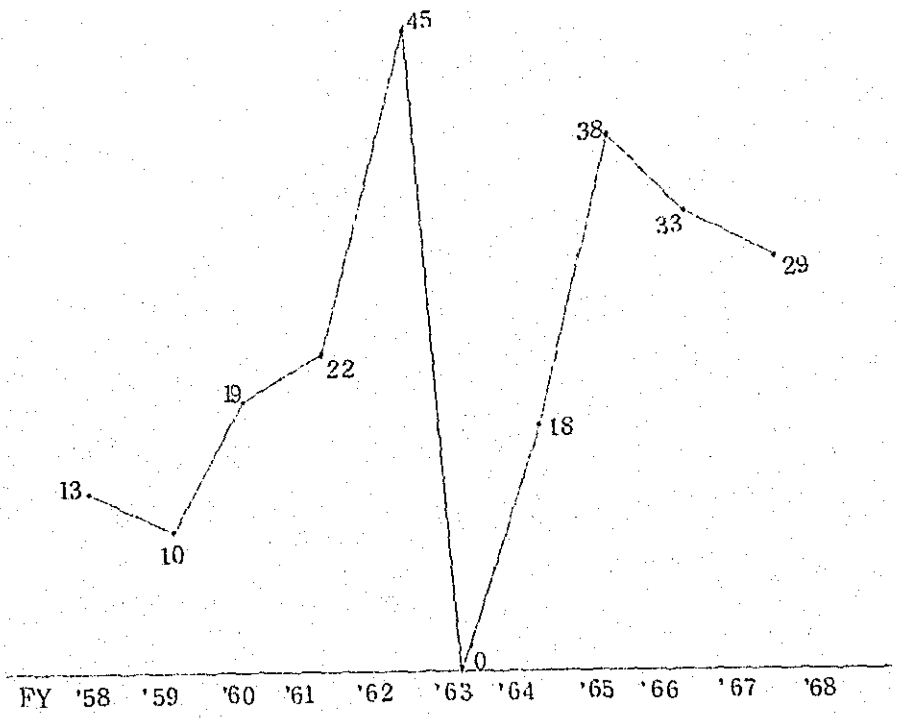

TOTAL－227

資料・図表索引

別添資料

1. AID台北所長よりCIECDの陶聲洋氏宛書簡
2. 同 6月21日付書簡

   DTEC. General Order No. 7/2510

   Procedural Regulation on Third Country Training in Thailand

   Policy and Procedural Guidelines for the Administration of Third Country Participant Training in Thailand

   Australian/Thai/Laos "Third Country" Training Programme Suggested Procedural Arrangements

   Proposal to the Canadian Government to Participate in the Asian Institute of Technology

   Third Country Training in the Philippines

図 表

1. 第三国研修計画(図解)
2. 台湾に於ける第三国研修
3. RELC Funding Plan
4. Third Country Training Working Procedure
5. タイに於ける第三国研修
6. フィリピンにおける第三国研修
7. フィリピンに於ける第三国研修の Program Development
8. Participation by research scholars and Production trainees
9. Participation by scholars (degree and non-degree) and fellows

表

序 論

1. 現地調査日程 8

第 2 章

2. 研修生受入数(国別・業種別) FY 1968 23
3. 〃 〃 (〃 〃) FY 1969 23
4. 〃 〃 (国別) (FY 1954-69) 25
5. 〃 〃 (業種別) (〃) 25
6. 外国へ送った台湾研修生(年度別) 26
7. 〃 〃 (業種別) 26
8. タイへ送った研修生(業種別) 26
9. フィリピンへ送った研修生(年度別) 27
10. AITへ送った研修生 27
11. IRRIへ送った研修生 27
12. 琉球からの研修生受入数(年度別) 29
13. 〃 〃 (業種別) 30
14. ヴィエトナム研修生受入数(年度別) 30
15. 〃 〃 (業種別) 31

第 4 章

16. タイの第三国研修生受入数(国別) 52
17. 研修生受入数(1968年度) 52
18. タイの第三国研修計画受入先及び受入数 53
19. CATC 卒業生数 (FY 1962-69) 56
20. 外国へ送ったタイ人研修生(業種別) 56
21. 台湾へ送ったタイ人研修生(業種別) 57
22. フィリピンへ送ったタイ人研修生(年度別) 57
23. 〃 〃 〃 (1969年度のみ) 57
24. タイでの第三国研修生受入数(業種別・国別) 62

第 5 章

25. ＡＩＴの過去の資金源 84

26. ＡＩＴへの各国の援助額 87

27. ＡＩＴの Capital Development Income 88

28. ＡＩＴの各国研修生の数 90

29. ＡＩＴ Projected Enrollments by class 91

第 6 章

30. 研修生受入数（国別） 102

31. 〃 〃 （業種別） 102

32. 外国へ送ったフィリピン研修生（年度別） 107

33. ヴィェトナム研修生（年度別） 110

34. 〃 〃 （業種別） 110

35. ＩＲＲＩの研究員及び稲作増産研修生